

令和元年第3回定例会

(9月5日招集)

# 山都町議会会議録

令和元年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告	
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	6
日程第6 認定第1号 平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	7
日程第7 認定第2号 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
日程第8 認定第3号 平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
日程第9 報告第10号 平成30年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	7
日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）	10
日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋上部工工事）	13
日程第12 議案第50号 工事請負契約の締結について（山都町営プール他解体工事）	15
散会	24

○9月12日（第2号）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者の職氏名	25
職務のため出席した事務局職員	26
開議	26
日程第1 一般質問	26
6番 藤川多美議員	26
11番 後藤壽廣議員	40

9番 吉川美加議員	54
1番 眞原 誠議員	70
散会	82

#### ○9月13日（第3号）

出席議員	83
欠席議員	83
説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した事務局職員	84
開議	84
日程第1 一般質問	84
2番 西田由未子議員	84
3番 中村五彦議員	98
日程第2 議案第41号 山都町へき地保育所条例の廃止について	108
日程第3 議案第42号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備について	110
日程第4 議案第43号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	111
日程第5 議案第44号 山都町森林環境整備基金条例の制定について	117
日程第6 議案第45号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	118
日程第7 議案第46号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	128
日程第8 議案第47号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	130
日程第9 議案第51号 山都町辺地総合整備計画の策定について	131
日程第10 議案第52号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	133
散会	134

#### ○9月27日（第4号）

出席議員	135
欠席議員	135
説明のため出席した者の職氏名	135
職務のため出席した事務局職員	136
開議	136
日程第1 認定第1号 平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	137
日程第2 認定第2号 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ	

		いて……………	141
日程第3	認定第3号	平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて……………	142
日程第4	委員会報告	請願及び陳情等付託報告について……………	143
日程第5	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について……………	148
閉会		……………	148

9 月 5 日（木曜日）

令和元年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年9月5日午前10時0分招集
2. 令和元年9月5日午前10時0分開会
3. 令和元年9月5日午前11時32分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 認定第1号 平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第7 認定第2号 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第8 認定第3号 平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第9 報告第10号 平成30年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
  - 日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について(柚木砥用線道路改良工事)
  - 日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について(水の田尾下鶴線白石橋上部工工事)
  - 日程第12 議案第50号 工事請負契約の締結について(山都町営プール他解体工事)

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩

会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和元年第3回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に1番、眞原誠君、2番、西田由未子君を指名します。

**日程第2 会期決定の件**

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月27日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの23日間に決定しました。

**日程第3 諸般の報告**

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおります。

本日まで受理した請願は、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日まで受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

その他はお手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申し出があつております。これを許します。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） おはようございます。第三セクターの経営健全化方針の策定について御報告させていただきます。

第三セクター等につきましては、地域住民の暮らしを支える事業を担う重要な役割を担う一方で、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

第三セクターの経営は地方公共団体から独立した事業主体として、みずからの判断と責任に基づいて遂行することが原則であります。経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政的リスクを踏まえて、地方公共団体が主導することが必要であります。

平成26年8月の総務省からの通知、「第三セクター等の経営健全化の推進について」及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定」においても、地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等において、経営健全化に速やかに取り組むことが要請されております。

これを受けまして、町では、平成27年において、町が出資する全部の第三セクターの財務診断を行っております。経営改善が必要である法人に対しまして、今後の取り組みについて、改善方針の提出を求めています。さらに、平成30年2月20日付総務省通知において、相当程度の財政的リスクを有する第三セクターと関係を有する地方公共団体においては、経営健全化方針の策定及び公表が求められております。

本町においては、財政的リスクを抱える第三セクターとして、有限会社虹の通潤館と有限会社そよ風遊学協会の2法人が該当することから、この度、令和元年9月2日に経営健全化方針を策定し、健全化に取り組んでまいります。

それでは、別紙1をごらんください。有限会社虹の通潤館について、御説明させていただきます。

有限会社虹の通潤館は、物産館、虹の通潤館の管理運営を目的に、平成8年に設立されております。平成18年から、国民宿舎通潤山荘及び物産館、虹の通潤館の指定管理者として、運営を行ってまいりました。

平成26年度からは、物産館の指定管理者からは外れ、国民宿舎通潤山荘のみの指定管理者となっております。

作成年月日、第三セクターの概要につきましては、記載の内容を御確認いただきたいと思えます。経営状況、財政的リスクの現状です。

2枚目にあります参考6、法人の財務状況をごらんください。

財務状況につきましては、平成25年、26年度の2年間は、単年度赤字が続きましたが、平成27年度には黒字に転換しております。しかし、平成28年の熊本地震による施設の被災、また、地震



以降の売り上げの落ち込みなどにより、平成30年度決算時における累積損失は1,545万円で、658万円の債務超過となっております。

町の関与としましては、これまで、経営課題の明確化と経営改善を図るため、外部による経営診断及びフォローアップを行ってきました。

とりわけ、平成27年度には、中小企業診断士による財務診断を行い、外部識者の視点や評価を踏まえた改善指導を行ってきたところですが、平成30年度末においても債務超過であることから、経営健全化に取り組む必要があります。

取り組みにかかる検討につきましては、有限会社虹の通潤館は町からの損失補償は受けておらず、また、借入金等も有しておらず、改善計画の着実な実行により、累積損失は解消されると考えます。

1枚目の裏をごらんください。

今後の抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応です。

2枚目の上段の表をごらんください。

有限会社虹の通潤館経営改革の今後の目標値でございます。令和元年度から令和5年度を年次目標とする5年間の経営改善計画を立て、令和元年度で債務超過の解消、令和2年度で累積損失の解消を目指すものです。町は毎月、経営状況を把握していくこととします。また、法人みずからによる経営健全化のための取り組みを支援し、適切な指導を行っていくこととします。経営改善の状況を見ながら、必要に応じ、平成29年3月に策定しました第三セクターの経営健全化に関する指針の抜本的改革を含む経営健全化の取り組みにかかる検討のフローチャートに基づき、適切な事業手法の検討を行うこととします。

お配りしております資料をごらんください。

抜本的改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討のフローチャートです。今後、経営健全化に向けた取り組みを進めていくこととしておりますが、改善の状況を見きわめながら、他の事業手法と比べて費用対効果が乏しいもの、財政的なリスクが解消されないと判断されるときは、このフローチャートの手順により、適切な事業手法の選択を行ってまいります。

最後に、経営健全化に向けた法人みずからにおける具体的な取り組み内容を記載しております。ごらんいただきたいと思います。

続きまして、別紙2をお願いいたします。

有限会社そよ風遊学協会について、御説明させていただきます。

有限会社そよ風遊学協会は、そよ風パークの管理運営を目的に、平成9年に設立されています。平成18年から指定管理者として、施設の運営を行ってまいりました。

1、作成年月日、2、第三セクターの概要につきましては、記載のとおりです。

続きまして、経営状況、財政的なリスクの現状について御説明申し上げます。

財政状況につきましては、2枚目、参考6の法人の財務状況をごらんください。

経営状況につきましては、直近5年間は3回の黒字決算を数えておりますが、平成30年度決算期の累積損失は1億3,200万円を超え、3,200万円の債務超過となっております。

そよ風パークにおいても、熊本地震以降、客数、売上高が回復しておらず、安定的な経営の転換が図れておりません。

また、平成16年に運営資金として貸し付けた3,000万円は、平成30年度末で2,100万円が未返済となっております。町の関与としましては、町はこれまで経営課題の明確化と経営改善を図るため、外部による経営診断及びフォローアップを行ってきました。平成27年度には、中小企業診断士による財務診断を行い、外部識者の視点や評価を踏まえた改善指導を行ってきたところですが、平成30年度末においても債務超過の状況であることから、経営健全化に取り組む必要があります。

取り組みに係る検討につきましては、そよ風パークは地域振興を図る上で重要な施設であり、有限会社そよ風遊学協会はその運営に当たっていますが、債務超過の状況であるため、経営の健全化に向けた抜本的な改革が必要となります。

1枚目の裏をごらんください。

今後の抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応です。

2枚目の上段の表は、有限会社そよ風遊学協会の経営改革の今後の目標値でございます。令和元年度から令和5年度を年次目標とする5年間の経営改善計画を立て、令和2年度からの収益の確保を目指しています。令和元年度は、施設の改修工事を実施することから、一部客室が利用できないため、売り上げ減の見込みとなっております。

今後は経営状況の把握を行うこととしまして、取り組み内容や数値目標をもとにして、進捗状況や評価検証を行います。特に、月次で部門別の損益計算を行い、毎月経営状況を把握していきます。経営形態のあり方につきましては、町としましても、利用者のニーズに沿った施設整備を行い、利用客の増加、利用者の満足度の向上につなげていきたいと考えています。

また、農園やそよ風広場など、収益性の低い施設の管理運営のあり方を検討していくこととしております。遊学協会は、改修後の令和2年度から売り上げの増加と収益の確保を目指し、営業活動の強化、組織の強化を図っていきます。町は、経営健全化に向けた法人みずからの取り組みを支援し、適切な指導を行っていきます。

今後、これらの経営健全化に向けた取り組みを進めていくこととしておりますが、改善の状況を見きわめながら、他の事業手法と比べて、費用対効果が乏しいもの、財政的リスクが解消されないと判断されるときは、先ほど、虹の通潤館の説明で説明しましたことと同様、抜本的改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討のフローチャートの手順により、適切な事業手法の選択を行ってまいります。

最後に、経営健全化に向けた法人みずからにおける具体的な取り組み内容を記載しております。策定しました本方針に基づく経営健全化の進捗状況につきましては、継続的かつ定期的に把握し、評価を行い、財政的なリスクの解消と第三セクターの経営健全化に向けて取り組んでまいります。

以上、報告いたします。

**○議長（工藤文範君）** これで、行政報告が終わりました。

## 日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和元年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。初めに、6月定例会以降の町政策について御報告を申し上げます。

ことは、例年より遅い梅雨明けとなりました。梅雨末期の豪雨で、農林業や公共土木施設等に被害が発生しましたので、本定例会に復旧事務を進めるための補正予算を計上しております。

本町では幸いにして人命に関わる甚大な被害はありませんでしたが、全国各地では、住宅裏の崖崩れや浸水等により、尊い命が奪われる災害が発生しております。

町民の皆様には、今後も台風襲来が予想される中、日頃からの点検や状況の変化に注意をしていただき、早めの避難等で御自身や御家族を初め、近隣住民の安全確保に努めていただきたいと思います。

さて、山都町にとりまして、大変うれしいニュースが飛び込んできました。山下泰裕さんがJOC、日本オリンピック委員会の会長に就任をされました。町民挙げて心からお祝いを申し上げたいと思います。

昭和59年ロサンゼルスオリンピックの金メダル、国民栄誉賞受賞、また、平成29年には全日本柔道連盟会長に就任されるなど、柔道家、アスリートとしての評価に加え、常に笑顔で誠実な受け答えは、人格者としての高い評価にも繋がり、今回の就任となったものと思います。

1年後に迫りました東京オリンピック・パラリンピックの成功はもとより、今後の日本スポーツ界の発展を願いながら、町民挙げて応援していきたいと思います。

町内では、天文台のスターフェスタを初め、夜市や夏祭りが各地で開催され、町民の皆様と触れ合う機会が多くありました。中心となって企画運営に携われる皆様の情熱が、今後の地域運営の大きな支えとなっていると再認識しているところであります。今後も地域に根ざした活動による地域活性化を期待したいと考えています。

雨の影響が心配されました火伏地藏祭りが、関係者の皆様の御尽力により、盛大に開催され、多くの来場者がありました。今後も、八朔祭、清和文楽の里まつり等が計画されており、町内外から多くのお客様を迎えるべく準備も大詰めを迎えています。来場者の皆様に感動を与え、心に残るものとなるよう期待をしております。

町政におきましては、今般、山都警察署、山都消防署との間で、増加傾向にあります行方不明者発生時の連携強化による、迅速な捜索態勢の確立を目的とした協定を締結いたしました。高齢化が進む中、人命に関わる事案の早期解決や登山愛好者の捜索等にも有効な活用を図るものです。

さて、九州中央自動車道につきましては、関係者の御尽力により、整備のための予算確保も順調で、数年後の矢部インター開通が現実味を帯びてまいりました。昨今の情報では、矢部蘇陽間計画段階評価の小委員会の開催も間近でないかなと期待をしておるところでございます。「ひと・モノの流れ」がさらに大きく変わることが確実ですので、インター周辺の国道沿線の整備に

についても、新たなプロジェクトを立ち上げながら、取り組んでまいります。

現在実施中の日米共同訓練につきましては、情報提供の遅れに対しまして強い抗議をしたところであります。関係機関との緊密な連携を構築し、訓練期間中における住民の皆様の安心、安全の確保と事故防止に努めてまいります。

最後に、平成28年発生災害の復旧事業は、関係者の御理解と御協力を得ながら進めておりますが、農業災害につきましては、約40%がまだ契約はできていない大変厳しい状況が続いております。今後も、最優先課題として位置づけ、一日も早い復旧に取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案等は16件で、認定3件、報告1件、条例4件、補正予算3件、その他5件です。

認定第1号から第3号は、平成30年度山都町一般会計、特別会計、事業会計の歳入歳出決算の認定に関するものです。

報告第10号は、山都町財政健全化判断比率等の報告です。

議案第41号は、へき地保育所の廃止についてです。

議案第42号は、消費税及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の改正を行うものです。

議案第43号は、会計年度任用職員に関する条例の制定と関係条例の改正に関するものです。

議案第44号は、森林整備のための基金条例の制定を、それぞれ行うものです。

議案第45号から第47号は、令和元年度における一般会計と特別会計の補正予算に関するものです。

議案第48号から第50号は、それぞれ工事請負契約の締結に関するものです。

議案第51号は、山都町辺地総合整備計画の策定について、議案第52号は、上益城広域連合の事務及び規約の一部変更について、それぞれ提案するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明させていただきますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

**日程第6 認定第1号 平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について**

**日程第7 認定第2号 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**日程第8 認定第3号 平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**日程第9 報告第10号 平成30年度山都町財政健全化判断比率等報告書について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、認定第1号「平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第2号「平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第8、認定第3号「平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について」及び日程第9、報告第10号「平成30年度山都町財政健全化判断比率等

報告書について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第10号の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。それでは、報告第10号、平成30年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告をいたします。

この財政健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析し、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講ずるなど、的確な対応に基づく行財政運営を行っていく必要があるのかを見るものでございます。

次のページの内容を説明したいというふうに思います。

1の健全化判断比率です。上段の指標について説明をいたしたいというふうに思います。左から、実質赤字比率、これにつきましては、地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。

次の連結実質赤字比率は、一般会計や特別会計を含む全会計を合算しまして、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものでございます。

この二つの比率につきましては、赤字となった場合のみ数値があらわれますので、本町における平成30年度の決算はいずれも黒字でございますので、横棒の表記となっております。

次に、実質公債費比率です。起債などの借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化しまして、資金繰りの危険度を示すものでございます。平成30年度は5.3%というふうになりました。前年度の同比率は5.9%でございましたので、0.6ポイントの減少となりました。これは元利償還金の減少が主な要因でございます。

最後に、将来負担比率でございます。一般会計の借入金や、将来、支払っていく可能性がある負担額などについて、現時点での残額の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。平成30年度は25.5%です。前年度は35.7%でしたので、10.2ポイント減少しております。地方債残高の減少が主な要因でございます。

ただ、平成28年度におきましては47.7ということで、災害等の発生に伴います起債や、あるいは、基金の取り崩し等で数値が上下するものでございます。

中段の表をお願いします。

ただいま説明しました四つの指標に対する段階別の基準を定めたものでございます。

地方公共団体は健全化判断比率により、それぞれ、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つが区分されます。四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、財政健全化の計画の策定や外部監査の要求が義務化されます。自主的な改善努力による財政健全化を図る必要がございます。

また、将来負担比率を除きました三つの比率のうち、一つでも財政再建基準以上の場合には、さらに、起債の制限、あるいは財政計画の総務大臣協議など、国による財政健全化が求められる

ものでございます。

これらに照らしまして、本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っているので、健全段階とすることができます。しかしながら、地方交付税におきましては、段階的な縮減や補助事業等の縮小などもございまして、財政運営に大きな影響を及ぼす要因となることがございますので、今後も、財源確保と効率的で持続的な行財政運営に不断の見直しを行っていく必要がございます。

次に、2の資金不足比率です。これは公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すものでございます。平成30年度はいずれの会計も資金不足はございませんので、比率の数字が横棒表記となっております。これにつきましては、平成29年度も同様でございます。

以上で、平成30年度の決算に基づきました算定した数値で、報告書の説明を終わりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第10号「平成30年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので、報告済みとします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第10号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

**○監査委員（志賀美枝子君）** おはようございます。それでは、平成30年度の山都町会計に係る決算審査の報告を行います。

地方自治法、第233条第2項の規定により、町長から、平成30年度の山都町一般会計、六つの特別会計、並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査を付されました。

7月16日から8月1日までの間、関係書類の点検を初め、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により、審査を実施しました。

その結果、各会計について、計算に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、良好な状態にあることを認めました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元に配布されております決算審査意見書にて、御確認いただきますようお願いいたします。

さて、本町は、一般財源の大半を普通交付税に依存しています。普通交付税は、合併から15年経過する令和2年度には一本算定の額となり、大幅に縮減され、ますます厳しい行財政運営を強いられることが見込まれます。

このような状況の中、歳入面においては、各種財源の安定的な確保や地方債の有効活用、また、歳出の面においては、さらなる事務事業の見直しや効率化、各種施策の優先順位の選択など、創意工夫を凝らすことにより、厳しい財政状況への対応と、将来にわたる健全な行政運営の基盤づくりに取り組んでいただきたいと思います。

平成30年12月に九州中央自動車道が山都中島西インターチェンジまで開通したことにより、本町への交流人口の増加が期待されています。早期に受け入れ体制を整備するとともに、人口減少に歯どめをかけるため、住みたくなるような魅力ある施策を構築されるよう期待申し上げ、決算審査の報告を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、長期にわたる決算審査、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第1号「平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することとしたいと思います。認定第2号「平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することとしたいと思います。認定第3号「平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託し審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

---

#### **日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案第48号「工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** おはようございます。それでは、議案第48号について説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和元年9月5日提出、山都町長、梅田穰。

1、工事番号。社道改矢第1号。

工事名。柚木砥用線、道路改良工事。

工事場所。山都町柚木地内。

契約金額。5,610万円。

契約の相手方。矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

入札の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

契約の概要になります。

工事番号。社道改矢第1号。

工事名。柚木砥用線道路改良工事。

工事場所。山都町柚木地内。

入札年月日。令和元年8月28日。

工事概要です。施工延長が120メートル、幅員は7メートルです。

主な工種、数量については、記載のとおりです。

指名業者については、記載の11社でございます。

次のページをお願いいたします。

仮契約書です。

工事番号、工事名、場所については、工事概要で読み上げたとおりでございます。

工期が令和元年9月10日から令和2年3月19日。

請負代金が5,610万円です。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、矢部開発株式会社は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月30日、発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、矢部開発株式会社、代表取締役上田信。

次のページをお願いいたします。

入札結果表になります。

8月28日の開札で、予定価格、税抜き5,195万1,000円。

最低制限価格、4,604万3,229円。

11社指名、9社が辞退、2社の応札で、矢部開発が5,100万円で落札しております。

次のページ、②が位置図になります。

柚木地区から美里町との町境付近になります。

次のページが③です。拡大した位置図になります。

紫の着色が国道218号で、赤い着色が今回の施工箇所になります。全体の計画延長が300メートル、今回の施工延長は120メートルです。

次のページをお願いいたします。④です。

工事を発注するに当たっての平面図になります。赤い線が美里町との境界で、ピンクで着色した区間が今回の施工範囲になります。工事は前期工事で、暫定で終了しておいた分の残りの掘削、



約5,300立米、それに各種側溝、防護柵等の附属施設、路床の置きかえ、それに舗装工で、水路については、ちょっと文字が小さいですけれども、それぞれ記載をしているとおりでございます。

次のページ、⑤が縦断図です。これもピンクで着色した分が今回の施工になります。

その次のページが横断図になります。これもピンクで、先ほど申し上げました暫定で完了していた分の残りがこのピンクの分になります。本路線は美里町が管理する町道北野柚木線に連結する町道で、美里側の終点は国道218号に連結します。改良計画区間は、本町が310メートル、美里側が500メートルで計画を立ち上げ、平成28年度に分担金の負担割合について協定を交わし、平成25年度から事業に着手してきました。

本路線で計画しておりました工事は、本年度工事をもって、美里側ともに完了する予定です。両工事が完了次第、供用開始の手続をとることになります。

以上です。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、藤川憲治君。

**○12番（藤川憲治君）** 執行部におかれましては、本当に長い間、特に美里町との関係もございまして、いろいろと大変な御努力をいただいたかと思いますが、地元議員として心から感謝をいたしたいと思います。

いつも、私も行って見ているんですけども、やはり岩が非常に出てまいりまして、難工事を続けていましたけれども、ようやく令和元年度に開通するという事で、地元の人たち、あるいは下矢部西部の地域の人たちも、大変喜んでいらっしゃいます。立派な道ができるようでございますので、これから先もあらゆる箇所において、財政が許す限りの改良工事をほかの路線でもやっていただきたいと思いますが、先ほど話があったように、財政も非常に厳しいものがありますので、その辺のところ、優先順位をつけながらの工事をお願いしたいと思います。

この工事請負契約については、何ら申し上げることもありませんので、本当に長い間御苦労さまでしたということで、感謝の弁を述べまして、皆様方のお力添え、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、質疑ではありませけれども、感謝の弁といたします。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第11 議案第49号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋上部工工事）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第11、議案第49号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋上部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** それでは、議案第49号について説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和元年9月5日提出、山都町長、梅田穰。

1、工事番号。民安1単第2号。

工事名。水の田尾下鶴線白石橋上部工工事。

工事場所。山都町北中島地内。

契約金額。4,656万8,830円。

契約の相手方。コアツ工業株式会社、熊本営業所、営業所長坂本博志。

契約の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

契約の概要です。

工事番号。民安1単第2号。

工事名。水の田尾下鶴線白石橋上部工工事。

工事場所。山都町北中島地内。

入札年月日。令和元年8月28日。

工事概要です。施工延長が34.4メートル、橋長、23.2メートル、幅員5メートルです。

主な工種、数量については、記載のとおりでございます。

指名業者は、記載の6社です。

次のページをお願いいたします。

工事番号、工事名、場所については、工事概要で読み上げたとおりです。

工期が令和元年9月10日から令和2年3月19日。

請負額が4,656万8,830円です。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、コアツ工業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公

正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月30日、発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、コーアツ工業株式会社、熊本営業所、営業所長、坂本博志。

次のページをお願いいたします。

入札結果表です。

8月28日の開札で、予定価格、税抜きで4,799万3,000円。

最低制限価格、4,231万833円。

6社指名、4社が辞退、2社の応札で、コーアツ工業株式会社が税抜き4,233万5,000円で落札しております。

めくっていただいて、位置図になります。

県道益城矢部線の御船町との町境付近になります。

次のページをお願いいたします。

拡大した位置図になります。益城矢部線側が起点で、町道水の田尾下鶴線のちょうど中間点の付近になります。

最後のページが、平面図と橋りょうの一般図になります。

平面図で、左下が下鶴側で、右上が水の田尾側になり、真ん中に流れているのが亀谷川です。今回の施工延長が34メートル、左下が下鶴側で、右上が水の田尾側になります。

それから、下の側面図で、ピンクの着色部分が今回施工する橋桁と踏掛版で、橋長が23.2メートル、桁長が23.1メートルと、それに、両岸側にそれぞれ踏掛版を施工するという工事になります。

橋桁の架設は、設計条件の上部工の構造のところにはちょっと専門的な形式とかが書いてありますが、橋桁の架設は構造型式はプレテンション方式PC単純スラブ桁橋で、工場で作成した8本のPC桁をホールトレーラーで現場に搬入し、200トン吊りのクレーンで架設します。この工程を8回繰り返す作業になります。

以上です。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋上部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで5分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時51分

再開 午前10時56分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第12 議案第50号 工事請負契約の締結について（山都町営プール他解体工事）

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第50号「工事請負契約の締結について（山都町営プール他解体工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第50号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和元年9月5日提出、山都町長、梅田穰。

工事番号。山教生工第6号。

工事名。山都町営プール他解体工事。

工事場所。山都町城原地内。

契約金額。6,325万円、税込みです。

契約の相手方。熊本市中央区北千反畑町8-1、大建工業株式会社、代表取締役松村洋志。

入札の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次の1ページをお開きください。

仮の契約書でございます。

4の工期から令和元年9月10日から令和2年3月25日までとしております。

中断ほどの条文から、上記の工事について、発注者、山都町と受注者、大建工業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有

する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和元年8月30日、発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、大建工業株式会社、代表取締役松村洋志。

次の2ページをお開きください。

入札結果の表でございます。

下記のごらんの10社の指名業者のうち、予定価格から最低制限価格の範囲内での応札がありまして、そのうちで、最低入札金額でございました大建工業株式会社が落札というふうになっておるところでございます。

次に、少しページ飛びまして、5ページをお開きください。

グーグルマップによりました上空からの写真でございます。大変見にくいところがございますが、この写真の中段、やや右のほうに、茶色い屋根がございます。ここが中央体育館でございます。この前の五老ヶ滝川を挟みまして、対面のほうに、山都町営プールと高齢者生産活動センターを黄色囲みで、施設を囲っております。これが今回解体をするところでございます。

また、次の6ページと7ページにつきましては、それぞれの施設の平面図を記載しているものでございます。

ページ戻っていただきまして、4ページをお開きください。

今回の工事請負契約の概要でございます。

4の解体対象建物といたしまして、まず1番目に、町営プール、これは昭和49年建築されたものでございますが、町民の健康増進と体力向上のために建設をされたものでございます。

それから、附帯施設といたしましては、管理棟、トイレ棟、及び機械室がございます。その次に、4に書いてございますが、高齢者生産活動センター、これは昭和54年に、老人クラブを中心としました高齢者等の活動を活性化するために、建設をされたものでございます。附帯施設としましては、浄化槽のポンプ室がございます。

それぞれの施設ごとに構造の記載がございますように、RC造、鉄筋コンクリートづくり、S造、鉄骨づくり、CB造、コンクリートブロックづくりのそれぞれの構造となっております。延べ床面積の合計が3,576.11平方メートルとなります。

5の工事概要でございます。

アスベスト等、このアスベストほかにも、カポスタックですとか、ダイオキシン、重金属等の有害物質の含有検査、施設によっては、それぞれの施設の中で含有されていると把握できているものは設計にありますけれども、解体をしてみないとわからない部分というのがありますので、その含有検査も行います。及び適正処理ということで、コンクリート瓦ですとか、瓦れき、廃プラ、プラスチック等の建設廃棄物の処理につきましては、それぞれのマニフェストに従った処理が必要ということになります。

町営プール、それから、高齢者生産活動センターの解体につきまして、五老ヶ滝川があります

ので、今回、プレガーダーのH工の仮設橋をかけまして、ちょうど中央体育館の裏側の駐車場、現場は事務所にもなりますけれども、その駐車場のところからちょうどプールと高齢者センターの間ぐらいのところに、仮設橋をかけまして、解体材の排出をこれから行うということにしております。

工程につきましては、有害物質等の調査を9月から10月までに行いまして、あわせて仮設橋の設置も10月までに行います。本格的な解体作業は11月からになる見込みです。

なお、解体後のこの土地の利用につきましては、本年、グランドデザインでも計画しております通潤橋の周辺整備計画の中でもありますとおりに、イベント広場ですとか、緑地広場を想定しているものでございます。

なお、本工事の予算措置につきましては、全額、過疎債を計画しているところでございます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** この指名業者、10社を選定する条件がありましたらば、教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、今回の解体の工事に関しましての指名の経過ということで、御説明をしたいというふうに思います。

今回の解体工事の指名につきましては、工事の規模、実績等を考慮しながら、指名を行っておりますので、今回の設計額が6,593万2,900円ということでしたので、同規模程度の工事実績等が町内の業者等にあるのか、指名願いですとか、あるいは、工事の実績情報サービスでの確認を行いながら、直近の5ヵ年程度を調査したところでございます。

その確認の結果、今回の指名業者には、町内の業者が含まれなかったというところになるものでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 今の説明でも、はっきりわからなかったんですけども、あくまで取り壊すという前提で、業者を選定されたということでしょうかね。一応、中身を見ますと、これは一般土木的な仕事はかなり入っております、なぜ町内業者も実際できる仕事だと思っておりますけれども、そこらあたりで町内業者が入ってこなかったのは何ゆえか。あくまで取り壊しという分野で検索をいたして、その金額が地元業者になかったということでございますでしょうか。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。今、議員の御指摘にもありましたとおり、直

近5年間の同種同規模の工事の実績結果ということで、今回の指名になったわけでございます。御承知のとおり、設計額が3,000万以上の建設工事となりますと、町の建設業者等指名審査会に諮りまして、今回の指名業者選定というふうになったところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 今のちょっと答弁ではっきりわかりませんでしたけれども、なぜ地元の業者ができないという判断をとったのかというところを教えてくださいということでございます。

それから、こういう土木の仕事でありますけれども、町内業者といいますと、いろいろ災害等が起きたとき、一番最初に出てくるのは、やっぱり業者さんが行って、崩土の状況等をやっぱりいろいろしてくれるわけですね、やっぱり地元業者さんのそこらあたりの育成というやつを考えていかなければならないことが重要なことでございます。

また、農災といろいろ出ておりますけれども、まだみんな受注が終わっておらない。これはなぜかという、やっぱりそこあたりは利益がほとんど少ない。逆に言えば、マイナスのところも実際あると。そういう現場の中で、やっぱりいろいろ頑張っておられる。そういう中で、やっぱりそういう実績がないからといいますけども、こういう取り壊しの実績というのは、例えば、この大建は私もよく知っている会社なんですけれども、ビルの4階以上、そういう高いところの建物等はやっぱり専門業者でなければ、恐らくちょっと厳しいところはあるかと思うんですけれども、こういう2階ぐらいのRC造の建物等の取り壊しというのは、地元の業者でも十分可能なわけでございます。

それゆえに、なぜそこあたりをやっぱり専門業者を最初に選ばなければならなかったのかというところが、具体的にわからないというところでございますので、説明をよろしく願います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 指名につきましては、従来からも、町内業者の育成ということにつきましては、重要な課題ということで捉えております。

一方で、公共工事の品質の確保というの、貴重な公共、公金を投入するわけでございますので、重要であるというふうに考えております。施工能力も含みましたところでも、重要なところかというところでございます。

その両方を鑑みながら、今回の業者指名におきましては、今回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、建設業者等指名審査会との中での結論というところで、選定したというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 質問も3回まででございますので、最後でございますが、私はやっぱりその地元の業者の育成というところも十分考えてもらわなければいけないというふうに考えております。

今回、こういう形で専門業者ということで算定されております。アスベスト等が入っておるといことで、やっぱりそこらあたりの調査とかがあるからといことで、解体業者を選んだのじゃないかなといふうには思っておりますが、実際、地元業者でもできるような形のやつは、率先してやっぱり地元の業者さんを使っていたきたい。でなければ、業者さんといひますけれども、やっぱりこの行政とも一心同体なんですよ、山都町としてはですね。やっぱり本当災害が起きたとき、一番最初に出て行くのは業者さんなんですよ。そこあたりも考えた中で、やっぱり業者さんのやっぱりそのもうけが少ないところ、例えば災害とか、そこあたりをやつとるからできないといことではなく、やっぱりこういう仕事をできるような仕事は、特にやっぱり業者さんも地元業者さんも大事に入れてもらいたいといふうには思っております。地元の業者がしきらんといものだったら、別なんですよでもですね。やっぱりできるところはさせてやらなければならぬし、例えば、できないところであっても、やっぱりJVと組ませてでも、やっぱり勉強させる、体験させる、それだけの力を持たせるといことも、行政として大事になってくるんじゃないかなといふうには思っております。

そこあたりを考えながら、今後、やっぱりこういう事態が出てきたときにどうするかといことを教えていただきたいと思ひます。町長のほうから、よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、甲斐議員の御指摘がありました。先ほど、荒木課長からも言ひましたが、地元の産業を育成する建設業者の方々を育成するのは、我々行政も十分理解をしながら、また、今回の発注の経緯については、先ほど課長が述べたとおりであります。

先般、建設業協会の方から要望がありまして、私たちが今後については検討をしながら、先般、建設業協会の方々の集まりの中でも、提示をしたとこでございすが、まだ納得をされなかつた部分もありますので、今後については、また、協会の方とも最終的な詰めをしながら、今後の決定といひますか、先ほど言ひました指名審査会等々に諮る前に、地元業者の選定ができるよう、参入ができるような形をつくっていきたいとい思ひでおります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませぬか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 7番議員が言われましてとおり、私もそういう考えを持っておりますけれども、先ほど、実績といことを非常に言われましてけれども、実績といのは、仕事をしてきた後の実績の中には残らんわけですよ、実際に。そして、今までならば、大きなのは学校の解体とか、今回は非常に大きな解体といことですよけれども、私は今度、農災あたりも聞きますと、40%と契約率は。これは建設業協会の方々にお願いせぬかんし、郡の建設業協会、県の建設業協会あたりも一生懸命応援しようといこの時代にですよ。矢部の業者さんあたりを入れんとは、山都町の業者さんを入れんといことは、気持ちあたりを逆なでしとるような気がするんですよ、正直言ひまして。やっぱりやるべきことは、入札にはかたっていたいで、ある程度、入札の結果には誰も文句は言わぬといふうには思ひますよ。

そういうことを考えると、これは実績、実績といわれるなら、仕事をつくってやらんことには、



実績にはならんのですから。今後はそういうことも考えていただいて、ぜひ町内の業者さんあたりも、入札には全部かたっていただくというような方針をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。町長そのあたりを約束してください。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 公共工事の公共性、また、透明性、いろんな部分がある中で、ここどこまで全て約束は出しませんが、先ほど言いましたように、建設業協会の方々とのような形の中の地元企業者の方を算入していただくことができるか。やはり、先ほど実績と言いましたのは、過去何年間かの実績だと、工事出来高だという思いでおりますが、そういう部分も、また、いろんな分で、公共工事の県の指針であったり、国の指針であったり、いろんな部分もあろうかと思っております。

今後、町内業者の方々が参入しやすいような形でやっていきたい。先ほど言いましたように、山都町建設業協会も組織をしていただいておりますので、そういう方々とも協議をしながら、進めてまいります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** いろいろ御説明を伺う中で、それから、議員さんたちの御意見も伺う中で、公正公平って一体何なのかなということも考えます。指名入札に当たっては、審査会がきちんと開かれて、その結果でもってしまったという、さっき荒木課長の説明もお伺いしました。いろんな基準があることに対しての、その明確化も大事なのかなと。私もその辺についてよくわからないところがあるので、基準を明確にして説明をいただければ、よりわかりやすいかなというふうに思います。

いろんな点を考慮したその審査会の結果で、指名入札をされていくということは理解しておりますので、その辺をどこまでこの場で説明いただけるのかということもわかりませんが、町内業者の方を育成しなければならない。お世話になっている方へのという意見もわかりませんが、あんまり言われると、交換条件のように聞こえるので、それはやっぱりいかなものかというふうに思っていました。

その辺の公明、公正、公平っていう点で、どんなふうにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。山都町が発注します建設工事等はさまざまございますが、一応の基準としましては、工事金額により業者選定の範囲を決めているということで、御理解いただきたいと思っております。

山都町で利用します格付と申しますのが、A1、A2とか、B、Cという表記で行っておりますが、これにつきましては、経営審査、経営事項審査ということがありまして、毎年ランクづけ、あるいは、実績に応じた経営規模、あるいは、経営状況、それから、技術力等々が判断される指標がありますので、それを山都町としては活用しながら、工事額に応じて指名をしているというところでございますので、一定の基準があるということでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

**○5番（興梠 誠君）** 5番です。今、総務課長のほうから基準というお話がありました。確かに、指名審査会の町の基準というのは、きちっとしたものがございまして。ありますけれども、今みたいなこういった話が出ますと、その基準になかなか入ってこない地元の業者というのがやっぱり出てくるわけですね。ということは、その基準をやはり見直さないと、そこにこういった解体という話が来た場合に、例えば、何千万以上の金額ランクはありますけれども、甲斐、7番議員が言われたように、1階か2階ぐらいの解体工事であれば、土木ができるということになれば、その審査会の中の基準をやっぱりつくり直さないと、なかなか審査会を開いても、指名に入れにくい部分が出てきますので、そこら辺じゃないかというふうに思いますが、総務課長、いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。先ほど、町長からもありましたが、先日、山都町の建設業協会の皆さんにお集まりいただきまして、今回の解体工事につきましては、山都町独自の規模別ランクづけ、等級表というのを、今のところ、山都町側から、町側から掲示をしているというところがございますので、今後、それにつきましての詳細な協議をしていくというところがございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 失礼します。本当に今回の件については、私たちもきょう、この上程案を見たところでありまして、ちょうど議会が始まる前にいろいろ混乱した面がございました。

今、さまざまな議員から提案があったように、今後はやはり町内業者にもっと参入がしやすいような環境をぜひ考えていただきたいというのは、私も同感のところでは。

1点、質問は非常に単純なんですけど、先ほど、仮設橋をつくって、体育館の駐車場のところから川を超えて、行き来ができるような工事をするということでしたが、何か、私、あの周辺の込み合いぐあい、トラックとかが入っていく道は一体どこなんだろうというふうに、どこからその解体の車が入ってくるのかなど。中央公民館から、信号のところから、細い坂道、そして、高齢者センター側からも非常に込み入った細い道、体育館の横の細い道、どこを見ても、何かトラックが入っていくように思えないんですが、その点はどういうふうに計画されているのでしょうか。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 先ほど、少し説明が不足していた部分がありました。10トンダンプを想定しておりますが、これの現場への搬入というのは、その下市の信号のところ、山の都地域仕事センターがございまして、そこから体育館の裏の駐車場に下り道がございまして、そこから下って行って、体育館裏の駐車場に進入するものでございまして。町なかでの工事となりますので、当然これから住民周知をきちんとやりながら、そして、また、これからの観光

シーズンでもありますので、そこらあたりについては十分な周知をしながら、安全配慮して、工事を進めていきたいと考えておるところです。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** やはりあそこからしかないんだろうなというふうには思いましたが、皆様御存知のように、あそこは大変鋭角に入っていかなくちやいけない。大きなトラックが簡単に曲がれないと思いますので、しかも信号、交差点です。十分に配慮しながらの工事をよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 工事概要のところの説明された有害物質の検査とか、適正処理についてですけど、ちゃんとされる、もちろんそうですけれども、やはりとても気になる場所なんですよ。川もありますし、田んぼもありますし、その辺、本当にしっかりしていただきたいというお願ひです。よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 今の状況、今の基準では、町内の業者は全く入ることはできないのでしょうか。もしもできないならば、その規則というか、基準を変えて、入りやすいようにされるということでしょうか。もしも、そういうふうな段階を踏まれるならば、措置を行って、もう一度入札を行うというふうにしたほうが、この案件は緊急にというものじゃないと思いますので、やってもらいたいと思います。これがスピード感と地元の人を一生懸命に考えるということだろうと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。今回の工事契約につきましては、このままの形でお願ひをしたいというふうを考えております。

先ほど申し上げましたとおり、現在、町の建設業協会からの申し出に対しまして、山都町としての試案を提示しておりますので、今後、それに基づきまして、よりよい環境づくりをつくっていききたいというふうにあります。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** どうしてできないのかなというふうにあります。やればできることはやったほうがいいと思いますけれども、いかがでしょう。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 今回の解体工事におきます指名につきましても、町の建設業者等指名審査会等も慎重な審議をした上での提案というふうになっておりますので、御理解いただきたいというふうにあります。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 業者との話し合いもされているわけですか。されているならば、何で

業界団体のほうから要望等が出されるかなというふうに思いますが、いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。この工事の指名につきましては、8月5日に指名審査会等を開きながら、8月28日の開札ということで、今、工事の仮契約を結んでいる状況でございます。建設業協会からの申し入れが8月下旬にございまして、9月3日に業界の方との山都町の試案と申しますか、案ということで提示しているような状況でございます。

今後、皆様方と協議しながら、解体工事等も含めました規模別の指名等級というのを打ち合わせていくというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今まで、さまざまな議員の皆様方が御質問なさって、それに対する御答弁で、ある程度、流れ、いきさつは理解したつもりではいるのですが、1点、ちょっと気になっているといいますか、この公共事業は、公共投資は、その効果として、もちろんその工事を完了した後の資産ということも効果は残るんですけども、一つは産業の育成、地元産業を育成するということは、先輩議員の皆様もおっしゃられていましたが、あともう一つ、経済効果というのも必ずございます。

今、世の中、不況の中で、公共投資によって経済の下支えするというのは当たり前の話なんですけど、もちろん経済効果が起きるといことは、地元でその公共事業を受注するということが前提になってきます。

地元産業育成ということは、地元のその産業による供給力を維持するということにもなりまして、それも先ほど御質問の中にありましたけれども、やはり建設業が弱体化していけば、この町のその防災の面においても、また、いろんなさまざまな工事面においても、地元、町ですることができなくなってくる。外の力を頼らざるを得なくなってくるということになってきますので、そういった観点も、入札の指名をなさる場合には十分御検討いただいて、こういう公共の事業には当たっていただきたいと思いますが、その点については、いかがお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。議員から御指摘がございましたとおり、地元の経済の波及効果というのは十分認識しながら、今後も続けていきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 工事概要についてお尋ねをいたします。アスベストとかダイオキシンの有害物質の検査、検査はあらゆるこの構造物全てについて検査をされると思いますが、この検査については、設計に全て含んであると思いますが、こういう有害物質が出た場合の処理は、出た場合と出ない場合の処理は違うと思いますが、出た場合は普通よりも価格が高くなるんじゃないかと思います。これは私の素人判断なんですけど、どこまで、この処理料が設計の中に含まれて

いるのか教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。先ほど、説明の中でも申し上げましたようなアスベスト、それから、煙突とかのすすの中にもありますような有害物質、カポスタックですとか、ダイオキシン、重金属といったものが有害物質になります。

今回、私どもが設計の中で、いわゆる入っていると、そういった有害物質が入っていると確認している部分は、設計の中に入れております。これは高齢者活動センターの階段室ですとか、2階廊下部分の天井部分、こうしたものについては、そのアスベストが入っているというふうに見ております。

それから、同じく高齢者センターのボイラー室には、先ほど申し上げたほかのダイオキシンとか、重金属、こうしたものが入っているということで、設計の中にも入れております。

ただし、はつってみないとわからない部分というのがあります。これは町営プールの更衣室の部分ですとか、アスベストでございますけれども、更衣室の外壁ですね。それから、高齢者センターの作業棟とか、浄化槽のポンプ室あたりの外壁、こうしたものは設計に入れておりませんが、これははつってみないとわからないという部分がございますので、その調査のほうの含有検査もこの工事の中に含めております。

そして、これの調査段階によって、これが入っていた場合には、当然これの適正な処理が必要となってきますので、そうした場合については、今後、増額の変更ということもあり得るということで、御承知願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「工事請負契約の締結について（山都町営プール他解体工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告届け出は、本日午後2時までにお願ひします。

本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時32分

9 月 12 日（木曜日）

令和元年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年9月5日午前10時0分招集
2. 令和元年9月12日午前10時0分開議
3. 令和元年9月12日午後3時09分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日) (第2号)

日程第1 一般質問

- 6番 藤川多美議員
- 11番 後藤壽廣議員
- 9番 吉川美加議員
- 1番 眞原 誠議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

6名の方から質問の通告がっておりますので、本日4名、あす2名としたいと思います。

順番に発言を許します。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） おはようございます。傍聴席のほうも満席のようでございます。お忙しい中に傍聴にお出でいただきましてありがとうございます。

例年のない長雨、日照不足による農作物への被害が心配されております。これまでに被害に遭われました農家の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

山都町の三大祭りも地蔵祭、八朔祭と里帰りや町内外からの多くの来場者で盛大に開催をされました。この後、開催されます清和文楽の里まつりも天候に恵まれ、多くの来場者でにぎわいますことをお祈りいたしたいと思います。

さて、第4次安倍再改造内閣が昨日スタートいたしました。厚生労働省は公的年金の長期見通しを5年に一度試算する財政検証を公表しました。30年後のモデル世帯の年金の実質的な価値は現在の65歳と比べ2割近く目減りし、また、基礎年金の国民年金では約3割低下するようです。

少子高齢化の影響はこのほか老後資金2,000万円の問題、来年度から始まる第5期中山間地域等直接支払制度では、担い手不足による問題が上がっております。耕作放棄が発生した場合の交付金返還問題で活動をやめる集落も出てきます。

福祉関係では、老老介護、8050問題、80代の後期高齢者の親が50代の子供の生活を支えるという問題です。高齢者の社会的孤立、介護や生活支援の担い手不足など懸念は増すばかりでございます。

安倍内閣は刷新しましたが果たしてこういった社会現象にどう対応されるのか期待の反面、心配も尽きないところでございます。

社会問題を行政の責任ばかりを問うのではなく、私たち一人一人が自分の将来を考えていかなければならないと思います。

その一つとして山都町の健康づくりについて後ほど一般質問でただしてみたいと思います。

では一般質問を発言台から続けます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 昨年の6月議会でも一般質問で取り上げました蘇陽地区長谷に建設予



定のJRE山都高森太陽光発電所建設についてお伺いをいたします。

当初、熊本県一と言われるほど大規模な太陽光発電所ですが、当初の計画では昨年平成30年5月に工事着工予定でしたが、予定より1年以上着工がおこなわれているようです。現況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。JRE山都太陽光発電所建設につきましては、議員がおっしゃったように当初計画では2018年5月に工事に着工し、2021年4月竣工予定との説明を受けておりました。

事業者におかれましては開発に当たりまして、農地法、森林法、景観法など国、県、町で必要な許認可、遵守要件をクリアされ今年度工事に着手されることになりました。

現状につきまして事業者からの説明によりますと本年9月に工事に着手し、2022年、令和4年7月から売電開始の予定であると伺っております。

工事着手に向けまして、7月、8月に上差尾地区、長谷地区において事業者による地元説明会が開催されております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** これまでいろんな許認可申請等でおくれた部分もあるかと思いますが、今おっしゃいますと二部落において集会在重ねられたとお聞きしますが、この私の今度の一般質問の内容をごらんになった住民の方が情報を寄せていただきました。多分同じものが課長のほうにもあると思いますが、説明会では何人もの出席はなかったとお伺いしております。ということは地域住民の皆様が本当に理解をされているのかということをご心配しているところでございます。この計画表を見ますと当初の規模よりも開発除外範囲ということで、網がけをしている図面をいただきましたけれども、規模等について当初の計画に変更はないのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。2017年12月の事業概要の説明の中では、事業用地面積は約150ヘクタール、この時点で購入済みの土地の面積とお伺いしております。それから、太陽光パネル容量は約80メガワットとの説明を受けております。直近の建設工事計画では事業用地面積が180ヘクタール、太陽光パネル容量約80メガワットと伺っているところです。実際にパネルを設置される造成用地については、当初計画より変更があっているというふうなお話をお聞きしております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 前回の一般質問でもお伺いをいたしました。工事中または竣工後の大雨による下流域に及ぼす被害について責任は誰がとるのでしょかということをご質問したことがありました。本当に一体誰がこの責任をとるのか、下流域の住民の皆様が以前苦い経験をされております。再び苦しい思いをされないよう、協定の中できちっとうたってほしいと思います。

また、これが20年後、30年後になりますとパネルの交換だったり、これが産業廃棄物となるところでございます。このような大規模なこの施設でございますので、そのことも懸念をされる

ところでございます。

前回は紹介をいたしました。他町村においても町と業者と熊本県の三者で災害防止協定を結んでおられますので、参考にされながら、住民が納得いくような協定を結んでほしいと思います。

このことについて町長に見解をお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。去年、私のほうへ説明があったとき、私も広大な面積と先ほどあります、下流の以前牧野造成のとき大変な被害の状況等々もお聞きをしておりましたので、その分については、私のほうからも要望しながら、ため池をつくりながらという説明でありました。しかしながら、この場所でございますので、あの地域の気象条件とこの地域とまた熊本市と大変な差があると想定外があるんじゃないかなという話までしております。

そういう部分について、今後、地元説明会はことしも先ほどありましたようにあったというようにございまして、その前にも地元の住民の方々にも説明会は受けたというようなことございまして、地元の了解は得た中でという思いでございます。

しかしながら、先般の台風被害で太陽光発電所が大火災を起こしたというようなことであります。想定外の事故がいつどこで起きるかわかりませんので、そういう部分につきましては、先ほどありますように、私たち、そして、事業者、県ともいろんな協定等も結びながら、体制をつくりながら、もう今事業が今月から始まるというような、工事が始まるということでございまして、そのような形の中で、地元の方々が安心していただけるような体制、また協定等も結びたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 町長からその協定の内容についてお伺いをいたしました。どうぞよろしくお伺いをいたします。

では次に、健康づくりについてお尋ねをいたします。受動喫煙防止にかかわる改正健康増進法がことし7月から段階的に施行され、オリンピックの年、来年4月に全面施行となりますが、その対応についてお伺いをいたします。

オリンピックが開催される東京都では独自の受動喫煙防止条例ができました。喫煙者にとっては一服は至福のひととき。ただその一方で望まない受動喫煙で困って人もいます。改正健康増進法では原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルールが設けられました。

学校、病院、児童福祉施設と行政機関は敷地内禁煙、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場合、喫煙場所を設置することができるとあります。

国や地方公共団体の責務として、まず周知の啓発、自治体がパンフレットの資料等の作成をして周知啓発を行うということがあります。

2点目に飲食店等における中小企業の事業主等が受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行うとあります。

3点目に屋外における分煙施設、屋外における受動喫煙対策として自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援が行われるということがあります。

そこで山都町の行政機関としての取り組みについて総務課長にお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。議員からありましたとおり7月から学校、福祉それから行政機関等の敷地内原則禁煙ということで町としましては屋外で受動喫煙を防止するための施設ということで、本庁舎並びに各支所、それから、人権センターに特定屋外喫煙所を設置しているというところでございます。

来庁者の皆様にもその特定の場所で喫煙していただくということで周知をしているというところでございます。

それから、その他の施設につきましては、そよう病院を初め健康保健センター等につきましては、敷地内禁煙ということで周知を図っているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 7月1日からの施行ということで早速取り組みをいただいてありがとうございます。

続いて、周知等について健康ほけん課長にお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** それでは、お答えいたします。法の概要については、今、藤川議員のほうから詳しく説明していただいたので、重なりますので、私からの説明は省略させていただきます。

7月1日から第一種施設、先ほど言いました健康影響が大きい受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮する施設として、学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎というものが第一種施設になりますけれども、こちらについては、対象施設が主に公共施設であることから庁舎内関係各課への周知により所管施設で該当する施設において敷地内禁煙の措置がとられるよう依頼し、また、医療機関等については、会議の場で説明いたしました。

また、ホームページや広報「やまと」において第一種施設が7月1日から原則敷地内禁煙となる旨を施設を例示して広報いたしました。

今後の対応ですけれども、来年4月1日から原則屋内禁煙となる第二種施設においては役場が所管する施設及び関係施設においては関係からの周知をお願いする予定です。

対象施設の多くが民間企業であり、数も膨大になりますので、これまでもホームページや広報「やまと」に掲載しましたけれども、再度、第二種施設の対応に係る詳細な記事を掲載する予定です。

また、管轄の御船保健所においては商工会への情報提供や食品衛生協会の会議を通じて加入する飲食業者への説明を実施されているということをお聞きしております。

今後は来年4月1日からの確実な対応に向けて、保健所と連携して事業主や住民への周知を図ることといたしております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 関係機関のほうもですね、それから民間のほうも保健所等々と連携をしながら啓発に取り組んでおられるということで安心をいたしました。

本格的な4月1日、来年に向けてホームページだけでなくですね、ホームページはやはり見る人が限られますので、あらゆる住民の方に周知ができるようによろしく願いをしておきます。

では次に、医療費抑制のため公的医療保険の給付と負担の見直しが検討されている中、医療費抑制のための山都町の健康づくりについてということでお伺いをいたします。

厚生労働省は同じような効果の市販薬で代替できる軽症者向け、軽い症状ですね、軽症者向けのシップやビタミン剤、皮膚保湿剤などのうちの一部を公的医療保険の対象外としたり、自己負担をふやしたりする方向で検討に入りました。

病院を受診すれば1から3割の自己負担で済みますが、市販薬を買うより安くなることが多く、過剰な受診につながり、医療費、医療保険財政を圧迫しているとの指摘もあります。

政府は団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となり社会保障費が膨張する2025年を見据え、給付と負担の見直しも検討するとしています。75歳以上の人の窓口負担1割を2割に引き上げるということでございます。こういった医療費抑制のための手段がとられればますます住民の負担はふえるばかりでございます。

対策として生涯現役を目指した健康づくりが必要と考えますが、健康ほけん課ではどのようにお考えかお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** それでは、お答えいたします。今、藤川議員がおっしゃったように、全国的な流れを、重なりますけれども私のほうからもう少し詳しく説明した後に山都町の対策を御説明したいと思います。

全国的に少子高齢化が進む中、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年、さらに団塊ジュニアが65歳以上となる2040年を見据え、年々増加する医療費を初め、社会保障費抑制のための対策など全ての世帯が安心できる社会保障制度の構築に向けて検討が進められております。

国は高齢者人口がピークを迎える2040年ごろを見据えた社会保障、働き方改革の最大の課題として現役世代いわゆる働く世代の生産年齢人口の減少に着目し、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現に向けて多様な就労、社会参加の環境整備、健康寿命の延伸や給付と負担の見直し等による社会保障費の持続可能性の確保を進めることとしています。

毎年増加する医療費の適正化という観点からも予防健康づくり事業の推進が重要になっております。その達成に向けて生活習慣病の発症予防や重症化予防のための特定健診受診率の向上が求められているところです。

特定健診は被保険者自身がみずからの健康状態を理解して、生活習慣を振り返る絶好の機会であるとともに保険者にとっても被保険者の集団としての健康状態を把握する基盤となっています。

そのために引き続き特定健診受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して生活習慣を見直すサポートを行います。

また、保険者である山都町国民健康保険において入院、外来別で医療費の分析を行った結果、4%の入院件数で医療費総額の51%を占めることがわかりました。入院が必要とならないようにするための重症化予防が必要と考えます。

具体的には糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患において共通のリスクとなる糖尿病、高血圧、脂質異常症、腎症の検査結果の改善を図るために健診結果説明会、面談、家庭訪問で個別に保健指導や栄養指導を継続して行ってまいります。

あわせて乳幼児期からの健診や小児生活習慣病予防事業も引き続き行い、小児期からの糖尿病予防に取り組みます。

人生100年時代を見据え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について検討が進められています。令和2年度から後期高齢者の方の重症化予防指導も本格的に実施される予定であり、特定健診から後期高齢者健診受診者にも継続して保健指導を行うことで後期高齢者医療費の抑制にもつながると考えています。

今後も健診を毎年受けていただき自分の体の状態を知っていただくとともに、日ごろから自分の健康に配慮し、自分で生活習慣を改善させていく能力を身につけていくセルフケアが大事だと考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 実際にどのように取り組んでいかれるのかがもう少し知りたかったんですが、最近60代、それから70代の前半の方が次々と亡くられました。健康診断はもとより重症化予防、そういうことにしっかり、早目に取り組んでいただければ、こういった方々が亡くならなくて済んだかなという悔しい思いをしたところでございます。

そういう、今課長が申されましたが、その反面、清和それから矢部の保健センターの職員は全部引き上げられました。本当にその健康づくりができるのかその点についてお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** 職員の配置につきましては、保健師が1名のところもございますけれども、住民が減少していく中、お互い行き来しながら連携し合って今取り組んでいるところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 以前、保健センターにはいろんな自転車こぎとかですね、体づくりをするいろんなトレーニングマシンとかあって、利用者が多くありました。今その姿を見受けられません。本当に健康づくりに力を入れているのかという思いがあります。このことについて町長はどのようにお思いでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 高齢者のみならず町民の健康増進には我々行政もしっかり取り組んでいかななくてはいけないという思いでおります。

保健師が清和支所から本所のほうに来たというようなことでございますが、これについては今

課長からありましたような形の中で、住民サービスが1人ではできないというようなことで、一体となった中で取り組むというようなことでありますので、御理解をいただきたいなという思いでおりますし、高齢者の先ほどありましたように、受診後の健診後の指導等々を徹底をするような取り組みを今後とも続けていかななくてはならないという思いでおります。

また、高齢者の方々がもうこれは大変失礼な言葉であります、私のほうからもエゴマをつかってほしいと。元気に高齢者の方々がエゴマをつくり、製品をつくりながら健康増進に取り組んでいると思っておりますし、今年度からは野菜の生産をしていただきまして、今、通潤橋の前の道の駅で野菜の販売を、一つの中島地区のグループでございますが、モデル的に野菜をつかって、本当に和気あいあいの中で出荷もされておりますし、生産をされていると。そういう取り組みも一つ一つ積み重ねながら全体的にまた取り組んで、健康で元気な高齢者が安心して暮らせるまちづくり、そしてそれがひいては医療費の削減等々にもつながるんじゃないかなという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 具体的な取り組みとして、昨年からです、今町長がおっしゃいましたようにエゴマづくりで健康増進を図るという取り組みをなされました。そういった具体的な取り組みをですね、エゴマだけでなく、全町挙げての取り組みを医療費抑制のためにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では次に、指定管理についてお伺いをいたします。

指定管理施設の指定期間が4月から新たにスタートしましたが、各施設の運営状況はどうか。特に管理者がかかわった施設についてお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** ただいま、指定管理施設の御質問でございますけれども、本町には11の指定管理施設がございますが、全般的には昨年の12月の九州中央自動車道、山都中島西インターチェンジの開通効果もありまして、5月のゴールデンウィーク期間中の10連休の売り上げは順調に伸びております。その後、6月から7月にかけて天候不順も重なり、苦戦した施設もございますけれども、主な観光施設の4月から7月の入り込み客数と売り上げを申し上げたいと思っております。

まず、道の駅通潤橋でございます。

（自席より発言する者あり）

それでは、服掛松キャンプ場の状況を申し上げます。入り込み客数9,736人、これは前年比で2,194人の増です。それと売り上げにつきましては885万6,000円の売り上げです。前年比で149万円ほどの売り上げ増になっております。

猿ヶ城キャンプ村につきましては、当初7月から営業を再開を予定をしておりましたけれども、現在、河川改修工事中で、使用しておりました工事用道路につきまして、豪雨により道路が流されておりました工事用道路の復旧と来年の変更によりまして来年1月まで工期を延期したところでございます。これは県の工事でございますけれども、工期の延期ということになりました。本年度中の営業については行わず、休村としたところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ただいまの猿ヶ城キャンプ村に関しましては、昨年のこの指定管理の審議の際に河川改修が行われているのではないかとということで、それが改修が済んでから委託契約をしてはどうかということをはかの議員も指摘をしたところでございますが、見切り発車でこの工事が終わらないまま、契約をされました。しかしながら結果的にはこうなりました。

それで、今年度のその委託費はどうか、休村しているのにどうかということをお尋ねします。この工事が終わってから1年間休村してはどうかということを再三ただしたところでございますが、草刈り等の管理費等のみを計上して管理していただくということを提案したところでございますが、やはりそれを強行して、こういうふうに委託契約をなされました。しかしながら、今申しましたように休村ということでございます。

そのことについてとその委託費のことはどうかをお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 猿ヶ城キャンプ村につきましては、当初7月には工事は完了するというので県のほうとも打ち合わせをしておりましたところです。営業期間も夏場に入る手前でございますので、本年度キャンプ場を開くということで段取りをしておったところでございます。豪雨等の大雨がありまして、工事用道路等の破損があったということで休村ということになってしまったところです。

指定管理料につきましては、確かに施設の維持、それと浄化槽ですとか電気、そういった諸々の費用も当然発生しますので、最終的には指定管理料を精算するという形で受託をいただいている団体にはお支払いをしたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** やはりですね、慎重に事は進めてほしいと思います。

では、次の虹の通潤館（通潤山荘）の元総支配人の不正受給にかかわる裁判について、現状はどうなっているかお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 町が出資する有限会社虹の通潤館に係る裁判についてのお尋ねでございますが、民事訴訟継続中でありますので回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** その訴訟はこれまで何回開かれたとかですね、そういったことでよろしいですので、答えられる範囲でお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 済みません、口頭弁論が7回開催されたというふうに報告

を受けております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** それでは、質問を変えまして、今回指定管理について訴訟を提起されているというお話をお聞きしました。その事件について詳細についてお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お尋ねの件につきましては、ただいま係争中ということでございますので、答弁は控えさせていただきますと思います。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 情報公開法により知る権利が私たち住民にも保障されております。もちろん住民の個人情報等のプライバシーに配慮すべきところは配慮していただいて結構ですので、ここで答えできる範囲で結構でございますのでお答えください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 山都町情報公開条例の中で行政運営に該当する情報につきましては、不開示するというこの取り扱いとなっておりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 不開示ということになっておるということでございますので、これ以上質問はできないということでございます。

では次に、第2次山都町総合計画についてお尋ねをいたします。

グラウンドゴルフ場等と体育館については、さきのランドデザインの中で示されておりましたが、3月に配布されました第2次山都町総合計画（実施計画編）においてグラウンドゴルフ場整備事業については、令和元年度から3年度までの3カ年間に造成費として2,540万2,000円、体育館建設事業として、令和元年度に調査費、測量費として3,000万円、令和2年度に実施設計、造成費として9,400万円、令和3年度に工事費として15億円の事業が計画されております。

全体的な構想と事業の進捗状況についてお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えをいたします。グラウンドゴルフ場整備事業と体育館建設事業につきましては、町のランドデザインの中で中央グラウンド周辺に整備する施設として位置づけております。その中で整備を計画しております敷地内道路の詳細設計、グラウンドゴルフ場や体育館アスレチック広場等に係ります周辺全体の造成設計をこの7月から取り組んでいるところです。

また、あわせて体育館用地につきましては、地質調査による地盤調査も実施をしております。

この造成設計によりまして各施設の配置や計画高を含めました全体基本計画を決定をし、来年度以降順次それぞれの施設ごとに設計し工事を進めることとなります。

現在の状況といたしましては、設計を行うための敷地内の縦横断測量を行っており、これをも



とに各施設の計画高を決定することとなります。

また、来月10月からは高速道路現場からの搬入土約34万立米の土を今後おおむね2年にわたりグラウンド周辺一帯に搬入することとしております。

本年度の造成計画によりまして来年度から全体の造成工事を実施することとなりますが、まず体育館建設につきましては、来年度に基本設計、令和3年度に実施設計を行い、建設工事においては令和4年度から実施することとなります。

また、グラウンドゴルフ場につきましては、隣接が予想されます敷地内道路、今年度、詳細設計も行いますけれども、それとの調整が想定をされますために令和3年度に基本実施設計を行い、令和4年度の整備を行うことを目指しております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** それでは、この計画よりも1年おくれるということなんですか。

それから、いろんな調査をされますが、果たしてそこが軟弱な土地だったということになりますとどのようになりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 全体の計画を今年度に今調査しながらやっている中で、その地盤というものが非常に大切になってくると思います。

今現状としましては、結局その土地の凹凸ですね、これがあるものですからその施設を配置する際に本当にこれは大丈夫なのかというふうな地盤の調査も体育館も含めてでございますが、あわせて行いますので、その地盤調査をした中で、きっちりとした配置計画を持っていきたいと考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** もし調査して軟弱だったらどうするのかという質問をしたところです。そしたら、そこに建設すると決めたならば工法を変えて基礎をしっかりとするような体育館を建設するということになると思いますが、そうなるともっと高額な工事費がかさむということになると思いますが。それから、あわせて防災機能をあわせた施設ということもありました。この防災機能ということについては、どのような範囲をお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 今、議員からありましたように今回の体育館につきましては、いわゆる町の基幹、体育館の今一つであります中央体育館にかわり得る総合体育館ということを位置づけております。

その体育館を建設する段階において、一つの町のコンセプトといたしましては、平成28年度に熊本地震もありましたが、防災機能をあわせ持つ体育館と位置づけているところでございます。

この中で、防災機能とはどうしたものかといったときに、熊本地震の際もそうございましたけれども、多くの方の避難所施設、避難所となり得るような施設というものは重要視しなければならないというふうに考えているところでございます。

また、避難所施設であつては、空調設備ですとか、災害等ですかね、こうした時期によっては

暑い時期、寒い時期等もございますので、そうした空調設備等も踏まえながら、そして、備蓄倉庫ですとか、そうしたものも配慮しながら、この体育施設のみならず防災、そうした避難所ですとか、備蓄倉庫、そうしたものもあわせ持ったような防災機能をあわせ持つ体育館としたいと考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 当初よりも1年計画が、計画は令和3年度にできるということでしたが、グラウンドゴルフ場も体育館も令和4年度にということになりますとこれまで待ち望んでおられました例えばグラウンドゴルフ愛好会の皆様方にとっても本当にですね、もうできるはずだったグラウンドゴルフ場でございましたので、段階的にまずは、グラウンドゴルフ場を整備して、次に体育館というふうにしていただくと先ほど質問しましたように健康づくりにもつながると思いますが、今はまだ計画の段階でございますが、そういったふう一気に同じ施設を4年度につくるんじゃないかと、できるところからという計画はございませんか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** グラウンドゴルフ場の整備につきましては、かねてからずっと住民の方たちの要望等も踏まえながら以前から計画自体はあったところでございます。

先ほど少し説明いたしましたけれども、今回の中央グラウンド周辺の中にいろんな施設を整備することだけ計画をしておるところです。

その中で敷地内の道路、町道長原後谷線になるんですけども、これの改良工事が必要となってきます。この敷地内の道路を生かすときにできるだけ、先ほど言いましたように隣接する、あいた土地を少なくする、有効利用するために、どうしてもこの道路設計を含めたグラウンドゴルフ場の整備というのが必要になってきますので、今のところ全体計画をきっちりやっていきながら、そして、グラウンドゴルフ場についても整備をすることが望ましいと考えております。

時期的には少し、本来議員もおっしゃいましたような先行して体育館の前にも整備する必要があるというふうにも考えるところですが、どうしても道路との調整というのが必要になってきますので、このような計画にしておるところです。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 最後に、これまでもあのグラウンドに行くにもアクセス道路に皆さん懸念をされておりましたが、やはりこういった施設を整備されるに当たりましてはほかの議員からも再三アクセス道路について質問がございましたが、そのことも一緒に進めていかなければならないと思いますが、そのアクセス道路についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** では、この道路に関しては建設課の範囲でございまして、建設課長にはこの一般質問の通告をしておりませんので、町長にお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** アクセス道路については、何方向からの進入路の今計画を大まかにはしておりますが、具体的にあっておりません。そしてまたグラウンドへ行く道については、県道

でございますので、県道の改良工事等ともあわせながら県とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** せっかくですね体育館等々の整備をされるのでございますから町内外から来られるスポーツマンの皆様が迷いなく来られますようにアクセス道路の整備もよろしくお願いしておきます。

では次に、物産館についてお尋ねをいたします。

九州中央自動車道、矢部インター、仮称でございますが、整備に伴う物産館の建設についてお伺いをしたいと思います。

かねてよりこの中央道が開通するに当たり早くその前に整備に取りかからないと開通してからでは間に合わないということがたびたび議員から言われておりましたが、これまでにこの物産館については、詳細なことが出てまいりませんでした。ただつくらなければならないということはお出ておりましたけれども、具体的には出ておりませんでした。今回、この補正予算で644万6,000円の道の駅整備事業基本計画策定業務委託料として計上がなされましたので、いよいよ具体的に動くかなという思いがあります。

この具体的な業務内容について、委託の内容についてお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。本定例会におきまして補正予算で矢部インターチェンジ周辺道の駅基本計画策定業務委託料を計上させていただいているところでございます。この中で具体的な整備内容について決定していきたいと考えているところです。

内容につきましては、規模、運営体制、具体的な整備イメージや事業費、整備スケジュールなどについて検討を行い、決定していく予定です。

また、計画対象地域周辺の状況、交通量、計画条件等の説明を行っていきたくと考えております。また、本事業の実施に当たりましては関係団体をメンバーに含む組織を設置しまして、その中で情報の共有と課題整理、整備内容の検討もあわせて行っていきたくと考えております。

ランドデザインの中でも挙げられておきまして、令和4年の完成を目指し進めていく予定でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 令和4年といいますともしかしたら矢部インターまで開通するかもしれませんが、間に合うかなという思いもあります。これには賛否両論ございますが、今、道の駅通潤橋もございます。この道の駅通潤橋との兼ね合いはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 道の駅通潤橋は現在道の駅の指定を受けております。まだ協議の段階ですけれども、インターチェンジが出てきた場合にはそちらに道の駅の登録をさせていただいて、現在の道の駅は物産施設という形になるかと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 私もそうなるかなと思っていました。

ただ、通潤橋を見学に来られるお客さんにとっては、やはりあそこで一つや二つなりの土産物買って帰るということで、物産館は必要とは思っております。

今課長が申されましたように道の駅が矢部インター付近に道の駅としての機能がそちらに移るのであれば、私は個人としてあそこが通潤用水ということがありますので、その通潤用水にちなんで、道の駅ではなく、水の駅としての構想はどうかという思いがあります。

町長はどう思われますか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 大変有意義な提案でございますので、これにつきましては、どのような名称にするかはみんなで考えていきたいという思いであります。

せっかくの機会でございますが、昨日、九州中央自動車道の計画段階評価の九州地方の小委員会が開催をされました。

これは皆さんのおかげと感謝を申し上げます。昨日国会議員の方々全て、また県会議員の方にもお礼を言いながら、全ての人たちが2年以内に計画段階評価、この小委員会が終わればなというようなことでありますので、加速化する高速道路の開通に向けた、特に道の駅については、先ほどもう4年という数字も出ましたが、恐らくその前に開通するんじゃないかなという思いでありますので、これにつきましては、道の駅のみならず先ほどの体育館、体育施設、グラウンドの周辺整備につきましても期限を切った中でもう一回皆さんにもお示しをするような体制を早急につくりたいと今、課長たち、副町長を初め、今、話をしておるところでございますので、スケジュールはもう少しスピード感のあるスケジュールを提示できるようもう少しお待ちをいただければなという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 町長のほうからスピード感を持ってということでおっしゃられましたので、期待をしたいと思えます。ぜひ水の駅に指定をしていたようによろしく願いをいたします。

では、最後にため池について質問をいたします。

前回も一般質問しましたが、その後、農業用ため池管理保全法が成立し、7月1日に施行されましたので改めてお尋ねをいたします。

平成30年7月の西日本豪雨では2府4県32カ所のため池が決壊し、人的被害も発生いたしました。29カ所は所有者や構造がわからない状態だったようです。自然災害による農業用ため池の決壊による災害を防ぐため、所有者に都道府県への届け出を義務づけしました。

そこで山都町の農業用ため池について何カ所あるのか、また、届け出に関する周知はどのようになされているのかをお尋ねいたします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、お答えいたします。法律につきましては今言われ

たとおり7月1日のほうから施行されております。これを受けまして山都町のほうで把握しているため池につきましては、受益面積が50アール以上のため池31カ所となっております。このため池につきましては、町のほうでため池の住所であったり、管理者等は把握しておりますので、届け出等の周知につきましては、直接代表者のほうに郵送で周知したいというふうに考えております。

ただ一方、把握していないため池につきましては、現在、各集落で取り組まれている多面的機能の事業で、農道であったり水路、ため池等の管理されている関係でそちらほうの代表者のほうに周知のほうを図っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 既に他の町村ではホームページ等でこの周知がなされております。

一昨日も福岡県の小郡市のため池に小学2年の男の子が転落し、死亡するといったニュースが流れました。やはり管理者の責任ということもございますので、早目に周知をしていただきまして、この予防に努めていただきたいと思います。

この把握がわからない箇所というのがありますか。お尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 把握している部分につきましては、先ほど言いましたとおりで0.5ヘクタール以上のため池が31カ所となっております。その以下につきましては、把握できてませんので各集落で取り決めている多面的機能代表者等を通じて把握していきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 済みません、質問がですね、ちょっと内容が不足しておりましたが、ため池があるのは把握しているが、所有者がわからないところがあるそうです。全国にですね。そこは例えば町が管理したりするというふうに方向がなっているようですが、山都町においてその所有者がわからないその50アール以上の31カ所のうちあるのかどうかをお尋ねしたところです。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 失礼しました。所有者が正確に把握できていないため池につきましては、4カ所ございます。ただ管理者につきましては、水利組合であったり部落の管理ということで、管理者のほうは全て把握できております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 所有者がわからないため池が4カ所。しかしながら管理されているのは全て管理されているということで安心をいたしました。

やはりこういった災害があるときに未然にこの災害防止ができますように課のほうでも適切な指導をお願いしたいと思います。

一昨日、井無田地区を通りましたところちょうど井無田の診療所の診療が開設されておりました。

た。ところが患者さんの車であろう車がですね、二、三台駐車場にとめられなくて路上駐車をされておりましてので気になったところです。駐車スペースの配慮をよろしくお願い申し上げまして私の一般質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 11番、後藤です。一般質問を行いたいと思います。

先ほど町長から言われましたように、高速道路も加速化して着々と進めていくという中で今回の質問につきましては、山都町の将来を見据え、また、その内容について具体的な答えを求めますように、一番住民にかかわり合いのある質問をしていきたいというふうに考えております。

第1番目に、第三セクターについて、これはことし指定管理を受けました第三セクターの将来の見方について御質問したいと思います。

続きまして、山都町のランドデザインについて、約30億とも40億とも言われるこのランドデザインの計画性についてどのような計画を持っておられるのか聞きたいと思っております。

3番目に、社会体育の修繕等につきましてですね、何回修理しても雨漏りするような修繕でいいのかということについて聞きたいと思っております。

また、職員の定数管理につきまして、合併してよかったという話は私の耳にはほとんど入ってきていません。合併して14年にもなるわけです。もうそろそろ期待に応えるような施策を打ち出すべきじゃないかというふうに考えているところですので、これについても具体的な答えを求めています。

最後に、山都町の町道の管理でございますけれども、高齢化がどんどんどんどん進んでいく中で町は年寄りと子供も少ない中で、町道の管理につきましては地域に任せているという状況で主な路線については町で管理しておりますけれども、その町道の維持管理につきましては、非常な懸念を持っているところではあります。これは全部町民の皆さんの自治体にかかわる問題でございますので、ここらあたりにつきましては、将来を見据えた、10年後を見据えたきちんとした答えを求めるときは私は考えておりますし、ちょっと厳しい質問になるかと思っておりますけれども、皆さんとともに考え、ともに躍進していく議会でなくちゃなりません。そのためにも誠心誠意、質問したいと思いますので、答弁をされる方もわかるやすく誠心誠意、町民に向けての発言をよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） まず最初に、指定管理者の指定管理施設に関する町のあり方についてですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

本年度から新たに指定管理が決定したわけでございますけれども、過去の宿題や課題を解決するためには当然でありますけれども、将来に目を向けなければならない指定管理者のあり方じゃなくちゃなりません。指定管理を委託するに当たり指定管理者は町の一つの機関であるということは執行部の皆さん方も十分御存じと思います。肝心なのは町の施設であり、当然町が管理するものでなくちゃなりません。それを人的理由あるいは経済的理由により指定管理者制度というのを設けて指定管理をさせているわけでございます。

決して今は指定管理料を出しているわけですが、これは赤字補填でも何でもなく、自分たちができない分をその指定管理者に金を預けて指定管理をしていかなければなりません。

その中でですね、従来指定管理で言いますと「はい、あんた方がとったけん、5年間頑張ってください」というようなことがあったのか、なかったのか定かではありませんが、なかったような気がします。そういう中で、指定管理にかかわる町の姿勢が私は非常に大切だなというふうに考えているわけでありませう。

ただその指定管理しました、あなた方がとったけん、5年間で3,000万ほどやります。そのたび役員会を開きながら「赤字ばなんとかせい、もっと努力が足らん、人のスキルが足らん、もっと勉強しなさい、お客ば呼びなさい」そんなこと言って、果たして指定管理を受けた側が本気で頑張れるんだらうか。私は逆に「もう面倒臭しゃ、もう何かち言えば銭戻せ、金がない、赤字だ」そんなことばかり言うと、それをいつも聞きよるとやる気を失いますよ、実際。そういう中で、今から先ですね、今後その指定管理者というものをですね、皆様方を理解されているのか、また、どういうふうにやっていくのかということをやっと順を追って、皆様方とともに考えながら今後の指定管理者のあり方について、その施設の建てられた意義を原点から見直ししながら、それにつままして、4項目程度に分かれて順次質問していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、先般、企画政策課長のほうから話がありました。総務省からの話がありまして、第三セクターは地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を示している。経済財政運営と改革の基本方針2014、公営企業第三セクター等の徹底した効率化、健全化を図るということで本省から出されました。これに基づいて町は第三セクター、これは虹の通潤館とそよ風パークのことについて経営方針を言われました。

これを読んでいきますと「売り上げアップと運営体制を見直す、経費最適化、売り上げ原価の改善、販売管理費の効率的な使用、社内風土の改革」と書いてありますね、これは虹の通潤館。それとそよ風パークにいたっては「抜本的改革を含む経営健全化のために具体的な対策」というふうに書いてあります。「事業手法の見直し、人材育成と人材確保、売り上げ増に関する取り組み、シニア層にターゲットを置く」とか書いてありますけれども、これを仮に現場のほうにそうしなさいよと言っても、町がやっぱり一緒に考えて、一緒に悩み、一緒に進歩していかなきゃで

すね、私はもう現場としては動かないというふうに思っております。

そこで、ぜひ課長のほうに今後のその施設の位置づけと今後の町職員の取り組みをどのように考えているのか。そしてまた、私はそよ風パークのほうも全部調べました。農園のほうの売り上げとかもかなり上がっております。ブルーベリーのほうもお客さんもかなり来ておりますし、データもとっておりますけれども、結構努力されております。本当によくやっているなというふうに考えております。私も現場にちょこちょこ顔を出して、頑張れとは言いません。「よう頑張るとるね」という話をするわけですが、これは町が考えているのは、この前話がありましたけれども、赤字になったら直営するか潰すか、ゼロか100という話なんです。黒字だったら黒字に転換していく、その手前に「黒字に転換していく努力をする必要がある」と書いてあります。これは企業が努力するのじゃなくて、町も一緒に努力しなくちゃいけないわけ。その行く末がどうしてもだめならば町が直営するか、あるいはやめるかという選択肢があるわけです。そこでやめると言ってやめることを想像したらとてつもない話なんです。通潤山荘がぶっ飛んだ、そよ風パークがなくなった、想像できない状態なんです。ですから、その想像できない状態にする前に町は真剣に取り組む必要があるというふうに考えるわけです。私は、その中で、課長あるいは町長でも結構ですが、今後どのような取り組みを考えているのか、そしてまたどのような位置づけにあるのか、具体的な話をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** ただいま御質問がございました通潤山荘、そよ風パークの位置づけ、それと町が指定管理施設に対するかかわり方等についてお答えしたいと思います。

まず指定管理者と指定管理施設に対する町のかかわり方についてでございますけれども、町が出資する第三セクター、指定管理者となっている指定管理施設の場合は、現在の取締役会に出席をして、月次の収支の状況報告を初め、経営状況、それと管理運営上の課題などの協議、情報交換を行っているところでございます。

それと有限会社虹の通潤館については、昨年からは毎月の取締役会及び役員会を実施されておりますし、そよ風遊学協会については、8月の取締役会で毎月取締役会を開催することが決定したところです。そういったところで毎月の意見交換、情報交換をやっていきたいというふうに思います。

それと通潤山荘、そよ風パークの観光施設としての位置づけでございますけれども、両施設とも山都町における中心的な観光施設として、交流人口の拡大や町内の農産品、役務の調達により農商工、観光業を中心に地域経済の活性化の一役を担う施設で、行政運営上必要な施設というふうに位置づけております。

役割については、通潤山荘は住民等の保養の場を与え、その福祉の向上と健康増進を図るとともに観光振興に寄与する施設を担っております。そよ風パークについては、都市と農村の交流施設として、農林業の振興、地域活性化の拠点として若者定住促進を図る雇用の場として役割を担っているところです。

経営健全化計画につきましては、議員がおっしゃったように当然その指定管理者だけに任せ



るものではなくて、町も一緒に汗をかいて経営改善に取り組んでいきたいというふうに思います。

それと地域への経済効果の部分でございますけれども、そよ風パークにも試算をさせていただいたところですが、人件費、仕入れの資材等を含めると1億2,000万ほど地域経済に管理をしているということで、大変重要な施設というふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 今、地域の中にも経済効果はあるというふうに、そよ風パークについて言えば、あそこは従業員もおりますし家族もおります。当然その場をその働きに行っている場をなくすということは100%私は考えられないと思いますし、それを継続していくためには、町の理解、町の位置づけが、本当に従業員にとっては、一番従業員の心のよりどころなんです。ですから、働いている人、もう本当にその人たちの気持ちを十分考慮しながら、絶対に潰さんぞと、絶対黒字になるというのが目的じゃないんですよ。これはあそこの場合はアスレチック施設とかグラウンドとか、金を生まない施設がたくさんあります。農園あたりにつきましては200万か300万ほどの収益が上がっているようでございますけれども、ブルーベリー園を含めてですね。そういう金を生まない施設もあるわけですので、いかにそこで働く職員の人たちが前向きに一生懸命頑張れるかということをおとさんと一緒に、ともに考えながらやっていただきたいとします。

また、通潤山荘につきましては、料理のほうで地元産を使っているのか使っていないのか定かではありませんけれども、不正問題もありました。このことについて問うことも私はしないというふうにもう思っております。ただし行政報告としては町民の皆さんが非常に関心のあるところでございますので、やっぱり経過、それについては何らかの形で報告するようなことがあったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうふうに申し上げておきます。

ぜひともこういう先ほど言いましたような総務省からの通達での過激な何といいますか、もう最後にはやめますよというような、こういう話を職員の前で5年間も10年間も言ったら、それはやる気を失いますからその辺のところを十分配慮していきながら、職員とともに頑張ってもらいたいというふうに思っております。

次に、同じ指定管理者の中で、服掛松キャンプ場、蘇陽地区における服掛松キャンプ場と先ほど6番議員からも話がありましたけれども、猿ヶ城キャンプ村につきましては、指定管理者についてもいろいろ議論がありましたけれども、服掛松キャンプ場についてだけでも結構でございますので、指定管理がかわりました。それで、改善点があったのか、どのようなところが改善されたのか、また、見落とされているところがあったらそこら辺についても、指定管理者がかわるといことは、方向性がかわったり、若干の変更があったりするのかなと思いますし、そこら辺について課長の把握できている範囲でお答えをお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 服掛松キャンプ場の指定管理者がことしの4月に交代、かわりまして株式会社歌瀬アウトドアライフが指定管理者として管理運営に当たっております。

先ほど4月から7月までの4カ月間の経営状況につきましては、先ほど申し上げましたけれど

も、再度申し上げますと入り込み客数が9,736人で前年比2,194人の増、それと売上額については880万ほどの売り上げで前年比149万ほどの売り上げ増となっております。8月の報告がまだ来ておりませんが、8月はさらに入り込み客数が3,300人ほどあったという報告を受けているところです。売り上げのほうもそれに伴ってふえているとは思いますが、前年比で120%ほどの収入増になっているということです。売り上げ増となった要因としましては、4月、5月のゴールデンウイークの10連休の効果で大幅な増収となったものです。また、7月にはこれまでになかったインターネット予約サイトをスタートさせたということです。キャンプ場の予約受け付けを開始したことが田舎山荘やログハウスの稼働が好調に推移した要因と思われる。また、予約ができることも利用者の利便性が高まり、リピーターの獲得にも貢献したと思われます。これまでピーク時にはキャンプ場に入らず、入場を断ることもあったということですが、予約ができるということで口コミでも広がりつつあるということです。さらに宣伝効果を見据えたスポーツ用品販売店のスタッフの講習会だったり、アウトドアショップの顧客向けの展示会を服掛松キャンプ場で開催をして、福岡、熊本県内からの多くの販売スタッフが訪れております。そういった方々の口コミ等で顧客の誘導につながったというふうに思われます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 私も若干その点については、現場に行って調べました。従来、ログハウスとかいうのは、全部予約をとっていたわけですね、キャンプサイトのほうを予約をとってなかったの、行って断れるというパターンがあった中で、どんどん客が減ってきたという情報は前もってわかっておりました。予約をとるべきじゃないかという話をしておったんですけども、今後ともほかのキャンプ場も清和にもありますし、猿ヶ城もありますね、来年から動くわけ。当然、予約をとらなければいけないし、ホームページにも内容をちゃんと掲載するように町のほうから指導していきながら、よりよい効率を上げるということが大切かと思えます。

今、用品の販売等々も話がありましたけれども、今後は地域の皆さん方とこの施設がどうかかわっていくのか、どのような経済効果を地域にもたらすのかということも同時に考えていかなければならない施設と思いますが、そこについての課長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** ただいま御指摘のありました地域とのかかわり、連携という部分では服掛松キャンプ場にかかわらずほかのキャンプ場施設についても同じことですが、大変重要な事柄だというふうに思います。地域に愛される施設ということで取り組みを進めていただくことで、その施設が有効に活用できるというふうに思います。

地域ではイベントやお祭りを一緒に開催をしたり、地域住民の積極的な利用も行われているところでございます。山都町の豊かな大自然を満喫できるキャンプ場施設については、それぞれ山や川、登山、釣りなどを満喫できる施設となっております。自然体験や野外活動の拠点として位置づけておりますが、周辺地域の方々と連携をして地元産品の販売ですとか、先ほど言いましたイベントなどを通じて地域経済への波及も期待しているところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 指定管理者におきましては、本当に町の役割は大切だなというふうに考えております。

あと1点につきまして、同じく指定管理のことでございますけれども、服掛松キャンプ場及びそよ風パーク、山荘につきましても、二十数年前にもうつくった施設ですよ。となってくると当然ですね、私もそんなときにつくった覚えがありますけれども、二十数年前といいますとトイレもぼっちゃんだったり、ベンチももう壊れかけて、見た目が非常に、某施設については壊れて使えない、座ったらけがするようなベンチ等も残っているわけですね。ですから、今新しく顧客を呼ぼうとするのであればですね、20年前、30年前につくった施設は当然新しい客を、今の時代の客を呼ぼうとするならば、水洗トイレであったりとか、もっと安全で子供たちが一緒に遊べるような施設に変更していかなければならない。要するにそれはリニューアルといいますけれども、それは町として、早急に何もかもせいというのじゃございません。現場を見ていきながら必要に応じて要らないものを撤去していき、また増設するものであれば増設する。もう本当にシンプルな改革、リニューアルが私は必要というふうに考えております。

永遠に20年前の30年前の施設があって、永遠にですね……。自分とこの家でも一緒じゃないですか。やっぱり住みやすいようにリニューアルするんですよ。お客に対してそれが親切というもので、お客を呼び込むための施策なんですね。ですから、そこへのリニューアルについても一般財源になるかと思えます。がしかしながら、続けていくなれば、やらなきゃならない。現場をちゃんと把握してやらなきゃならない。そのためにはその指定管理している管理者の意見を十分聞きながら、管理者が一番現場のことはわかりますから、管理者の意見を聞きながら適切に進めていかなきゃならないというふうに考えておりますが、そこら辺のところについては課長、どのようにお考え、どのように対策をされていくのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 施設の改修の件でございますけれども、御指摘があったとおり山都町の観光施設については、長いものでは20年から30年、建設から期間が経過している施設が多うございます。大変老朽化が進んでいる施設が多いわけですが、議員御指摘のとおり当時の建物の仕様等で建てられたものでございますので、現在の利用者に支持されるような機能的な部分がない施設も確かにあると思います。キャンプで使うバンガロー、ロッジの建てかえですとか、服掛松キャンプ場以外の観光施設についても改修の必要性がある部分が相当ございます。年次計画をつくって順次整備をしていくようなことで計画を立てていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 指定管理者につきましては、町の指定管理されている施設は当然のことながら、管理者はですね、町の機関、管理者は町の機関であるということを十分認識された上

で、今後、町におかれても第三セクターの内容を十分理解し、問題点の改善の命令するだけでなく、ともに考え、ともに悩み、ともに歩いていく、ともに現場とともに一緒に考えていくことが私は本当に必要だろうと思います。そして、またそのそこで働く人たちの意見を聞きながら、なおかつ、一歩前進していきながら町の将来に向けて本当に施設を有効に利用するという姿勢を常に持ちながら頑張っていけば、将来が見えてくるような気がするわけです。

ぜひ丸投げしないで、ともに考え、ともに悩み、ともに前進していくことを課長ほか職員一同の皆さんにお願いをして第三セクターに関する質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、山都町のランドデザインですね、これについてお尋ねしたいというふうに思うわけですが、山都町のランドデザインについては、いろんな会議の中でたくさん話がありまして、どのような方向なのかなと、このようなランドデザインを計画して、配付されたわけです。これを踏まえてつい先日だったですかね、これは西日本建設新聞ですね。これに町のランドデザインの方向性が掲載されました。これ発表していいのかなと私は思ったけど、業者が持ってきたわけですが、これによりますと、まずは先ほど話がありましたグラウンドゴルフ場ですね、3,000万弱、それと体育館16億8,000万でしたか、その中で、これは総合計画に入っております。2件とも。補助金は5,000万、16億何千万かが一般財源、3年間ですね。それはそうとしてこの計画からいけば景観整備事業、通潤橋周辺整備、これ5項目ほど書いてあります。内容的には申し上げることもなく、多目的イベント広場、遊具広場、駐車場、物産館等々の整備で5億8,000万、それと同時にアクセス道路につきまして、これが千滝橋ルート、役場直進ルート、矢部高西側ルートの3ルートを検討中というふうに書いてあります。これば4億と7億と10億ですね、総合計してみますと大体38億、その中でルートについては、整備計画にはまだ入っていません。当然、通潤橋周辺整備の5億8,000万も整備計画には入っていません。じゃあ、これは出た、さあ5年でやるのかとなったら、これ起債は今20%の減額で年間大体うちは頑張っても5億だろうと思います。これは全部今のところは補助金は5,000万しかないということであればですよ10年かけても一般財源じゃできないなど。まあ銀行は貸すかもしれませんけれど、簡単には貸さないでしょう。

そういうことを考えた中でお尋ねしたいのは、まず財政計画についてどのようになっているのかと。年次計画はどうなのかと。プロジェクトチームですね、これは一つの課に1人の職員とか、2人の職員に担当だろうがということで任せるとは非常に難しく、まだできない。ノイローゼになります、こんなことをやったら。これについて町はどのような、この計画ですよ、この壮大な計画、それは町の総合計画ですから、それは出していいです。ただ絵に描いた餅じゃだめなんです。どうしてもやるのであれば職員一人一人が全部納得できるようなことにしなくちゃだめだろうと私は思います。某職員に聞いてこんな計画があるんだろうって言ったら知らんというのが80%おったらこれは計画じゃないと。山都町の計画というのは職員一人一人がみんな納得し、議員がみんな納得し、そして町民が納得してからこそ総合計画というものであります。そのためには当然年次計画も明記すべきであり、また財政計画もきちんとしたものを出すべきだろうという

ふうを考えます。まず、その第1点目として、財政計画はどのように考えているのか年次計画は何年ぐらいでやるのかということをお尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。財政計画という話でございます。

今御提示いただきました山都町のグラウンドデザインということで、4項目の事業が策定しておりますが、概算事業費の提起でありまして具体的な事業費が示されているものではございません。今後、それぞれ事業所管課におきまして、基本計画、実施設計等が決まりまして、事業費が順次決定していくというふうに思っております。

もちろん財源確保につきましては、国ですとかあるいはその他の団体の補助事業メニューの調査やあるいは起債計画の協議を遅滞なく、しかも迅速に行う必要があるというふうに考えております。

それに伴いまして、中長期の財政状況を精査しながら必要に応じて財政計画の見直しを視野に入れる必要があるというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これですね、私は本当に思うんですけど、この計画を出した段階で、総務課長が今からするということけど、それは構わんです。構いませんよそれは。でもですね、やっぱりこれはやる以上は本当に財政計画というのはきちんとやらなきゃ。今各課がですね、誰が担当部署なのか私はわからんなど、どぎゃんなつただろうかなというふうに悩みますよ、そりゃ。どこに行って、この質問も誰にしようかと思いました。実際問題として。町長はこれを知ってますよね。この計画があるのを。全部で四十億弱というのも御存じだと思います。体育館とグラウンドゴルフ場はせにゃいかんとか、あんじゃん、かんじゃんという話がありますけれども、そりゃ見直さないかんとこは全部せにゃいかんとでしよ、出した以上は。ですから、計画の見直しはしないということであればアクセス道路についても3路線あって、まだ決定していないということでしたけれども、やっぱり場所をあそこにつくるよって、2カ所、3カ所議論されました。あそこにつくるということが決まった段階で早急にアクセス道路はやっぱ検討すべきだったのではないかなと私は思いますし、その財源はどうなのかというときに10億とも5億とも言われる予算がそう簡単にできるものじゃないと私は踏んでいたわけですね。それでもなおかつ、あれから1年、2年月日は流れています。これですね、どうなるのかなと非常に心配しているところでもありますけれども。

あとですね、多分どしこ質問してもやりますとか、それで答えが私には返ってこないと思いますしね。でも、町民の皆さん方も多分この話を聞かれておりまして、ぜひプロジェクトチームを早急に立ち上げて、財政班あるいはアスレチックをつくるのであれば森林係か土木係かですね、それに山の都創造課、それに副町長も入れながら、副町長はですね、昔、白水に出向してこられたときに一緒に仕事をしたことがあります。一緒にそよ風パークとか総合的な計画を、あそこも一緒につくった計画がありますので、経験されておりますので、財政的にも計画的にも多分詳し

いと思いますし、そういうところをやっぴり早急に立ち上げて、財政はどうするのか、みんなにわかりやすくどのような経過でいくのか、うちはもうやめるところはやめる。前もありました、やめるところは、切るべきところは切る。そして本当の計画書につくり上げていく。ことし1年はその作業をやってもらわなくちゃ困るわけですね。そして、職員も納得するし、なおかつ住民の皆さんにも納得できるような計画をぜひ提示していただきたいというふうに思っております。これはどんなに私が言っても答えは出ないと思いますよ、今の状況じゃ。ですから、町長、そのプロジェクトチームのあり方とか、今後の職員の指導に対してどのような考え方をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 先ほど6番の藤川議員のときにも答えたと思っておりますが、プロジェクトチームは今立ち上げはしておりますが、具体的なまだ動きがないのも事実です。特に昨日から課長会等もしながらスピード感をという中で目標年度を明示をしながらやってきます。特にプロジェクトについては、もう1回練り直ししながら、今、後藤議員から言われた分を含め、今、副町長と色々な案を今練っているところであります。財政計画については、先ほどの新聞報道等についてはどこがニュースソースか私もわかりませんが、まだまだ体育館につきましてもどこの数字が16億何千万出たかなと。私になる前から体育館については15億という言葉がずっとひとり歩きをしとったのは承知をしておりますが、全ての概算の金額がそのような形かどうか、これについては最終的には予算は設計ができたり、そんなことだけでは金額は確定をしないと思っておりますが、大まかな金額等々については先ほどのような数字があろうかなという思いでおりますが、これについては副町長はいろんな分の財政のプロというようなことでございますので、今協議をしながら皆さんにも明示できるような形でいきたいという思いでおりますし、先ほど来、藤川議員のときも言ったようにプロジェクトにつきましてはもう一回して、先の着地点を設定をした中で工程表をつくりながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ぜひですね、このことにつきましては、緊急にやっぴり取り組むべきだろうと思いますし、町長も非常に悩みの種だと思いますけれども、先ほど言いましたように100%しろというわけじゃないんです。やっぴり変更もあります。地域の実情、町の経営的事情を考慮していきながら何が優先なのか、何をしなくちゃ町が発展、将来的に町を見据えた中で見直しはしていいわけですよ。ですから過ちのない正しい判断をしていながらプロジェクトチームを立ち上げて、ともに頑張ってもらいたいというふうに考える次第であります。

なお、これは体育館につきましてですけども、体育館とかですね、グラウンドゴルフ場につきまして、先ほど課長のほうからも話がありました16億とか17億かかるかもしれませんけれども、基本的には後々の維持管理の問題を十分考えておいてもらいたい。というのがですね、土壌が軟弱になる、それは工事で何とかかなと思いますけれども、これだけの施設をつくったらですよ、体育館でもそれだけ大きな施設をつくったら当然維持管理もかかるし、倉庫ですね体育施設を入れる倉庫も必要となります。そうなってくれば当然、ほかの町村にも行って聞きましたところ、

当然人がいるわけです。申し込みがあったからといって、役場からはい行きましよう、はい行きましよう、どうしましようか、あした大会があります。準備しましようとかですね。グラウンドゴルフがあるけん、あしたから準備しますよとか。誰かが借りにきたので今から行って準備しますとかできないわけじゃないですか。ですから、ほかのところを調べたところですね、ほかの情報全部調べてみました。やっぱり人が二、三人、これはどのような形でいるのか私は知りません。指定管理なのか町職員が行って仕事をしているのかわかりません。がしかしながら、当然、芝の管理とか用具の管理とか住民へのサービスの滞りが無いとか、道路の維持管理とか全てがあるわけですね。それで、当然体育館の中あるいは倉庫の横に事務所たるべきものを設置する必要があるというふうに考えておりますし、そういうところも十分考慮しながらプロジェクトチームのがっちりしたチームをつくって、副町長を中心に、もう経験者ですので頑張ってもらえたらと思うし、副町長から何かありましたら一言、それはですね、就任されまして初めての議会でもありますので、抱負も含めたところでこの取り組みについてぜひ熱い思いを語っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、能登哲也君。

**○副町長（能登哲也君）** ありがとうございます。御紹介いただきまして。先ほど議員のお話を聞いてとりまして、二十数年前、白水村に派遣で参ったときに温泉施設と当時水工場という施設をちょうどその二つの施設が当時の村の財政規模と同じぐらいの規模でございましたけれども、その二つを2カ年、3カ年の計画でつくりましたことを、もちろん私だけではなく、村の職員と一緒にやってつくりましたことを思い出しました。

当時も非常に村の財政、厳しい中、過疎債でございますとか、当時ございました地域総合整備事業債とか、さまざまな起債を活用して、さらには大きな国の補助金はもちろんです、さまざまな小さな小粒の県の単県補助などを集めまして、何とか完成にこぎつけて、村への派遣期間が終了したということ思い出しました。

当時の村の職員さんも役場を挙げて一生懸命取り組まれたことを思い出しまして、この山都町におきましても、そういった状況をつくり上げて、このグランドデザインの完成に向けて頑張っていきたいなというふうに思っております。

もとより私はその財政の鬼というふうに言われますけれども、打ち出の小槌を持っているわけではございません。さまざまところの補助金をそれぞれの事業の担当課で探し出してきていただきまして、少しでも町の負担を少なくし、将来の財政負担も少なくしていくということも図りながら、優先順位をつけながら、メリハリをつけた計画を進めていきたいなというふうに思っております。

幸い、先日、上益城地域振興局からも御連絡ありまして、ぜひ町の計画を聞きたいと。支援できることは支援したいというようなお話もいただいております。まだまだ先ほど担当課からも、町長からもお話がありましており事業費が固まっていない事業の概要は方向性は見えているにしても事業の概要が固まったとまでは言えない状況でございます。早急に固めながら国あるいは県と相談しながら着実な計画推進に当たってまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様方にもいろいろお知恵を拝借し、お世話になろうかというふうに思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 心強い答弁でございました。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

当然ですね、この総合計画の見直しも本年度の10月にはされるかと思えますし、そこらあたりには方向性ぐらいは出していただきたいと思えます。

続きまして、社会体育施設ですね、私はこれ基本的には時間もありませんので、淡々と進めていかなきゃならないと思えますけれども、蘇陽地区における林業者等体育館があります。皆さん御存じだと思います。雨漏りするからといってですね、何遍か修理しました。雨漏り修理したあくる日に漏れます。何やらかんやらかわわからんし、もういらいらしてくるちゅうとはこれのこっだろうと思えます。施設の修理ちゅうのはゼロか百かなんですよ。50%修理したっちゃもうだめなんです。せんならせんほうがいい。要らん銭。ですから、大体蘇陽地区ですね、これもほんなこつは、いきなりこげん施設の話ばいかなとぼってんが、工藤課長、今まで体育館の修理、地震の後か先かも含めて屋根修理に幾らぐらいかかりました。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。御指摘ありました蘇陽の林業者等健康増進施設及び林業者体育館でございますが、これ昭和63年に建てられたものでございますけれども、築31年を経過しておる施設でございます。これまで平成24年に屋根と外壁の全面防水工事を2,300万円かけて施工したところですよ。その後、また平成28年ごろから再び雨漏れが発生し始めて、平成30年度末に雨漏り部分の6カ所に係る屋根の防水部分工事を250万円ほどかけて施工したものでございます。

今、施工後にあくる日、翌日から漏れ始めたということでありましたが、すぐすぐではございませんが、今年の夏あたりから、それでも早い時期ではございますけれども、再度の雨漏りが発生している状況ではございます。雨漏り防水工事というのがですね、非常にこの完了後はすぐはとまりますけれども、その時間経過とともに漏れ始めることが見受けられます。

屋根をどうしても雨水というのが屋根を伝って新たな場所から漏れ始めるというふうなことが原因かなというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ちょっと大げさに言わんとちょっときけんかなと思いましたが、言いましたけれどもね、修理するのはゼロか百かと思ってくださいよ。雨漏りするとを漏れたっちゃ構わんけん1年ぐらいほったらかしても当初予算で全部被せて、打ち壊すよりかもう修理したほうが楽なんですよ。山都町の蘇陽地区には体育館はあれだけしかありませんので。すんならきちんと被するとですね、部分的にするけん横から漏れてくるわけですよ。するならする、きちんとしてほしい。予算もいろいろあるかもしれませぬけれどね、打ち壊れてからするならまだかか



りますよ、つくっならさっき19億とか言いましたけれども、そんぐらいかかるわけでしょう。雨漏り修理は二、三千万じゃないですか。そりゃ、雨漏り修理を完全なものにして使ってもらおうにしたら、うち蘇陽地区もミニバレーとかバドミントンとかいろんな人がしていますけれども、いつも天気がいい日ばかりじゃありませんのでね、突然雨が降って体育館は漏るげなばいという話は聞きたくもないし、今後。ぜひですね、当初予算でつけてくれちゅうといかんかもしれんばってんがですね、ぜひここは財政のほうも大ごつかもしれんばってんが、新しくつくるよるかいいというような観点でぜひ検討を願いたい、町長からも一言ぐらいをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。先ほどの林業体育館につきましては昨日もいろんな検討をしたところであります。また、蘇陽の体育館ばかりじゃなく清和の体育館ももう大分老朽化をしておりますし、またそのほか各地域にあります小学校、中学校の体育館についてももうほとんどの体育館がそのような状況下にあるのも事実であります。今後について中央体育館の建設の計画もしているわけですが、今ありますような形の中の整備補修ができるか、私もいろんな屋根の補修の方法は検討した部分があります。今言われるような工法もあるのも承知をしておりますので、順次そのような形の中で整理をしていかななくてはならない施設だという思いであります。しかしながら、先ほどありますように財政事情等々も考慮をせなん部分もあるというようなことであります。形は、今言われた部分については、十分私も通知をしながら抜本的な補修、改修工事も進めながら延命化をするのも一つの方法だという思いでありますので、そのような形で今後の改修計画また雨漏ればかりではありません、いろんな部分があるわけでありますので、そういうふうに改修についてもそういう形で方法等の検討は今からやっていきたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** その点につきましてはよろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、山都町職員の定数管理につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

まあ、ここで言っているのか悪いのか私も大分悩みましたけれども、合併して14年ですね、14年前合併していい町になるだろうということで期待に胸を膨らませた町民は数多くいらっしやったと思えます。という中で合併特例債も消えました。継続しなかったわけです。残念ながら。そして、その後、当初は職員も定数は100人減らすと言いましたけれども、そりゃ人口規模によって100人ぐらい減らそうということで達成しました。

しかしながら「合併していっちょんいいことはにやあねえ、14年もたってから」という話は私だけではないと思えます。合併してよかったもんが何人かおるかもしれませぬ。がしかしながら、私の知っとる範囲じゃほとんどの方が「何で合併したっちゃろかね」というような、「いっちょんよかこたねえね、おいと。ぬしゃ何とかせい」これは私も責任があるわけですが、議員ですから。私も責任がありますけれども、私の責任というのは20%ぐらいかもしれませぬ。おおむね行政の責任が80%と思えます。そこで、定数管理というのは減らせばいいちゅうこっじゃなくて、住民サービスは低下しているわけですよ。要するに保健師の不足とか、広大な地域になれば午前中年寄りの家を訪問しても午前中1人、午後1人というような状況で、人数が足りてないと思えます。

行政サービスしようと思っても職員の人が足りないんです。それはこれだけの人口によって職員数を選ぶのであれば、そうなっている。小さな町ならそれでいいですよ、減らして。ところがこれだけ広大、熊本県でも1番か2番ぐらい、これだけ広い山あり谷ありの町中では本当に人員を減らすのが正しかったのか、これは私なりに検証して言えば足りとらんというふうに思います。じゃあどうすればいいのかというのは、方法は二つ。職員をふやすのか、もしくは無駄な事業を削減すると。職員に言わすればせんでいい事業も大分あるような気がします。無駄という。そういうのは通常無駄といいますけど、無駄は誰が決めるかと。そこは職員が決めていいわけですよ。町長、こりゃいらんことやけんやめたがいい。それはですね、何もかんもしよるとそれはもう、たまらんですよ、職員は。余分なことをすると実際に結果が出ないまま途中でやめなんと。それが業務です。私も役場におりました。要らんこつぱっかりさせちね、町長はということもありました。要らんこともしてきましたが、昔はそれでよかったです。ばってん、もうこれだけ厳しくなってくれば要らん仕事は全部削減し、やめて、本当に必要な仕事をするのか、そして、また行政サービスの保健師とかいうようなのは特に期待が大きいわけですよ。専門職あたり、道路の専門職あたりは期待が大きいわけですよ。何もかんも委託するのじゃなくて、職員でできるような体制づくりも必要なんです。はい、何があつたら委託、何があつたら頼む。金さえあれば何でも世の中できるごつなつとる。それじゃだめなんです。ですから、職員ができることは自分の力で、みずからの力で町を考えるというような姿勢も大切と私は思います。そのためにもぜひですね、定数管理をもっと厳しくしていきながらいつでも住民サービスができるような体制づくりが必要と私は考えるわけですね。それには無駄を省き、なおかつふやすところはふやすというような町の姿勢が必要だと思います。これは全て町長の責任です。そこで町長の意見を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えになるかどうかわかりませんが、職員の定数削減については今も後藤議員から言われたとおりここ14年間で今の状況になっていると思っております。しかしながら臨時職員であったり、パートの方であったり、そういう方々で今補っていた中で今行政運営ができていているという思いでおります。合併云々はもう言っても仕方ありませんが、そのような状況であります。先般皆さん方にもおつなぎをしたように来年度から会計年度任用職員制度というような分が出た中で、また人件費等々には大変な負担が大きくなるような今後の状況であります。そういう部分も勘案しながらやはり最終的には職員の質を上げながらいろんな完結をできる事業、先ほどありましたようにコンサルに頼むいろんな部分に全て頼っておるのが今のうちの状況だろうという思いでおります。しかしながらそのような形をせんと今の体制ではなかなか事業が円滑にいかないというようなことでほとんどの部分はコンサルにお願いをしながら事業計画であったり、設計であったり、いろんな分が今しとる分があります。しかしながら今言われるように住民サービスを十分にするには、なかなかこれ以上人員をふやせと言っても非常に無理があるという思いでいます。広大な土地はもう十分承知をしておりますが、そのためには効率的な、しかしながら、今、国から県から言われてる分や提出の書類であったり、いろんな複雑な業

務が重なっております。本当に何のための仕事を皆さんしておられるのかなという、私の机にも印鑑を打つのが大変であります。また、特に今は農災工事、公共工事たくさんしておりますが、一つの工事でこれだけ30センチ、40センチある書類が上がってくるのも事実です。これをこなしているのは職員の皆さんであります。大変苦勞されながら、後藤議員承知のとおりであります。こういう分を改革をせんとなかなか職員の負担の軽減にはならんと、これは私でできる分は私でします。しかしながら私でできない県からの部分、国からの部分についてはなかなか難しいというのが実情であります。また、皆さんの御指導等もいただきながら、やはり改善は常にしていかななくてはならないと思っておりますので、進めてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 町長、あのですね、業務においては議員は何もわかりません、中身は。ぜひ若い職員の意見を聞きながら、若い職員が本当に働きやすい環境づくりにぜひ努めていただきたいと思ひますし、それが人を育てるといふ根本になることは、町長も中央会の会長もしておられてわかってると思ひますので、ぜひ上を向いて仕事をされるのじゃなく、下をきちんと向いて皆さんの意見を聞きながら適切な業務を行っていただきたいというふうに御期待申し上げます。

最後になりましたけれども、山都町の町道の維持管理につきまして、我が地域も当然でございますけれども、年寄りばかりでございまして、草刈りするぞちゅうたら鎌しか持ってこんし、草刈り機持ってくつとは10人おったちゃ、3人か4人であとは草刈り機使い切らんという人ばかりになってまいりました。10年後にはもっともっと厳しい状況になると思ひます。特に高いところの枝が張ってきとところですね、これなんかはもうほんのこつ切れんですよ、もう。10年したらもうトンネルですよ。そういう状況は全部が全部と言ひません。ぜひ10年後を見据えた町道の維持管理につきまして、どのような考え方なのかを簡単にお聞かせ願ひたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** では、町道管理の方向性ということで、町道沿線の雑草処理の現状、それから課題等のほうからお答えさせていただきます。

現在管理して町道は1,045路線、総延長が951キロです。このうち生活関連道としては5割程度だと思ひますけれども、この中で草刈り業務を委託している路線が50路線、それから延長で約185キロを町内の建設業に委託しているところでございます。

本年度はこの委託料として約3,700万を支出しております。これも道路維持の予算の中でも非常に大きなウエートを占めているところでもございます。これ以外の路線については、町内各地域の自治振興区を中心とした集落単位にお願いしているところですが、今議員おっしゃったように過疎高齢化が年々進んでいく中、地域での継続が難しくなると、厳しくなったという相談は実際にあっておりますし、このことについては、町としても非常に懸念しているところでもございます。

ちなみに、上益城管内の状況を聞いてみますとやはり4町ともに基本的には全路線草刈り、それから側溝清掃等の軽微な作業については、地元をお願いしているということでもございました。

限られた道路予算の中ということは、毎回私の答弁ではこれを使わせてもらいますけれども、これ以上の草刈り業務委託料の増加は避けたいところではありますが、地元での対応が難しくなったという声が寄せられていることは事実としてあります。こういった状況の中で、現在町道の管理については矢部地区では道路管理人として常勤職員を1名任用しています。清和、蘇陽地区では週1の業務で道路状況の点検と簡易な補修等を外部に委託しているところでもあります。この委託体制の見直しを今検討しているところです。点検、補修等にあわせて草刈り業務を一括して外部に委託できないか、現実的にこういった業務を受けることのできる団体があるのか、予算面も含めて今検討を進めています。

道路施設は年々老朽化が進んでいます。長寿命化対策と施設の更新等の事業は、もう避けて通れない状況の中で道路維持に要する費用は年々増加しているところでもあります。限られた道路予算の中でまずは現状の施設を利用者が安全にそして安心して利用できる道路環境を維持していくことを最優先として取り組んでいくこととしておりますけれども、それにはやはり地域の皆さん方の協力なしでは良好の状態を維持してことはできません。今後においても各地域のでき得る限りの協力を得ながら適正な管理に努めていくこととしております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** あと17秒になりましたので、よろしくお願ひしたいというところで終わるわけではございますけれども、高草切りはできたら独自事業、自治振興区の独自事業でできないのか、検討していただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時08分

再開 午後1時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 皆様こんにちは。9番、吉川美加でございます。よろしくお願ひいたします。

山都町の三大祭りの二つが終わりました。また、これから秋の収穫へ向けて皆様お忙しい中、きょうも傍聴にお越しいただきありがとうございます。

この夏は雨に始まり大雨に終わったという感がございます。農業にとどまらず観光客の動向による経済への影響、そして、私たちの日常生活、子供たちの生活にも多大な影響を及ぼしたのではないかというふうに思っております。皆様の周りではいかがだったでしょうか。火伏地蔵祭も

雨の中大変な御苦勞があったと思います。また、先週末の八朔祭も花火の時間帯には大雨に見舞われるというようなあんばいでしたが、しかし、いずれの祭りも当事者、実行委員会の皆様方を中心とした運営の皆様方の御苦勞で立派に開催されたことを大いに喜び、そして、感謝と敬意を表したいというふうに思います。

また、今週末には清和文楽の里まつりが開催されます。9月14日は折しも熊本市の花畑町再開発で大型商業施設「SAKURA MACHI」がオープンいたしますが、なんでも熊本県内のバスが全て無料になるという大盤振る舞いだそうで、これに乗じて里まつりもたくさんのお客様がいらっしゃるようにと願っております。

また、今月末29日には第12回の九州脊梁トレイルランニング大会が開催の予定です。申し込み者は約350名、あの緑川の清流館から一斉にスタートし、脊梁の山々を駆け抜けるアスリートの姿を想像するとわくわくいたします。山都町観光協会と地元緑川の皆様には大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日は通潤橋の復興へ向けて、子供たちの居場所づくりについて、そして町のホームページの利活用についての3点を通告どおりに質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ではまず、通潤橋関連の質問から始めさせていただきます。

冒頭で申し上げました八朔祭では大造り物の引き回しに大勢のお客様が集まり、そのすばらしさに感嘆の声を上げていらっしゃいました。町中は物すごい人でした。しかし、一方で工事中の通潤橋前では閑古鳥が泣いているようなありさまでした。特に土曜日には町の喧騒とは裏腹の寂しさで、私は土曜日も日曜日も通潤橋前に行きましたけれども、数名の観光客の方からは「放水はいつからですか」というふうに尋ねられました。

また、県内の小学生の社会科見学も既に始まっており、その小学生に対してもいつからどのような工事をし、いつで上がるのかをしっかりと説明して行って、何月から放水が見られるので、またそのときに来てくださいねとアピールすることが必要ではないでしょうか。

昨年の11月に開催された通潤橋の保存活用委員会では、保存もさることながら活用の方策も練っていく必要があるのではと提案がなされています。

改めて言うほどのことでもありませんが、この165年間そこに当たり前のよう存在する通潤橋は全国的には大変珍しい通水橋です。全国にそのすばらしさと復旧への道のりや工法を発信すれば石橋に興味のある方の注目を得られるのではないのでしょうか。165年ぶりにその内部構造が見られることを何らかの方法で発信できればいいのではないかと考えております。

また、8月13日モルタルが剥がされた崩落部分の様子が一般公開されたので私も参加いたしました。担当職員が詳しく説明してくれました。目の前の内部構造、昔の人が苦勞しながらどうやって石の管を乗せることができるのか、そこで働いていた人たちの息遣いが伝わるような理屈を大きく超えるような迫力でした。そして、地震以来立ち入りが規制されていた通潤橋の上に立つと深く感慨がありました。

また、先立つ8月24日に民間の主催で「通潤橋の今と未来」と題したシンポジウムが開かれました。3Dやドローンで撮影をした通潤橋の内部調査に基づく基調講演の後、関係者によるパネルディスカッションが行われました。登壇者は発注者である町の代表、施工に当たる技術者、通潤橋の恩恵を受ける地元農家の方、保存活用委員会に先生方などでした。

その発言を聞いていますとそれぞれに正義があるというふうなことを感じました。文化財としての価値、町の観光名所としての価値、しかし、一番私に印象深かったのは実際に工事を担う石工の棟梁の話でした。「どのような工事になるか、実際に中を見て、当時の石工の技術や思いを感じながら進めていくしかないんです」ということです。通潤橋の工事の発注が3月議会で可決されてからもう半年がたってしまいました。1億円の工事を完了させるためにはそれなりの工期が必要というふうに聞いております。が、当日、登壇されていた教育長からは「完了することを信じている、願っている、祈っている」というふうな精神論が聞かれたのみで、その根拠というものが私にはうまく伝わってきませんでした。テレビや新聞に発表されたこの3月完了を目指すということの根拠を改めてお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。工期については、来年3月末としているところでございますが、この根拠ということでございますけれども、通潤橋の工事については、当初から今回の復旧工事について、当初からまずは来年の3月末としていたところでございます。その中で、6月から7月にかけて新たな裏つき石と呼ばれるもののひび割れですとか、欠けとかですね、損傷が確認されたところでございます。それによりまして新たなそのへんの補修工事というものが発生したところでございます。通常ですと新たな工種内容が発生した場合には、契約約款に基づきまして発注者と受注者がそれぞれお互い協議を持ちながら、本来ですと当然その工事期間については、延びることが想定されるものでございますけれども、通潤橋につきましては一般的なものでございますが、現場の状況ですとか周辺の環境、その他さまざまな理由によって工期の変更を行うものですけれども、この通潤橋に関しましては4年間の放水を中止している中で、町の観光に与える影響は極めて大きいということも考えがありますので、そうしたことも発注者と受注者とが検討、協議した中で最終的に現工期内の完了としたところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** あけてみないとわからないというところがあったかと思います。ただこの今おっしゃった裏つきの現場は私も見ました。ひび割れが縦に入り、横に入り、崩れている部分、そういったものをこの崩落直後に見えていた部分ではないかと。その後モルタルを吹きつけられました。モルタルが剥がれたときに、改めてそのことがわかったというふうな御説明を先日もされていたような気がするんですが、そのことはそのときからわかっていたのではないかと。そして、この間その3Dの施工業者とか専門家の方がいろいろな通潤橋の内部構造あるいはいろいろな角度から見せていただいたところなんです、あれは平成25年のときにも一旦調査が行われてまして、そういったものと比較検討とかをすぐにすればもっと早くに工法とか工期、というか工事の範囲、またそういったものも確定していないというこの間のシンポジウムでのお話で

ございましたので、大変心配をしているところです。

そして、これはつい数日前にいただいた情報なんです、まさにこの時間に、当日講演をされた方が実際にきょう通潤橋の3D調査みたいなのをされているというふうにも聞きました。が、これはこの間のシンポジウムを受けてからの発注だったのでしょうか。そこら辺のことをもしよければですね、これ本当、つい数日前で通告には載せていないのですが、おわかりであればお知らせいただきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 今議員ありましたように、まさに今の時間でございますが、本日の午後から現場での技術検討ワーキングを実施しております。これは専門家の方でございますが、構造工学ですとか石垣あるいは地質、保存科学、しっくいなどの通常の部会、そして、ワーキングに加えまして、本日は特にこの地盤工学の専門家の先生もお呼びして、あらゆる角度からの御意見をもとに現場協議を行っているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** はい、わかりました。本当に一刻も早くいろんな専門家のお話を聞くことは必要だと思います。とにかく熊本地震からしますともう先ほどから課長も申されますように足かけ4年間もう放水が見られていないわけでありまして、復旧工事が続いているわけなんです。このことが町の経済に与えるダメージを検証されているのでしょうか。この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

通潤橋の価値は放水にあらずということは町民なら誰でも御存じのことだと思っています。しかし、今、工藤課長もおっしゃいますように観光客や旅行者にとっては関係がないわけですね。放水ができない通潤橋は観光地としての魅力を失い、今後も町の観光収入に大きな影を落としていくのではないかとというふうに心配をしております。この影響について担当課のほうからよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。熊本地震以降、地域経済への影響を検証しているかという御質問でございますけれども、熊本県の観光統計というのがございまして、こちらに観光拠点への入り込み客、宿泊客、それと観光消費額を算出する資料がございまして、それで申し上げますと震災前の平成27年の観光消費額が22億7,000万ほど、これを100とした場合の比較になりますが、震災のあった平成28年の観光消費額は16億9,000万、5億8,000万ほどの減少です。それと29年の観光消費額については、17億1,200万ほどです。これも5億5,900万ほどの減ということになります。それと平成30年の観光消費額については、18億700万ほどです。金額で4億6,400万ほどの減ということになります。3年間で16億440万ほどの地域経済への影響が出ているというふうに考えられます。

今申し上げた観光消費額だけを捉えた数字でございますけれども、観光産業はほかの産業と比べ、裾野の広い産業でございますので、それに関係する観光関連の事業者への影響を含みますとさらに大きな数字になると思われま。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 詳しい数字ありがとうございました。

もう一目瞭然でどんどん減額をしていっているということが明らかになっていると思います。

また、これは町全体の観光への影響ということでありまして、何も通潤橋に限ったことではないですが、通潤橋前の道の駅に聞きますとやはり2,000万円ずつぐらいダウンをしているというふうなお話も聞いておるところです。

よくこの間のシンポジウムの際にも通潤橋に頼らない観光というふうにおっしゃっていた御意見が幾つかあったわけなんですけれども、つい最近もう今月始まりますが、ラグビーのワールドカップ、そして、その後に続きます女子ハンドボール世界大会の熊本開催で、熊本県がインバウンドの観光客に向けて県内の観光冊子をつくりました。とてもきれいな冊子です。これホームページ上に掲載されてありますし、要所に行けば受け取りができるようになっていて、もう日本語、韓国、もちろん英語、フランス語、いろんな言葉に訳されて、いろんな言葉に対応したと観光冊子になっております。

それを拝見したところ残念ながら本当に山都町のやの字もございません。また、月末に開催される祭りアイランドという九州の祭りを集めるイベントがございますけれども、それへの参加もしていないわけですね。ついこの間見た八朔のグランプリをとった阿波踊りにしても本当にどこに出しても恥ずかしくないものでありますが、担当課としてはこの参加しなかった理由はどこにあるのか。そしてまた、通潤橋に頼らない観光の具体策というのは、一体何なんだろうというふうなところをお尋ねしたいと思いますが。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 今お尋ねのありました今月末に行いますお祭りアイランド九州につきましては、昨年の6月に説明会が開催をされました。当然、説明会に出席すべきところでございましたけれども、その説明会に出席をしておらず、今回のお祭りアイランド九州の出演について、断念をせざるを得なかったというのが現状でございます。大変申しわけございませんでした。

それと通潤橋に頼らない観光というところのお話でございますけれども、通潤橋の放水の休止から4年近く経過をしますけれども、その間、観光客の減少や道の駅通潤橋の売り上げも当然先ほど申し上げたとおり、もとに戻っていない状況でございます。紛れもなく通潤橋とその放水は山都町の大きな財産であり観光資源であることは間違いないことでございます。

通潤橋に頼らない観光というのは、通潤橋が被災したことはどうすることもできない事実でございますので、現状でできることに取り組みましようということで申し上げたつもりでございます。

現に、通潤橋応援プロジェクトとして、JA青壮年部、自営業者、観光協会がお田植祭として取り組みの支援の輪が広がりましたし、山都でしかの主催の飲みフェスなど道の駅を中心に、舞台としたそういった取り組みが行われていることは震災や豪雨災害から山都町を復興させようと



する地域住民の思いが詰まっているような気がいたします。

通潤橋の被災は大変不幸な出来事でしたが、この不幸な出来事のおかげで通潤橋の偉大さやありがたさを実感することができましたし、県内外からのイベント参加者などもあり、農業者や商業者さまざまな職種の住民の方々が山都町を復興せよとする思いが伝わってきた取り組みではなかったかと思います。

通潤橋という偉大な橋だけでなく山都町の人々の存在が大きな町の活力につながっていることを感じたところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** そうですね、なくなって初めてこう価値がわかるということもあるのかもしれませんが、本当に一刻も早い復旧を願いたいというふうに思っております。

それからですね、今の通潤橋を取り巻く地元住民の方の思いということで民間のほうからいろいろなイベントの催しが計画をされ、本当にありがたいなというふうに思っているところなんです。最近すごく気になっていまして、私もちょくちょくその通潤橋前に行かせていただきますけれども、本当に最近あそこに被災してからの写真等々がトイレに行くところに並べられておりますが、余り目立ったところではないなというふうなことがありますし、また、その手前の資料館にも行きますと何か展示が本当に寂しい。あそこにやっぱり訪ねてこられるんですね、通潤橋のこととか。そして、あそこには今、石山さんという方、学芸員の方が1人いらっしゃいますけれども、あの方がいらっしゃらないときは誰も説明のしようがないというような状況で、しかもその十分な説明のパネルなり何なりが中学生がつくったのでしたか通潤橋クイズみたいなのが壁に張りつけてあったりするんですけども、もっと映像とか、そういったのを工夫し、提案してらっしゃる方も直接いらっしゃるわけなんですけれども。本当に自分で画像を撮られて、あそこでエンドレスで流すこともできますよとかいうふうなこととかですね。今はここは放水は見られないけれども、この画像をどうぞ見てくださいと。これがまた、来年何月には見られるようになりますよというふうな積極的なアピールができるような、イベントだけではなくそういうふうなお客様に対する、本当にあそこにいると冗談抜きで、きょうは横浜からですか福島からですか旅の途中でやっぱり通潤橋に寄ってみたいということでやってきましたということが私はそんなに毎日行っているわけじゃないんですけど、行けば必ずそういった方がいらっしゃるんです。事程左様にやはり通潤橋の知名度はあるし、そこにやってこられた方が一斉にやはりがっかりされるという状況は非常にあります。なので、やっぱり通潤橋資料館、もちろんあそこは指定管理で観光協会がやっておりますので、観光協会にもお願いをしたいところですけども、やはり先ほどの後藤議員の話にもありますようにやはり町もしっかりと協力をしながら、あの資料館をもっと魅力あるものに、本当、前の回にも言いましたけど1枚も通潤橋を説明する資料がないと。あその石山さんが本当に自分でつくっていらっしゃる。あるいはほかの町の方が持ってきてあそこに置いてらっしゃる。ついこの間の八朔祭のときにも町の中の造り物をいち早くその方が写真に撮られてあその資料館にですね、こんなものが町の中に、造り物が今並んでますよという

ことをきちんとパウチしてつくってきていただいたんですね。本当にびっくりしました。本当に町内外の方というか、町外の方がそういうふうに入力してらっしゃる中で、やはり町はもうちょっとてこ入れをして頑張って、通潤橋のアピールをしていただきたいというふうに思っています。

そして、今後の工事に関してなんですが、今右側の部分は随分と説明もあってきましたのでわかってまいりましたが、地震の前から同じように左岸の膨らみ、はらみ方も住民の方の大変な心配の一つなんですね。これについては、保存活用委員会のほうではやはりその文化財であるので経過観察が必要であるというふうなことをおっしゃっているようなんですが、やはりこれに準じていくべきものなんでしょうか。ひょっとしてその町では、この際左側の部分についても何らかのお考えをお持ちなのかそこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。今ありましたように今の修理する範囲といたしましては、左岸中央寄りのほうに5石ほど、左岸側、左のほうですね、5石ほど。それから、下のほうですね、下位のほうに2石ほどを石垣の補修範囲としては設定しております。

これは6月18日に行いました保存部会の中で文化庁ですとか専門家の方との協議の中で、解体範囲、石管の取り外す範囲等を定めているところでございます。そして、今後進めていくところでございます。

そして、修理等に係る部分の決定に関しましては、どうしても文化財の修理というものが、文化財ですので価値を損なわないこととするために、修復範囲については必要最小限の範囲とすることが文化財保護法の中で規定があります。どうしても、そうした中で文化庁それから専門家そして技術者の方たちとの御意見なんかを踏まえながら現場協議、部会等での検討を踏まえながら進めていくこととしております。修復範囲についてはそうした協議検討の中で決定していくものでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。今のをもう一回確認させてもらっていいですか。左岸のほうも今外して調査をするということでしたか。左岸のほうも5石外したとか何とかおっしゃいましたけれども、そのことを右岸の間は5石何とかという説明がございましたが、それと同様なことを左岸側でも内部のことを調査されるという御説明でしたか、済みませんちょっと私の聞き方が悪かったのもう一回お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 申しわけありません。言葉がちょっと誤っておりました。中央部という言い方でございました。左岸寄りという表現で、左のほうにということでございます。そちらのほうにも外す範囲を5石、そして下のほうも2石という形で外してみても、そして、それにすりつけさせるという工法をとっているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** わかりました。右岸の工事についての左岸寄りでしたね。

それから、最後の質問になりますけれども、これは教育長と町長に一言ずつお願いをしたいんですけれども、直接通潤橋工事のことではございませんが、先ほど申し上げましたシンポジウムを町が後援するに当たりまして、町当局のほうから主催者及びパネラーに対して発言を抑制するような文書が配布されたというふうに聞いています。当日パネラーの一人が大変残念なこととして発言をされたので私たちの知るところとなりました。

そこには文化財と技術、文化財と経済という二元化の対立をあおるような口実構成にならないこと。保存活用委員会等の専門的委員会の承認を得ながら物事を進めることに対し批判をしないこと。そして、工事金額について取り上げないことなどがありました。

通潤橋が町の財産であり、さまざまな立場の人たちが平場で議論することは大変大事なことだというふうに思っているんですが、このような文書を出された真意をお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 御説明いたします。この御紹介ありました「通潤橋の今と未来シンポジウム」につきましては、民間の団体の主催での会でございます。それに関しまして町としてあるいは教育委員会として出席あるいは共催等の御相談もあっておったところでございますけれども、何せその民間でされる分については、何の支障のないところでございましたけれども、開催期日が決まり、場所も決まり、しかしまだその発言のパネリストでありましたり、主な内容等が十分まだ把握できないような状態でしたけれども、急ぐ中で、後援ですね、名義後援等の後援でございます。後援がせつかくの趣旨に合うものとして賛同いたしまして、後援ということを通知いたしましたところでございます。

その運営に当たっては、ちょうどそのシンポジウムを進められる立場にあられます方が先ほど課長からも説明しましたとおり、工事を請け負われる立場の方が進められるということでございますので、それに当たりましては、そしてまた町長、それから私も同席するような会となりましたので、その会の運営に当たりましては全体の進行については、どうぞ御協力をお願いしたいということをつけ加えて後援という通知をさせていただいたところでございます。決して今御指摘のありましたようなそれぞれのパネリストの御発言に対しての指示等をしたというつもりはございません。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 他意はなかったということですが、やはりこういったもの事前に見せられたパネリストの方々は大変びっくりしておられましたし、なかなか私もちょっと不思議な感じがいたしておりました。

また、町長には今教育長から御説明があったわけなんですけれども、やはりこの民主主義の世の中、そしてこう開かれた山都町である言論の自由といえますか、ことは大変この町にとって大切な理念であるというふうに思っているんですけれども、今のこのようなことがあったことに対して町長はどのように感じておられますか。よろしくお願いたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 通潤橋の修復については、皆さんに大変心配をかけております。特に

去年の11月、また、今月の18日、19日かな。通潤橋活性化検討委員会が開かれます。そのときもいろんな公開ができないというような話でありました。町民の財産であります通潤橋の修復等々について、公開するのが当然だろうというふうな形の中で、最終的には前日に公開の決定をしたところでもあります。

また、今回のシンポジウムにつきましても、今の経緯については、今教育長が述べたとおりであります。うちの後援の規定等々に照らし合わせた中で、おつなぎをしたというふうな報告を受けておるところですが、やはり、この間のシンポジウムによって、今通潤橋の置かれている立場、またそして、修復の状況等々を多くの町民の方、町外の方もおられました、知らしめたことはよかったんじゃないかなという思いであります。

なかなかもういらいらしながら、私もですが、議員の皆さん、また町民の方々もいつ出くつとかなという心配を非常にされておりました。そうした中で、あのような形の中で、先ほど石工の方の話もありましたが、私も本当に真摯に仕事をしていただいております。お聞きをしたところでございますが、あのような形の中で今の状況は皆さんに知らしめられたというようなことがよかったんじゃないかなという思いであります。

先ほど後援の経緯についてはもう教育長が述べたとおりであります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。本当にまさに今町長もおっしゃいますようにこれをより復旧をおくらせるわけにはまいりません。先ほどから申し上げますように通潤橋はそれぞれの立場からの考えを集中させ、復旧を進めていく必要があります。

9月5日付の熊日新聞には、いろんな批判も受けとめようというふうなコラムが載りましたけれども、やはり今申し上げたように今後町の最大の課題としていろんな人の意見を平場でちゃんと聞けるような仕組みをつくっていただき、役場とか学識経験者だけではなく、私は住民の意見も取り入れられて進んでいただきたいというふうに思いますし、一刻も早く工事完了の期日、期間を明示していただける日を待ち望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、子供の居場所ということについてお伺いいたしますが、この夏休みは5月の10連休のおありを受けた格好で例年より早く二学期が始まっております。夏休みの間も不安定な天候で、急な雷雨など学校のプールの利用もままならなかったというふうに聞いております。子供たちは中学校においては部活動に連日汗を流したと思うのですが、部活動がなくなった小学生はそれぞれ学童保育に行ったり、児童館に行ったりして仲間との時間を過ごしたのではないかなというふうに思っております。

社協も子どもデイサービスを展開され、子供の居場所づくりに対応していただいたようです。子どもデイについては、清和で3日間、蘇陽で2日間という短いものでしたが、内容は濃く、日ごろ学童保育でできないような移動してのアウトドア体験や、地元の老人会との交流など双方にとって楽しい時間ができたようです。参加した子供や保護者からはもっと日数をふやしてほしいとの声を聞いたところですが、社協としては人員配置などこれが精いっぱいのところというふうにお伺いしました。

また、町営プールがなくなったことで子供たちの、特に中学生が遊ぶ場所がなくなったのではないかと心配がございます。児童館でも中学生の利用がことしは少なかつたんじゃないかなというふうにおっしゃっていましたが、町営プールがなくなったことが子供たちに及ぼした影響を検証されておりますでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。平成29年度に町営プールの廃止が決定し、平成30年度から利用ができなくなっておりますが、夏休みの過ごし方への影響について、具体的な検証は行っておりません。ただ、町営プールの廃止に伴い、矢部小学校の夏休みのプール利用者がふえたとの連絡を受けております。矢部小学校PTAでは組織の中にプール監視部を新設され安全体制をより充実されてプール開放を実施されたと伺っております。

今後、町営プールがなくなった影響を把握する必要がある場合は真摯に対応していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** そうですね、今矢部小学校のプールのことをおっしゃいましたけれども、ふえたということはやはり町営プールがなくなったことによりそちらのほうに移動したのではないかとこのように思っておりますが、矢部小学校は本当にそういう保護者体制がよくできているんだと思うんですが、お聞きしたところ例年のことだとはおっしゃいましたが、盆前までのオープンであるというふうにお伺いもしております。

そこで以前、眞原議員のほうからも御提案がありましたように、この際、矢部小学校のプールを町営プールのように開放されてはいかかかと。やっぱり小学校のプール開放のままではやはり中学生は遊ばせん、遊ばせんとか泳げせんし、また私たちプールがない、その家庭によってはお孫さんたちが夏休みに帰省されてこられるという中で、泳ぎにも連れて行ってやらんというふうなことも聞いておりますので、やはり御船に行くか、高千穂に行くかというふうなですね、選択も迫られてくる、あるいは本当に思い切って海まで行くなんてことも中にはあるかと思っておりますが、やはり町内でのプール活用を積極的に検討していただきたいというふうにお願い申し上げます。

そして、町が主催した無料の学習塾、小6あるいは中学3年生に対しての未来塾と申しましたか、が開催されたと思います。参加者の数をどのくらいだったか、数あるいはその割合を教えてください。また、その学習塾の指導はどこへ委託されていたかも教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。地域未来塾は生涯学習課の所管事業ですが、学力保障については、教育委員会一体となって取り組む必要があります、また、未来塾の募集等では各小中学校に御協力をいただいたので学校教育課から御説明申し上げます。

公設学習塾、地域未来塾が昨年を引き続きことしの夏休みの8日間、町内2会場で開催され、124人の小中学生がオンラインを活用した個別自習形式の講座に参加したことを把握しております。

割合についてですが、中学生は中学3年生が約8割、小学6年生は約4割が参加したというふうに報告を受けております。

午前は小学6年生、午後は中学3年生を中心に定員に満たないところは小学5年生や中学1、2年生も対象に実施されました。

受講料は無料で、講師いわゆる運営として一ツ葉高校を運営される株式会社 I a m s u c c e s s に委託したところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** わかりました。今、インターネットを使ったオンラインの学習というふうに聞きました。私も実際に見ていないのでよくわからないんですが、今回は清和、蘇陽地区は蘇陽で開催されていたんですが、蘇陽に行ったときにどうも子供たちを引率している大学生らしき若者がいたんですけども、その人たちが教えているのかと思ったらそうではなかったということですね。引率、見守りだったのでしょうか。

それはさておき、今、嶋田課長のほうから御説明があったので、私もちょっと安心というところかと思いますが、先日このことについてお伺いした際は、未来塾のほうは生涯学習課の管轄だということで工藤課長のほうにお話を伺ったところなんですが、どうもやっぱり違和感があるというふうに、日ごろの学習の支えは学校教育課で、予算の出どころが違う、補助の出どころが違うというところで生涯学習課が担当していたのかなというふうには思いましたが、やはりこう一連の流れの中で子供たちの見守りをしていただきたいというふうに思ったところです。

そして、学習塾は、これ無料で大変、保護者さんに対しては結構な試みだったというふうにも思いますが、例えば社会体育がですね、部活動が社会体育に移行して、体協のほうは本年度は補助を出されましたね。指導者というか対象クラブのほうに人数により分配をされたわけなんですけれども、一方でこういう学習塾あるいは文化系の例えば英語だったりとか、音楽を習いに行ったりだとか、そういった子供さんに対する支援が全然見えてこないなと。やっぱり子供たちの放課後の過ごし方としてスポーツクラブだけではなく、やはり音楽をやりたい、絵を描きたい、いろんな子供さんがいると思うので、そこにかかるいわゆる私塾ですとそこに相当のお金がかかってくるというふうにも思いますので、そこら辺への補助あたりも今後検討をしていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと子供の育つ環境ですね、各課、そして社協で積極的にかかわっていただいていることは大変喜ばしいことだというふうに思っております。子供の学習についての、先ほどちょっと申し上げましたが、これが例えば未来塾をやるのが生涯学習課が管轄していると。そして、でも日ごろの学校での様子は学校教育課が把握していると。そして、それをサポートするような形でやはり何らかやっぱり自分たちも子供の育つ環境を見守りたいということで社協がそれぞれに独自の色を出して支えていただいていると。本当に結構なことだというふうに思っているんですが、その連携がどうなのかというところをちょっと疑問に思いましたので、申し上げさせていただきます。

というのも、日ごろ学校で補助教諭など等をして働いていらっしゃる先生方がいらっしゃる

すけれども、その方々は夏休み長期休養中はお仕事がないようですね。しかし一方で今のように学習塾を委託する、あるいは社協のほうでも人手が足りないので、これ以上子どもデイを開催することができないというふうな悩みを持っていらっしゃることを共有すればですね、そういった先生方の活用も一理あるんじゃないかなというふうに感じ、私は直接その先生方からこういうふうにして働きたいというふうなことを聞いたわけではないんですけれども、一般的に収入がなくなるわけですからこういったところでまた雇用の道が開かれれば先生方の生活も保障がされるのではないかとこのように思うわけなんですけれども、これどなたか答弁いただけますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。地域未来塾については、地域の御協力を得ながら、民間の力も借りながら進めていく事業というふうに承知をしております。この中に地元の方、あるいは補助教諭の方等に御参加いただきながらやる仕組みについても今後検討していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ぜひ積極的に、そのいわゆる活用可能なといいますか、先生方にもぜひ御意見を聞かれながら進めていただきたいというふうに思っています。

さて、この夏休みが終わって2学期に入ると社会現象としてメディアに不登校の子供のことで、本当に学校に行きたくないというふうなことが始まったり、あるいはもう最悪の場合、自殺の問題とかが取り上げられる時期となっておりますが、子供の不登校の状況、不登校と申しますのは年間30日以上欠席をしている児童のことを指すというふうに聞いておりますけれども、そのような対象のお子さんが今町内にいらっしゃるかどうか教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。不登校の子供さんはいらっしゃいます。不登校については、本町の現状について、全国的な傾向の中には当てはまるものもございます。本町では少人数教育、人権教育の視点を生かした丁寧な支援をなされるよう努めているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。本当それぞれの子供さんの事情があると思っておりますけれども、昨今ですね教育改革といいますか、今、明治以来150年ぐらいですかね続けてきた日本の学校教育が見直しの時期を迎えているようです。

各メディアでも盛んに取り上げられているところなんですけど、長い間、子供たちは同じ教室の同じ黒板を見て、同じような答えを導き出すことを強いられてまいりました。私もそのような教育を不思議とも思わず育ってきた一人でございます。

全国に44万人とも言われる不登校児、その子供たちの受け皿としての居場所が都市部にはかなり出てまいりました。フリースクールと言われるものが代表ですけれども、そのほか家庭での学習、ホームスクールとか、ホームエデュケーションとかいうようなものももう外国では既に定着

をしているというふうに聞いていますし、また、日本でも都市部ではそういったものが認められてきたというふうにも聞いています。

教育委員会としてはもちろん今までの日本の学校教育を踏襲してこられているというふうには思うんですけども、教育長にお伺いしたいんですが、このような多様な教育環境がふえることをどういうふうに捉えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 不登校に限らず、現在の教育はニーズですか、それから、保護者の価値観等も多様化しております。そんな中で、学校では形は一斉の授業の形ではございますけれども、その中においてもこれから来年度からも新学習指導要領等も完全実施となります。その中でキーワードだけでも御紹介しますと、何を学ぶか、どのように学ぶかというそういった多様性を尊重した中で、こう事業を進める、そういうことに重きを置いていく方向となっております。そして、何が身に着いたか、そして、何を学んだかといったことをより大事にするような方向だと認識しております。

そういった中で、それぞれの先ほど申します子供さんの多様性、あるいは育ちの背景等を考慮した上で、充実した、そして、適応した教育を進めていくということは大事ななことかと思います。済みません、追加ございましたらまた御質問お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。今まさにおっしゃいましたようにそれぞれのニーズに対応する、しかもやはり先ほど嶋田課長の答弁にもございましたように本町は幸いなことに少人数体制でございますので、きめ細かなサポート、そして、子供たちの育ちを本当地域で見守っていけるような教育環境を整えていきたいというふうに御協力お願いしたいというふうに思い、この件については、質問を終わります。

最後になりましたが、町のホームページについて御質問いたします。

町に光通信網が全ての箇所で使えるようになって久しいんですけども、皆様には御活用いただけてますでしょうか。開設当時、やまと文化の森、清和、蘇陽の各図書館分館にICT館を設置され、啓発活動もされたところなんですけども、担当課ではその検証をどういうふうに見てらっしゃいますか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。ICT館につきまして住民の方が光回線やICT機器への理解を深めるきっかけづくりの場としまして、平成30年4月から12月までの期間限定で町内3カ所に設置したところです。

来場者へのアンケート調査では、半数以上の方がICT機器への理解を深めることができたという回答されており、光回線及びICT機器の魅力や利便性を感じていただけたのではないかと思います。

なお、現場の要望もございまして引き続き平成31年1月以降も触れ合える場所として提供を継続しているところです。



○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 継続して、それ現場の声なのかちょっとよくわからないんですが、私何かくどいんですけれども、清和の図書館が非常に狭くて、あそこに相変わらず大型のテレビモニターとかが置いてあって、現場のスタッフに聞きましたら、そのタブレット等が使えるようになって、それは結構なことだというふうに言っておりましたが、以前も役場のほうにとか、何かちょっと場所を考えないかということをお願いしているんですけれども、そのほうは今後また継続して考えていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。

さて、このたび町のホームページがリニューアルをされました皆さんごらんになりましたでしょうか。使い勝手はどうでしょうか。改善されたというふうに思われているでしょうか。

なかなかですね、今までのように一覧がば一つと出てくるわけじゃないので自分の希望のサイトのほうにこう入っていかなくちゃいけないような感じになっているようです。

特に、今回リニューアルに伴ってかねがね思っていることなんですけれども、公的な施設の予約申し込み申請が一向に手続が簡略化されないというところなんです。これだけホームページがリニューアルされ、設定予約状況とか管理状況のところ見に行きますとちゃんと中央公民館、ここに何がとは書いてないけど、時間帯ここここは押さえられていますという図が見えるんです。しかし、そこから予約の窓口に行けないとか、そこから予約に入っていけないというのがすごくもどかしくて、しかも今、予約作業に対してすごくクレームが私のところにも幾つも届くんです。というのが余りにも予約作業が煩雑過ぎて、かえって間違いが起きているという事実なんです。特にこの中央公民館なんかこの3階の教育委員会に来て申し込み手続をし、そこでももちろんあき状況を確認し、申請書を書き、出し、納付書をもらい、今度は控えを今度はまた中央公民館に持っていかないかんらしいですね。そういうふうな利用者なんです、負担を感じさせる。しかも台帳記入を本人がしなくちゃいけないそうなんです。私は余り最近やっていないんですけれども、ということは幾つも間違いが起きるポイントがあるんです。結局はダブルブッキングになっていたりしたはずのものがしていなかったり。これは施設を担当されています生涯学習課のほうにも申し上げたいところなんです、なぜこれがもっと簡略化されないのか、せっかくいいホームページができながらそこからの予約ができないのか。もちろんずっと言われていますようにアナログ世代の方々という失礼かもしれませんが、自分はホームページなんか見きらんし、知らんし、スマホも持たんしと言われる方もいらっしゃるかもしれない。だけど本当に先ほどICT館をおっしゃいましたが、本当にタブレット1台を各施設の窓口とか担当窓口においてそこで目視をしながら、確認をしながら予約を入れていきさえすれば、一番間違いが起きないんじゃないかというふうに思っているんです。何しろ第一に利用者にごく大きな負担をかけているというところなんです。合併以来、そして、施設が縮小とか、人員がここに引き上げられ、今は中央公民館で直接予約ができず、また蘇陽や清和においても図書館がその業務をやっているという、何か不思議な構造になっているんです。それはいろんな人の手をかけ、手間をかけるとさらにロスとその間違いが起きやすいというふうなことが素直にこう感じられるわけなんですけれども、このことについて何か改善策という改善方法を考えていらっしゃいます

でしょうか。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。議員から今ありましたようなことで、今ホームページの中に施設のバナー中に体育施設のあき状況というコーナーがございます。

この施設につきましては、あき状況など確認のみができて、それを確認された上で実際に施設を利用される場合には一旦窓口に来庁の上、申請書に記入して、そして発行された納付書で納付をいただいているところではございます。

一般的にもインターネットによる施設予約等を申し上げれば大変これは便利なことというふうに認識はしているところではございますが、現在の施設予約管理システムというもので職員がそれぞれの施設ごとにその申請内容を入力しているものでございます。これはセキュリティの対策上、これをどうしても不特定多数の方が利用されることはどうかというふうに懸念がされるもので、職員が全て申請書に申し込んだところでの入力をしているものでございます。

そして、またこの少なからずシステムの改修をする場合には予算も必要となってくるものでございますし、インターネット予約での利用者がどれだけあるのかなというところも懸念されるものでもございます。

また、インターネットを予約しても、もししたとしましてもこれあくまで仮予約という効力に限ります。許可証の交付や使用料の納付などで改めて窓口来庁が要することというふうになります。どうしても使用料ということの納付が発生いたすものですからそういうことになります。

また、インターネットによって仮予約ができる余りに特定の団体によっては極端に偏った予約が生じないかということも懸念されているものでございます。

利用者のインターネット環境に差異があることによる不公平感が生じないかとか、あるいは学校の体育館も夜は開放したりやっている部分がございますけれども、開放しております施設につきましては、学校長の許可も確認が必要となります。また、施設管理員等との連携も必要になるなど運用上で多くの懸案事項が考えられるところでございます。

ただ、これらの課題等はある中でございますが、やはり利用者に対して少しでも簡素化できるような対応策というものを考えましたときには、例えばでございますが、窓口で券売機を置いたりしてこれにかかる使用料分のチケットを購入いただくことで使用料納付に要する時間をなくすとか、あるいは申請時の窓口時で利用者の方が直接タブレットに入力していただく方法に変えるとかの案は課内でも案が出されたところでございますが、それでもそれぞれに課題があるかなというふうに考えます。

いち早い解決策とはなりませんけれども、引き続き協議をしていきたいというふうに考えます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。本当に簡素化、今おっしゃる、またシステムの改修とかですね、券売機もかなりお金がかかるものだと思います。券売機はすごくいいアイデアだと思います。益城で見たことがあります。本当人員の負担も少なくなりますし、ただおっしゃいますいろんなセキュリティの問題もございますでしょうが、とりあえずはタブレットでいち

早くその窓口で予約を完了すると。今納付等々が進まないとおっしゃいましたが、納付されたいつのポイントでその教育委員会がチェックをなさっているかというのにも私たちには完全に不明ですので、そこら辺をわかりやすく、より利用者にもっと便宜を図るような方策を今後もたどっていただきたいというふうに思います。

時間がちょっとございませんが、前から再三申し上げていることなんですが、このホームページリニューアルに伴い、町の行事を町民にわかるようにしていただきたいと思っています。というのも民間でいろんな、先ほどからも言いますように行事、イベントを開催される折に、あらしもた、町のこがんだか行事と被った。あるいはあらこんなのがあったらこれと被せればよかった。相乗効果があったかもしれない。そういったことをいろいろ聞くわけなんです。そこで、本当に私なんかは単純で余り詳しくもございませんが、エクセルのようなカレンダー、年間カレンダーをつくっていただき、そこに担当各課で入ってきた行事は逐一入れていただき、それを町民に公開していただくというふうな作業がなぜできないでしょうかというふうに思っています。企画対策課長いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。ホームページのリニューアルに伴いまして町の行事等の情報を共有できるよう、新着情報の横にイベント情報という項目を新設しております。イベント情報には町の行事や学校行事、講演会、各種イベント等の情報を掲載しており、一覧形式及びカレンダー形式で確認することができます。

1年以上先の情報も掲載することができるため日程調整などイベントを企画する上で参考となると思います。

議員おっしゃるようにイベント情報につきましては、現在、情報掲載が十分にできていない状況でございます。今後は町民の方々イベントの企画や調整がしやすくなりますようこのイベント情報に掲載します情報量の増加を図りまして、情報発信を徹底してまいります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** よろしくお願ひします。イベントカレンダーにはなぜか9月14日の文楽の里まつりが載っておりませんでしたよ。こういったことは本当にぜひ気をつけていただきたいことだというふうに思います。

今後、光通信の利用価値を上げることは、サテライトオフィスを今誘致をされていますね。住民にとってもこの町で住み続けたい、この町に移住しても大丈夫だというふうに思える貴重なポイントだというふうに思っておりますので、今後も情報発信に努めていただき、町を盛り上げていただきたいというふうにお願ひをし、本日の質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 本日、最後の質問者になります1番議員の眞原です。

残暑が厳しい日が続きます。先週末の八朔祭は花火のときこそ激しい雨が降りましたが、それ以外では雨も降らず例年よりも客足が多かったように感じます。

火曜日の新聞では一面のど真ん中に金賞をとった大造り物の写真と記事が掲載されていました。私たち町民にとって実に誇らしいと感じました。

また、先週の記事では八朔祭の運営費に関する記事が掲載されていました。町からの補助金の段階的な引き下げを繰越金の取り崩しで穴埋めしてきましたが、それが底をついてしまい運営資金の確保に向けてさまざまな工夫を展開しているとそういう内容でした。

記事の中では規模縮小の声も拾ってあったんですけども、八朔祭に限らず祭りというのは世の中に漂う閉塞感を吹き飛ばすようなそんな力を持っていると感じています。携わる人たちの連帯感をつくり出しながら、社会を覆う不安要素に立ち向かおうというそういう精神を呼び起こしてくれるのではないのでしょうか。

また、特に八朔祭については、準備期間が非常に長いですから経済効果というのも非常に大きなものがあるというふうに思っています。私も実は健康診断で、先日の健康診断で肝臓の数値が悪いので余り飲み過ぎないようにと言われて、言われてはいたもののは実は土日になれば皆さんと一緒にたくさん飲んでしましまして、先日、八朔後の月曜日の狐落とし、そのときもいっぱい飲んでしまったんですけども、それが終わってからきょうに至るまでは保健師さんにも怒られるといけませんので、まだ一滴も飲んでないです。

さて、本日は一向に出口に向かわないこの我が国の景気の低迷を初めとする日本を取り巻くさまざまな不安要素、そんな中でここ山都町の未来にどうすれば光を当てていけるのか、そういうことを念頭に置きながら質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、発言台に移って質問いたします。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** それでは質問いたします。まずは民生委員・児童委員の制度についてお伺いいたします。

民生委員・児童委員の制度が始まって100年を超えております。1917年、大正6年ですね、岡山県が貧困者の救済のために済世顧問という制度を始めたのが最初だそうです。県が委嘱した篤志家がですね貧しい人々の自宅を訪ねて貧困の現状を調査して、原因などを調査して行政につなぐというそういう役割を担っていたそうです。

戦後、生活保護法や児童福祉法が制定されたのに伴って、改めて民生委員・児童委員が制度化されています。民生委員・児童委員は厚生労働大臣によって委嘱される地方公務員です。任期は3年、全国に23万人いらっしゃるそうです。約23万人ですね、いらっしゃるそうです。

活動の実費が支給されますけれども、年間で数万円程度、特別地方公務員とはいえ奉仕者ということになっておりますので、無給ということです。

活動の内容を私も民生委員法第14条のほうで確認いたしました。ちょっと読み上げていきますと、1、住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。2、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。3、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。4、社会福祉事業者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。5、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。そして、6、その他住民の福祉の増進を図るための活動を行うこととなっています。

非常にこの民生委員に対する期待、大きな期待が伺える内容だなと思いました。

お年寄りや子育て世代の見回り、それから通学児童の見守り、生活困窮者や障害者の方の相談など活動内容は多岐にわたっています。

私も昨年までは子供が小学生でして、民生児童委員の方々による通学児童の見守りというのは本当にありがたかったです。特に小学校1年生、保育園から上ってすぐのころは小学校まで一緒についていきたいぐらいの不安な思いをしたのですがけれども、やはり街角、街角で皆様が立っていただいているという安心感は大きかったです。

地域のため社会のためという公共奉仕の熱い志を持って活動に臨まれている。山都町の民生児童委員の皆様には本当に感謝いたしております。

さて、全国の状況に目を移してみますと1人の年間の活動というのは年々ふえているみたいです。現在は、現在といえますか、これは平成29年のデータですがけれども、平均で132日、訪問、連絡などは平均167回だそうです。

また、介護保険や障害者総合支援法、それから、生活困窮者自立支援法など民生委員の活動に係る制度が多いです。制度改正のたびに研修を受ける必要があると聞いています。社会からの大きな期待を受ける尊い職務ですがけれども、その負担は年々重くなっているというのが全国的な実情のようです。

そうした背景があつてのことだと思うのですが、民生委員の制度が抱える問題点、課題こういったことを指摘する意見というのをよく見聞きするようになっていきます。

一つ目は充足率の低下があるそうです。全国平均2013年はその充足率が97.12%だったのが、3年後の2016年は96.3%、3年間で0.82ポイントの減少です。それから、高齢化という問題も出ています。全体の約85%が60代以上の方々、70代以上の方々でも30%を超えているという状況だそうです。

そこで、福祉課長にお伺いしたいんですけども、現在の山都町における状況というのはいかがでしょうか。このあたり充足率等をですね、どのような状況になっているかを教えていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、高橋季良君。

**○福祉課長（高橋季良君）** お答えします。まず、定数につきましてですがけれども、山都町におきましては民生委員・児童委員が61名、主任児童委員が3名で合計の64名となっております。

これは熊本県民生委員定数条例によります定数基準に基づきまして定めてあります。現在、山都町におきましては欠員は出ておりません。

委員の選任につきましてですけれども、各委員の担当区域の地区代表者であります区長の皆様に対して推薦をお願いしております。民生委員の任期は3年で本年12月が改選時期となっております、7月に区長の皆様へ候補者の推薦をお願いいたしました。その中で各区長の皆様におかれましては推薦に大変御苦労されたと聞いております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 山都町におきましては欠員が出てないということで安心したところでございます。また、今のお話の中でありましたとおり区長の方々との連携というのものとれているんでしょうかね、そんな感じがいたします。全国的に見られるような問題というのはそこまで顕著化していないということなんでしょうか。

とはいえですね、今後に確実に全国的に起きているような問題、山都町にも襲ってくるような気がするんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。福祉課長、対策みたいなものはですね今後、充足率が落ちてくるかもしれないですとか、あるいは年々大きくなっている民生委員の方々への負担などというのはこれらを軽減するような対策というのは何か御検討なさってますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、高橋季良君。

**○福祉課長（高橋季良君）** お答えいたします。先ほど申し上げましたが、委員の選任につきましては、各委員の担当区域の地区代表であります区長の皆様に対して推薦をお願いしておりますが、議員からもおっしゃられましたように人口減少や高齢化等によりまして各区長の皆様におかれましては推薦に大変御苦労されているようでございます。

しかしながら、推薦に当たりましては地区の実情を把握されている当該区域の区長の皆様をお願いするしかないかなというふうに考えております。

今後におきましても民生委員の重要性を御理解いただきまして、推薦をお願いしていきたいと思っております。

また、町におきましては山都町民生委員児童委員協議会のほうへ助成を行いまして民生委員の皆様への活動への支援を行っているところでございます。

さらに民生委員の活動内容を知ってもらって認知度を上げていくということも重要なことであると思いますので、広報等によりまして認知度がさらに上がるような取り組みもあわせてしなければいけないと考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 我々ですね、町民全員皆にとって非常に貴重な尊い働きをしていただいている民生委員の方々です。やはり、町民、行政、民間皆さんが一体になって民生委員の皆さんの活動を逆に支えるということも大事なのかなというふうにも思っております。支えるといい

ますか、協力するといった方がいいのかもしれませんが。

初めに申し上げましたとおり民生委員の制度というのは始まってから100年以上がたっており、民生委員法は公布が昭和23年です。現在まで約70年間たっております。社会情勢もその間大きく変わっているんだろうと思います。実際変わっていますよね。社会にとって欠かせない民生委員・児童委員の皆さんの活動をこれからもしっかりと維持していくためにはそれらの社会情勢の変化に沿った制度の改革というのも必要じゃないかなというふうに感じています。実際いろいろところで制度改革が必要だという声が上がっているようです。

そこで町長にお伺いしたいのですけれども、我々、地方公共団体のほうから国に対して、これ国の制度ですので国に対してそうした制度改革の要望などというのを上げていくというのはこれは可能なのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これにつきましては、きょう民生委員協議会の会長も傍聴席におられますが、我々としましては郡の町村長会、県の町村長会、全国の町村長会等の組織をしておりますので、そういう問題点、まだ今、眞原議員から言われた分、またこれはまた民生委員の方々とも協議をしながら解決できる分についてはそういう形の中で活動をしていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** そうですね、私も今は実は厚生常任委員の1人ですので、担当する分野だろうというふうに認識しております。この制度をしっかりと維持していくためにもできる限りのことを一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

さて、では次の質問に参ります。

消費税の増税についてですが、増税まで1カ月を切りました。デフレからの脱却、これがまだ日本では全然できていない状況ですが、民間の消費や投資、それをふやさなければならないというこの時期にですね、民間の消費や投資そのものに罰金を科すような、そういう税制ですが、こういった政策判断には私個人的は到底納得がいかないんですけれども、政府の決定ですからそこに関してはもう仕方ないと思っております。

ただ、そのマイナスインパクトというのはしっかりと考えていく必要があるんじゃないかならうかと考えております。経済に対する悪影響、マイナスインパクトについては、ネット上でも多くの有識者の方が分析、発表していらっしゃいます。

わかりやすい一つの例をとってみますと、例えば消費税増税によって約5.6兆円がその増税分として税収で上がるというふうに言われております。社会保障関連の事業の財源に充てられるというふうにも言われてますけれども、これ実はその5.6兆円の約半分2.8兆円なんですよね。残り2.8兆円は赤字の削減、政府の財政赤字の削減、すなわち政府負債の返済のほうに充てられることになっているようです。これどういうことかといいますと政府が税収を赤字の負債の返済に充ててしまいますと実は同じ金額、その金額は世の中から貨幣が消えてなくなることなんです。これは貨幣というのは政府の負債ですから当然そうなるんですが、負債を返済するとその分世の中から貨幣が消えるということになるんですけれども、景気が悪いこの世の中で毎年約3

兆円ずつ消費税で税収があった2.8兆円をそのまま負債の返済に充てていくということであれば、約3兆円ずつ世の中から貨幣が消えていくといっても過言ではないんですが、そういうことになったらどうなるかというのは想像に難しくないことだろうと思います。

そういうことが予測できる中で、山の都創造課長にお伺いしたいんですけれども、来月から実施されるこの消費税の増税ですね。これがこの山都町の経済に与える影響、こういったものをどのように想定なさっているのでしょうか。また、それへの対策みたいなものももし今おありであれば教えていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。消費税増税に伴う地域経済に対してどのようなマイナス影響を及ぼすかという御質問でございますけれども、増税によって地域経済に与える影響について一般的な事柄ということで3点申し述べます。

1点目ですけれども、消費者の購買意欲が減少するというところでございます。消費税が増税されると消費者の負担がふえ、購買意欲が減少し、個人消費の支出が大幅に減少します。2014年の消費税5%から8%に引き上げのときも駆け込み需要が大きくなりまして、その分の反動で個人消費が増税後にマイナス3%まで冷え込んだという報道がございました。

2点目は中小企業の消費税の負担感が非常に大きくなりますので、失業者の増加、倒産が多くなるという可能性が高くなります。本町では熊本地震以降、観光入り込み客や観光消費額が震災前の状況に戻っていないため、その影響ははかり知れないと考えております。

3点目ですけれども、景気が悪化するということでございます。増税によって消費が減るとお金が回らなくなります。景気が悪化してしまいますので、実際に8%に増税した後、消費の減少に伴う景気の悪化によって10%への増税が二度延期をされております。

以上3点をマイナス影響として想定しておりますけれども、国の経済対策もあわせて行われますので、どの程度の影響が出るかは不透明なところです。対策としては特に今のところ町としての対策は特に考えておりません。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** そうですね、国の政策によって出てくる全国的な経済影響ですので、なかなか一地方公共団体の政策でこれをカバーリングしていくというのは難しいというのは実は私もそのとおりだなというふうに思っております。

ただですね、これ、だからといって何もしないというわけにいかないというふうに思っております。この問題についてはこの後の質問につなげていきたいと思っておりますけれども、次に今の消費税増税に関連するお話なのですが、4年後に襲ってくるであろう問題についてお伺いしたいと思います。

今回の消費税増税、事業者の皆さんにとって実はより問題なのはその後控えているインボイス制度の導入だとも言われています。このインボイス制度の導入の話ですけれども、税申告の際には売上高から算出される消費税、この税額から仕入れで支払った消費税額分を控除するという



ことを行うんですけれども、控除額、その仕入れで支払った消費税分の控除額の客観的な証拠書類として実は取引の相手方から発行してくる請求書類、請求書のような書類というのが必要だというふうになっています。

実はこれまでは税率が一定だったんで、一緒だったので、その請求書に別にその税額が別記、明記されていなくても要するに仕入れの総額から消費税額というのは単純に8%掛ければ割り出されていたので消費税額の別記は必要なかったんですけれども、これからは軽減税率というのが導入されてきますので、適用税率とそれから税額というのが請求書にしっかり明記されてなければいけないというふうになってきます。こういう明記された書類のことをインボイスというふうに言うそうで、実はですねこのインボイス、ただこれまでだったら今までと余り変わらないじゃないかという話なんですけれども、ただ税率が別記されているだけという話なんですけど、この後、問題点になってくるのは免税事業者、この免税事業者がインボイス制度の導入になるとこのインボイスを発行できないんですね。免税事業者というのは年間の総売上額が1,000万以下の事業者ということになるんですが、消費税を免税されているという事業者です。この免税事業者はインボイスを発行できませんので何が起きるかという免税事業者さんから仕入れている事業者さんは仕入れ額の仕入れ額で支払った消費税相当額というのを売上げから算出した消費税額から控除できなくなるということが発生します。これが4年後に襲ってくるインボイス制度の問題点です。例えば売上げ1,000万円で仕入れが500万円だった事業者さんがあったとしますと売上げ1,000万ですから納付する消費税額は100万円と算出できるんですけど、仕入れで500万円仕入れてますので、単純に10%掛けますと50万円、50万円控除して50万円の消費税納付でいいところが、免税事業者さんから仕入れであった場合、この控除ができないので消費税100万円そのまま納付しなければいけないということになってしまいます。これが非常に大きな問題と呼んでくるというふうに予想されています。といいますのが、まずは免税事業者さんから仕入れている事業者さんはそのまま消費税の納税額というのが控除されないまま納付しなきゃいけないので消費税の納税金額が上がります。あるいはこれを上がらないようにしたいと思った場合に何が起きるかという、免税事業者さんからの仕入れをやめようというそういう思いが出てくるんですね。当然税額控除をするためにインボイスを発行できる課税事業者さんから仕入れようという意識も働くはずなんです。そうすると免税事業者さんからの取引はやめようかという意識が働いてくるだろうと思います。この2点、大きな問題だと思っているんですが、以上を踏まえまして山の都創造課長にお伺いしたいんですけれども、4年後にこのような大きな問題が控えているわけなんですけど、このことについて現段階ではいかがお考えかなと思っておりまして、何か対策を検討する必要がないかもあわせてお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。インボイス制度については、ただいま議員のほうからある程度詳しく説明があったところでございますけれども、軽減税率の導入によりまして複数の税率に対応した消費税の仕入れ額控除の方式としてインボイス制度ですけれども、4年後の令和5年の10月に導入がされるということです。免税事業者が発行する請求書が4年後に

はその不適格請求書ということで仕入れ税額控除の対象から外れるということで取引をされている顧客のほうからは取引を敬遠されて大きな経営負担になるということです。

対策としては一つは免税業者を選択せずに課税事業者の選択をするという、選択届を出すというのが一つであるかと思います。ですが、システムの導入の改修ですとか、手間がかかる、手間暇がかかる零細な事業者には大きな経済的な負担がかかることとなります。現時点では具体的な対応はありませんけれども、免税事業者の多くは経済的、経営的負担が増大して会社経営を圧迫することが予想されますので、経過を見ながら対応を検討することとしたいと思います。

現在、商工会役場では相談窓口の設置をしておりますし、税務署ではフリーダイヤルによる電話相談の窓口も設置して対応していらっしゃるところでございますので、それに向けて対応を検討していきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** なかなかその具体的な解決策というのが見つけにくい問題で、非常に御答弁に困るような質問だったかなとも思うんですけども、ただやはり考えておかねば本当に今まで免税事業者としてやってらっしゃった方々にとっては死活問題かなというふうに思いますので、これからまだ少し時間はありますので、私もできる限りいろんな情報仕入れてみんなで考えながら解決していきたいなというふうに思っております。

それでは、3番目の質問に移ってまいろうと思います。

先ほどの消費税増税に関する質問の中で山都町の経済をどう支えていくかという課題を投げかけておりました。それで私もいろいろ考えていた中で、いろんなデータを県が持っているいろんなデータを探っていたんですけども、ちょっと興味深いデータがあったので御紹介したいと思います。

県内総生産と県民所得の増加率というデータなんですけれども、これ内閣府の統計の中から平成27年と平成28年の沖縄を除いた九州7県のデータをちょっと引っ張り出してみました。御紹介しますと、まず県内総生産の増加率、これは増加率ですね平成27年福岡県が3.7%、佐賀県が2.9%、長崎県が7.6%、長崎は多いんですね。熊本県は置いとしまして、大分県が3.2%、宮崎県に2.6%、鹿児島県が3.2%、熊本県は1.8%で平成27年は断トツぶりだったんですよ。

県民所得の増加率というのも見ていますと平成27年福岡県が3.9%、佐賀県が3.5%、長崎県7.9%、やっぱり長崎県は27年は多いんですね、増加率が。大分県が5%、それから、宮崎県3.4%、鹿児島県が少し下がって2.3%、熊本県は鹿児島県よりもちょっと多いです2.8%の県民所得の増加率でした。これが平成27年の状態です。九州の中では低いほうに熊本県は位置していると。ところが、平成28年です。県内総生産の増加率は福岡県3.7%あったのが1%に減っています。佐賀県2.9%が0.1%、長崎県7.6%もあったのが2.4%、大分県は何とマイナス0.8%まで落ち込んでます。宮崎県が1.8%、鹿児島県が1.7%、県民所得の増加率のほうも似たような傾向で、済みません、熊本県を言うの忘れていました。熊本県は全体が1とか0.1とか2.4とかマイナスとかいう中で、何と1.8%から4.6%に上がっているんです。熊本県だけが伸びてます。実は県

民所得の増加率も同じような傾向があつて、福岡県で0.8%、要は3.9から0.8に落ちています。佐賀県が3.5からマイナス0.7に落ちています。長崎県が7.9から3%まで落ちて、熊本県2.8%だったのが3.8%に上がっているんです。大分県は5%だったのがマイナス0.1%、宮崎県も2.1%に落ちていますし、鹿児島県も1.6%まで落ちています。

これですね、実はほかの県が熊本県以外が軒並み落ちているのは平成26年の消費税増税、これの影響が3年後あたりから出てくるというのはもう随分前から予測はされてたんですよ。その通りの結果が実は熊本県を除く九州の他県では出てますが、熊本県だけ伸びているんですね。これ皆さん何でお気づきだと思うんですけども、平成28年の熊本地震なんですよ。この熊本地震で実は復興事業があつて、復興に対して多くの公共事業予算というのが投じられています。これが実は熊本県の経済を支えていたというのがこのデータからはっきり読み取れるというふうに思います。

先日の新聞にもこの復興事業の一段落、復興事業が一段落したことによって、熊本の経済が落ち出しているというそういった趣旨の記事が載っていましたので、やはりこういう推測というのは間違えてないというふうに私も確信しているところです。

やはり、不況時の公共投資というのは経済状況をよくするために非常に有効だというのがこういったデータからも読んでとれるかなというふうに思っております。

そんな中で、ちょっと一つ山都町の中の公共事業にどんな需要があるのかというので建設課長に、実はこの前7月に公営住宅の応募があつていたようですので、その応募状況だけ数字をちょっと教えていただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。町営住宅の入居募集については、年に3回実施しているところです。本年度の第1回目の募集を7月11日から8月9日までの受け付けで実施したところです。

今回は公営住宅で5戸、一般住宅では2戸、特定公共賃貸住宅で3戸、復興一般住宅、これは原村の仮設住宅を町営住宅に返したところですけども、ここで4戸、地区別では矢部地区では6戸、清和地区で4戸、蘇陽地区で4戸、合計14戸で募集をし19名の方が申し込まれております。

希望された住宅は築年数であつたり、間取り、それから勤務先、小学校の校区、それから、所得等のそれぞれの事情から希望されておまして、今回は矢部地区の千滝団地、それから清和地区の和の杜団地、蘇陽地区の大久保団地の3団地が抽選となりました。9名の方が希望の団地に入居できないという結果になっております。

今回の募集状況の中で入居希望の理由とか個別の事情等の情報を得ることができましたし、これから今進めております新たな団地の整備の必要性等も含め、今後の住宅政策を進める上において参考になるデータを得ることができたと思つているところでもあります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 詳しいデータありがとうございます。

やはり、公営住宅の募集に対して応募が、募集よりも応募のほうが多かったということを見ましてもやはり公共投資に対する需要というのがこの町にも潜在的に眠っているのかなというのを今の数字からも確認できるのかなというふうに思います。

また、先ほど後藤議員の質問にもありましたとおり、それから、その前の6月の定例会の興梠議員からの質問にもありました町道ですね、町道の維持管理費に対しても例えばストックが、要望のストックが312件ありますとか、そういった公共事業に対する需要というのは山都町にはしっかり残ってますし、もちろん震災で受けた農災なども公共事業としてまだまだやらなければいけないところが数多くあるのだなということがわかるかなというふうに思います。

そこで、今考えなければいけない、やらなきゃいけないそういう公共事業がたくさんある中で総務課長のほうにお伺いしたいと思うんですが、もちろん財政的な制約、地方公共団体には財源に限りがあるということは私も十分に承知しておりますので、そういった制約もあると思います。また、国から財政健全化というしぼりをですね、しぼりといいますかそういったものも目指していくべきことだということで御指導を受けていらっしゃることも存じ上げておりますが、しかしながら、そういった町民が求めるもの、需要に対してやはり地方行政としてしっかり応えていくというのは必要なことであろうと思っています。

山都町の未来は、我々山都町の地方自治で描いていくしかないというふうに思っておりますので、町民の皆さんが渴望してます、そういった道路の改善や新しい公営住宅、需要に合う公営住宅といったほうがいいですかね。あるいは小さい子供を思う存分に遊ばせられる公園ですとか、あとは学校施設の改善、あと先ほどの質問にも出ておりました観光施設の整備、これが公共投資、来年度の政策について、もちろんこれから作業に入られるということも十分承知しておりますけれども、ビジョンのほうはお持ちだろうと思いますので、そのあたりを総務課長のほうからお答えいただければなと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えします。公共投資という御質問でございますので、まずは近年の状況を御説明申し上げたいというふうに思います。

まず平成30年度におけます投資的経費ということで普通建設事業費約45億円を歳出の実績ということでございます。内訳としましては普通建設事業費が24億円、災害復旧費が21億円ということで普通建設事業費と申しますのは先ほど議員からありました農林業それから建設業のさまざまな公共投資に含まれると。いろんな建設業協会での建設業等の雇用の促進、あるいは安定化という波及効果も生まれるというところでございます。

もちろん住宅等に投資すれば、定住者が確保できるというところもありますので、新たな経済活動が生まれるという波及効果も顕著な事例であるというふうに考えているところでございます。

また、令和元年度予算につきましては、普通建設事業費が16億円、災害復旧費30億円ということで、総額、投資的経費になりますと46億円ということでございます。

30年度、令和元年度におきましても当初予算ベースで申し上げますと約33%の投資額ということで、ここ数年は変わっていないなということで御理解をいただきたいと思っています。

特に令和元年度におきましては、明許繰越あるいは事故繰越等がございましたので、その他約35億ほどの普通建設事業費、災害復旧事業費がありますので、令和元年度に限りましては総額で83億円程度の投資ということになります。

今後の公共投資の計画ということでございますが、普通交付税の削減というのをこぞずっと続けているということでございますが、各種事業につきましては、やはり補助事業を活用しながら起債を含めた中での各課におけます主要施策事業あるいは生活基盤の安定化を図るための事業を採択しながら今後の投資計画ということになるというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** さまざまな補助事業及び起債等を検討しながら今後も投資の部分にしましては御検討いただいているということで安心したところでございます。ぜひ必要な部分に対しては思い切った投資のほうをしていただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、今は公共投資ということで商工業の工業、工の分野についての質問になっていたかなというふうに思いますけれども、ちょっと商業分野について考えてみたいと思います。

消費者である山都町の人口がそれ自体がやはり年々減っていております。商業全体の景気を底上げしていくためには町の人口を減らさないということとともに交流人口、関係人口の拡大というのが不可欠だろうと思います。

これには実際に商品やサービスを提供をなさる事業者の方々の不断的努力というのも必要であるというのはもちろんですけれども、それらの努力をより効果的に結果に出すためにはやはり行政によるプランニングとその下地づくりというのが重要であるというふうに考えています。

そうした中で、町長にお尋ねしたいんですけれども、東京事務所が地方創生アドバイザー、そうした事業というのはその目的の中には関係人口の拡大による商業的な効果ということも兼ねているんだろうというふうに私も認識しております。

ところがそれを活用なさっている事業者の方が今どれくらいいらっしゃるのだろうか、ちょっと見えない感じがいたします。まだもちろん始まったばかりですのでそれほど多くないのだろうというふうには思いますが、そこでせつかくこれらの事業を今進めていっていますので、これからはやはり行政が描いている我が町の商業の未来像というのを事業者の皆さんと共有しながら同じ目標に向かって進んでいく、そういった道づくりが必要かなというふうに思っております。

そういうことを感じているものですから、町長からは山都町のその商業発展に向けて、今いかなる展望をお持ちか伺いたしたいと思います。何か具体的な政策がもしあればそちらのほうもあわせてお示しいただければと思います。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 商業の活性化というようなことでございますが、今、浜町、大川町、そしてまた清和のほうからでございますが、馬見原町の商店街の今の状況を見ておりますともう大変な心配をしておるところであります。

馬見原商店街については整備がきれいにできておりますが、空き店舗が目立ち出したと。大川町につきましてはバイパス近辺は少しの店がありますが、旧商店街はもうほとんど商店街のていをなしていないなど。また、浜町商店街につきましても、先般の八朔祭にはあのようなにぎわいを見せていただきましたが、日ごろは本当に寂しい町になっておるなと思いがするところであります。

きのうも副町長とある大学の先生と三人で話をしたところでございますが、この三つの拠点の町をどのような、山都町の中で生かしていくか、そのためにやはり商工会の皆さん、観光協会の皆さんともう少し我々も腹を打ち割った中で、話をしていかななくてはならないという思いでおります。

八朔の後、造り物の見学に来られる方はたくさんあったと文化の森の職員から聞いたところではございますし、私も行った中で、多くの方が来ておられました。これはまちづくりの一環として、大造り物小屋の建設をしながら年がら年中展示をしながら来ていただくような施設をとという形の中の施策の一環であります。

しかしながら、それを見ていただくお客さん方に提供する商品であったり、食事であったり、いろんなサービスの提供が今できていないのがもう山都町の現状だという思いでおります。大型商業施設がバイパス沿いにできているわけではございますが、これに匹敵する知恵をお互いに出し合わなくてはならないなという思いでおります。

特に商店街の中で、やはり町外から来ていただける施設づくりを、やはりみんなで知恵を出さなくては行けないと。あるレストラン等々には聞きますとなかなか予約がとれないような店づくりをされておる経営者の方々もおられるというようなことでありますので、やっぱりそれはあそこだけの問題じゃないと。やっぱり誰でも一生懸命すればできるんじゃないかなという思いを商業者の方々にも共有をしていただいて、まちづくりは我々行政だけが考えてもどうにもならないという思いでおりますので、これにつきましてはもう一度私も商工会、観光協会の方々も腹を打ち割った中で、まちづくりは行政がどんなに文化の森をつくろうが、体育館をつくろうが、道の駅をつくろうが、これだけで解決するものじゃないと。町の先ほど来ありますように、八朔祭、地蔵祭、あさっての文楽の里まつりで示していただきますまだあのエネルギーがあるという思いでおりますので、このエネルギーを引き出せるような施策を皆さんと一体となって考えてまちづくりを進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今町長から御答弁がありましたとおり、まちづくり、この商業の発展、商業に限らないと思いますけれども、いろいろな産業の発展にはやはり行政と、下支えする行政とそれからその上で実際のプレイヤーとなっただけの事業者の皆さんとがしっかりと連携していくことが不可欠だろうと思っています。

そのためにもやはり我々行政サイドのほうがしっかりと道づくりをして、あとはおっしゃるように商工会、観光協会といった、そういった団体の皆さんが実際の事業者さんをそういう道に乗せてきてくれる。そうやって全員力で進んでいく、そういう山都町の商業に対するまちづく

りが必要なのかなというふうに私も感じています。

高速道路も来ますし、その辺の準備を残り数年間でしっかりやっていけたらいいなというふうに感じるところです。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移っていきます。冒頭でも申しましたとおり今回の私の質問といいますのは、この山都町の短期的な未来、長期的だと余り長いので、二、三年後の短期的な未来に光を当てていくための質問をしようと思って、いろいろ皆さんにお伺いしていたところでした。

そこで最後に、町長のほうにずばりお伺いして締めくくりたいと思うんですけれども、町長にとって4年目となる来年度ですね、実にさまざまな課題がまだ残るこの山都町なんですけれども、進めるべき事業も山積しておりますけれども、特に来年度、令和2年度に重視していこうと思ってらっしゃる施策事業などがあれば教えていただきたいと思います。

よろしければそこをそう重要だと考えられる理由のほうもあわせていただければと思います。ぜひ皆さんでそういった目標を共有して来年度さらなる飛躍を遂げていきたいと思いますので、よろしく願いします。

**○議長(工藤文範君)** 町長、梅田穰君。

**○町長(梅田 穰君)** 先ほど来グランドデザイン等々お話もしたところでございますが、今ありますように残された期間もう1年半ぐらいかなという思いであります。

まずはグランドデザインに描いております体育館を初め、いろんな施設整備を、道順をまた工程表をつくりたいという思いであります。その前にまずは先ほど来ありましたように建設的投資という形、公共投資になろうかという思いであります。農業災害等の復旧復興が与えた課題と。特に来年度中にはという思いでありますので、これについて全力を挙げて取り組んでまいりたいと。農家の方々にはもう本当に長い間、御迷惑をおかけしてる部分でありますので、これをまずはしていくこと。先ほど来ありますように、これは公共投資の一番の部分だろうと。もう今まで農業災害については3億から4億、年間というようなことではございますが、今年度も二十数億の予算を計上しながら、しかしながら全て執行がでけんとかじゃないかなという思いでありますので、繰り越して来年度までには全ての農業災害工事を復旧工事を終わりたいという思いであります。

そのほかにつきましては、先ほど言いましたように、まずは三つの柱を立てておりました。最後の農業を大事にしながら農業生産が伸びるような、ことしは大変去年から比べますと農業生産は厳しいものがあるかなという思いであります。これは天候であったり価格であったり変動するものであります。農業基盤をしっかりとしたものにしていきたいという思いであります。そのためにいろんな施策、また補正予算にもお願いをしておりますが、若い農業後継者がもううれしいことに今たくさん就農していただいているというようなことではございますので、こういう人々、人たちと一緒に中々、農業づくりまた有機農業についても一緒にございまして、そういう形を進めたいという思いであります。

そのほか、当初からの念願でありました三つのプロジェクト、三つの大きな柱を道筋を立ててもう完成は先ほど来ありますように、任期中にはできないという思いでありますので、次の方々にバトンタッチがスムーズにできるような道筋をつくるべき仕事を来年度はやっていかなんかと

いう思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 大変力強いといえますか、やはりそうかなと思いつながら聞いておりました。農災ですね、これをぜひもう今年度、またはなかなか今年度で終わらなければ来年度に繰り越してでも来年度中に終わらせていただくというのは非常に大事なことだと思います。

あとはそのグランドデザインですね。当初の予定よりも徐々に徐々に後ろには伸びてはおりませんが、これに後藤議員もおっしゃりましたとおり、しっかりと道順をつけながら、そういったものを共有すれば今この山都町の中に、何となく漂っています閉塞感みたいなものも少し光が見えるのではないかなと思いますし、これを道筋をつけて次の方というお話を今なされましたけれども、ぜひ道筋をつけてそれをまた力強く推進していただければなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

増税を控えてなかなかですね、ことしの金賞の作品が「消費税増税 あわ（阿波）ふく町民」でしたかね。そういったタイトルだったと思ひますがけれども、それを阿波踊りという踊りの題材で吹き飛ばそうという、そういうウィットに富んだ作品だったかなというふうにも思ひます。そういった力を我々町民もしっかりと抱きながら、来年度に向けてさらに頑張っていきたいと思ひますので、ここで行政の皆さんと我々議会と町民の皆さんと一緒に、また力を合わせて力強く進んでいきたいと思ひます。

本日の質問は、時間内に全て終わることができました。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部を終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後3時09分



9 月 13 日（金曜日）

令和元年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年9月5日午前10時0分招集
2. 令和元年9月13日午前10時0分開議
3. 令和元年9月13日午後2時55分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第9日)(第3号)
  - 日程第1 一般質問
    - 2番 西田由未子議員
    - 3番 中村五彦議員
  - 日程第2 議案第41号 山都町へき地保育所条例の廃止について
  - 日程第3 議案第42号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備について
  - 日程第4 議案第43号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
  - 日程第5 議案第44号 山都町森林環境整備基金条例の制定について
  - 日程第6 議案第45号 令和元年度山都町一般会計補正予算(第3号)について
  - 日程第7 議案第46号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第8 議案第47号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第9 議案第51号 山都町辺地総合整備計画の策定について
  - 日程第10 議案第52号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐重 昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩

会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 一般質問**

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） おはようございます。2番、西田由未子です。どうぞよろしくお願いいいたします。

この夏は長雨と日照不足、ウンカの被害等、農家の皆さんには大変な毎日とお見舞いを申し上げます。

また、台風の被害により、停電と断水が続いています千葉では、自治体職員、電力会社の方、たくさんのボランティアの方、そして、自衛隊員の方々の献身的な復旧作業が行われていることに対して、心から敬意を表したいと思います。

さて、消費税が10%に増税されるのも目の前に迫ってきました。これまでも増税分は大企業や高所得者の減税分の穴埋めにされて、社会保障の充実に扱われてこなかったと認識しています。今回の増税は、景気を冷え込ませるだけだとも思っています。プレミアムつき商品券についても、この商品券を扱う商店も、軽減税率等の対応で大変だということが、今朝の熊日にも載っていました。庶民を振り回さないでほしい。本当に必要なことを国はやってほしいと思います。

また、9月9日の熊日に、県職員の男性育休、熊本最低0.37%という記事がありました。全国でも3.1%とありました。このことについては、県議会でも大きな問題だと指摘されています。山都町の現状もお聞きしました。残念ながら、男性の育休取得はゼロだそうです。ただ、ここ3年間の配偶者出産休暇をとった職員は、70%前後になるというふう聞いています。

意識改革も求められますが、育休をとりやすい職場環境をつくるということ、よかボス宣言をされている町長みずから率先してやっていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、発言台から質問をいたします。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** それでは、1番目の質問は、大矢野原演習場における日米共同演習についてです。

今行われています日米共同軍事演習についての住民説明会が8月8日、9日にありました。これについては、町への早めの説明を町当局としても再三要望していたにもかかわらず、ぎりぎりの説明だったと聞いています。

また、説明会自体に私も参加いたしましたが、そこで、地元の方からの質問や要望が出ても、応える立場にないとか、持ち帰るという対応が多く、説明責任を果たすとは言いがたい防衛局の対応だったと思います。

また、騒音等の演習被害を懸念する住民の声に対して、交付金を出しているからという防衛局の発言もあり、お金で黙らせるような姿勢に憤りを感じました。

町長自身もその場で抗議をされ、今回の提案理由説明でもきちんと述べられていることを心強く思っています。

それでは、次の2点を総務課長にお尋ねいたします。

一つ目は、持ち帰り返答すると言われたことに対しての返答の中身、二つ目は、その後の町としての対応をお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えをしたいというふうに思います。西田議員から御指摘がありましたとおり、訓練の概要発表が8月8日と、8月26日からの訓練開始ということで、2週間余りということでしたので、町長より西部方面総監部、並びに九州防衛局に対して、強く抗議をしたところでございます。

住民の皆さん方の不安が募るということで、不信感にもつながるという危機感を持ってくださいということで、重ねて申し入れたところでございます。

それでは、まず、住民からの要望なり、質問に対する回答ということで、説明をしていきたいというふうに思います。

まず、放牧でございます。関係農業者と現地確認を実施し、放牧の位置、あるいは、訓練の位置との関係は異なるため、直接の影響はないという確認ができました。放牧につきましては、農家の方が周年をやられる行事でございますので、早目早目の調整が可能ということを確認できたというところでございます。

それから、採草期間の変更ということでございます。今回の訓練期間がちょうど例年の地域の方々の採草期間と重なるということで、要望がございました。調整の結果、訓練終了後に、新たに期間を設定して、作業時間を確保するというので、調整がついたというところでございます。

次に、小学校における登下校時の安全確保ということで、中島小学校児童を対象として、タクシーでの送迎を実施しているところでございます。

それから、防音のため、窓を閉め切った状況での授業であるということでございましたので、

普通教室4カ所に冷房装置を設置したというところでございます。

それから、騒音の関係でございますが、九州防衛局職員自身が現地訪問し、状況を確認するという約束をいただいております。

また、町としましては、騒音が大きいと予想される訓練の実施日に、中島小学校と金内保育園に出向きまして、騒音測定を実施いたします。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 周辺住民の方が不安なく、不安がないということはないと思いますけれども、安全を確保する、最大限の安全を確保してやられるということでお聞きしました。ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

その騒音が激しいと予想される日程等がわかっていたら、お伝えください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 訓練の日程につきまして、これはあくまで予定でございますが、9月17、19、20と、この3日間というところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 来週になると思います。緊迫した状況の中で、安全が確保されるように、再度お願いしたいと思います。

今、大矢野原で行われている日米合同軍事演習は、今回で7回目となります。3年ごとに繰り返されてきていましたが、前回、オスプレイを含む演習があったから、まだ2年とあけていない時期になります。3月議会でも、再編関連訓練移転等の交付金を基金とするということについて、私はこのことはおかしいと。そして、訓練の常態化になる危険性があると申し上げました。くしくもそんなふうに、そのとおりになりつつあるということが残念でなりません。来年初めにも、また、共同軍事演習が計画されているとも聞きます。反対の意思を表明するとともに、その情報開示については、再度強く要望していただきたいと思っております。

2番、3番についての質問も関連してまいりますので、次のところで、あわせて町長の御意見もお伺いしたいと思います。

次に、八朔祭に行われた自衛隊の装備品展示についてお伺いします。このように、日米合同演習のために、住民の皆さん、子供たちが不安な毎日を送っている最中に、八朔祭で自衛隊の装備品展示があるということ聞きました。八朔祭の開催に当たっては、実行委員会初め、たくさんの方の御尽力があり、そして、成功裏に終わったということに対して、そのことに対しては本当に心より感謝をしております。

ですが、祭りの際に、このようなことが行われるのは初めてということであり、どのような経緯で、装備品展示をすると決まったのか。そして、このことは祭りの趣旨にはそぐわないという意見もあります。町も実行委員として責任ある立場にありますので、私はやめてほしいということをお伝えしました。しかしながら、当日の展示は行われておりました。

それで、次の3点について、総務課長にお尋ねをします。

一つ目は、装備品展示をする目的は何でしょうか。

二つ目、どのような経緯で装備品展示をすることになったのでしょうか。

三つ目、実行委員会で再考してくださいとお願いをいたしました、何か論議がありましたでしょうか。論議の中身をお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたしたいというふうに思います。ことしの八朔祭で、陸上自衛隊の災害時に使用する救急車、軽装甲車、機動車、それから、非常食の展示ということを行ったものでございます。

展示の目的につきましては、3年前の熊本地震における自衛隊の災害派遣を受けまして、物資輸送や入浴支援を受けたところなど、記憶に新しいところでございます。いつ、いかなるときに災害に遭遇するかわからない時代ということでございますし、近年は全国至るところで、豪雨災害や台風災害の報道があつているところというところでございます。

災害に備えました住民の意識や、あるいは、地域防災の熟成を図るとともに、災害の危険性や防災に関する意識の高まりが風化しないように、啓発を目的に実施されたというものでございます。

当日は3,000人以上の方が来られたというところで聞いております。今回での実行委員会の経緯と論議ということでしたが、自衛隊熊本地方協力本部より、ことしの6月ごろ、八朔祭での装備品の展示というところで、打診があつたということを知っております。

その後、八朔実行委員会の前の役員会で協議を行い、実行委員会に提案するということとなったものでございます。実行委員会では、熊本地震でもお世話になったということでございますので、特に異論はなく、承諾をいただいたというところで聞き及んでおります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** それでは、何も異論なく、決めたということ、それと、その後の実行委員会で再考してくださいとお願いした部分、こんな意見がありますからということで、再考をお願いした部分については、提案もされなかったということでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 八朔祭での自衛隊の装備品の展示について、御意見をいただいた後に、役員さんにお集まりいただいて、一応こういう話があつたということで、報告はいたしました。するしないについては、予定どおり行うということが決まりましたので、そのまま実施をさせていただいたところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 出してはいただきましたが、何の論議もなかったというふうに、受けとめたいと思います。

それでは、当日、私は見に行きましたけれども、役場のどなたでもいいです。責任ある方、見

に行かれましたか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 私も本部のほうにおりましたので、展示のほうが午後3時ぐらいまでというふうにお伺いしていましたので、ちょっとぎりぎりでの時間にはなってしまいましたけれども、片づけをされている時間帯でしたが、その時間帯にお伺いして、お話を聞いたところです。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** では、どのような状況だったかというのは、余り把握ができていないということだと思います。片づけされているということであればですね、お話は聞かれたかと思えますけれども、装備品展示をした目的として、3年前にお世話になったって、いつ災害に遭遇するかわからないし、災害に備えた住民意識の高揚とかということで、災害時に使用する救急車や食料とか、装甲車を展示するんだと言われましたが、実際に見に行きましたところ、子供たちを装甲車に乗せたりとか、陸海空の制服を着せて、迷彩服を着たくまモンと記念撮影をしたりするということが主に行われていました。

災害時に、自衛隊の方がどのような働きをするのか。災害時に役立つ食糧などの説明をする展示であるならば、それに加えて、自衛官募集ののぼりは要らないはずだと私は思いました。

そのような食料の説明をされているとか、こういうふうにするんだよみたいな説明をされている風景は、私もちょっとしか居れませんでしたので、そういう場面があったかもしれませんが、垣間見ることはできませんでしたし、先ほど言いましたように、子供たちを装甲車に乗せたり、制服を着せたりして、記念撮影をするということが、災害時の自衛隊の役割理解にどんな関係があるのか。私は大いに疑問を持ちます。

そして、そのような展示は、何よりも八朔祭の趣旨である豊作を願い、農作業の労をねぎらうということにはそぐわないと思うんです。

そして、6月に打診があったと言われましたが、正式な依頼文書もなかったというふうに聞いております。

そういう中での町としての判断は、私はおかしいと思いますし、そして、やっぱりどういう状況かというのをお祭りの運営をされていますので、見に行く時間もないというのもわかります。とてもお忙しくされていたので、だから、実態も把握できないようであるというのもいかんと思います。

それで、来年からは、町としての姿勢を明確にして、私は実施はやめていただきたいと思っております。町長の見解を聞かせていただきたいと思っております。町長は実行委員長の委員長さんでいらっしゃるはずですので、よろしく願います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 八朔祭における自衛隊の展示についてでございますが、実行委員会の委員長は田辺会長でございますが、会長は私でございます。決まったことでありますので、先ほ

ど、経過、経緯については、両課長から述べたとおりであります。

また、先ほど、西田議員も冒頭に言われましたように、千葉の今の災害復旧等々にも自衛隊、先ほどありますように、熊本地震初め、多くの全国的な災害派遣を自衛隊が一番に今担っていただいておるのも事実だと、また、御承知のとおりであります。

そういう思いの中で、多くの方々が集まれる場所で、自衛隊の救援活動等の展示をしたいというような形の中での今回の催しだったという思いであります。私も矢部中から歩いて来るとき、まだ、自衛隊の方々が来られたばかりのところ、通っただけで、私も行っておりませんが、その思いはやっぱり十分理解をしながら、装甲車、自衛隊車両に乗せる乗せないは別にして、やはり地域の方々が、町民の方々が、自衛隊という組織を理解されるような形でという思いであります。

来年度については、また、実行委員会、いろんな部分で検討もしますが、今、西田議員から言われたような形の中の展示のやり方、また、仕方等々は今後考えながら、また、来年についても協議をしながら進めていきたいという思いであります。

全ての町民の方々が見てはおられません、聞きますと、多くの方々が来場されたということでもありますので、それも含めながら、今後、反省会等も、実行委員会の反省会等もするわけでございますので、今後についてはまた検討しながら、進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 自衛隊の方々が災害派遣で本当に御尽力してくださってることに對しては、何の異論もありませんし、何度も言いますけれども、感謝申し上げているところです。

しかし、この間の装備品展示というのは、災害派遣だけに使うものではありません。戦地に行っても使われるものです。そういう意味からも、来年の開催についてはぜひ熟慮いただきたいと重ねてお願い申し上げます。

次に、個人情報保護についてお尋ねをします。ことしの3月21日付の熊日に、自衛官募集に当たり、県内45市町村のうち、9割強に当たる41市町村が住民基本台帳などをもとに作成した対象者の名簿を紙で提供しているとの報道がありました。2017年度は全国で言えば、10%の自治体は何も提出していない。基本台帳を見せるだけというところが54%、それから、一覧にして紙で提出しているのが36%とは書いてありました。

山都町はどうなっているのかを確認したところ、熊日報道にあるとおり、名簿を紙で提出しているということでした。

次の2点について、総務課長にお尋ねします。

一つ目は、その紙での提供を始めたのはいつからでしょうか。

二つ目は、山都町として、そういう形での名簿を提供している理由は何でしょうか。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えをしたいというふうに思います。いつから現在の状況というのは、大変申しわけございませんが、後ほど説明をしたいというふうに思いますの



で、よろしく申し上げます。

今回の自衛隊員に対する名簿の提供というところでございますが、まずは自衛隊法によるところによる自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務というのは、法定受託事務というものでございます。

また、同法施行令におきまして、市町村長に対して、必要な報告、または資料の提出を求めることができるという規定がございます。本規定に基づき、適法な依頼がされているということで判断をしております。

また、総務省におきましては、氏名等の一覧の提供の可否については、各地方自治体の個人情報関係の規程や事務の効率化から判断いただきたいという見解が出されているというところでございます。

それを踏まえまして、本町におきましては、業務体制等の考慮、あるいは、閲覧対応とした場合に、事務の煩雑さは避けられないというところでございまして、抽出作成した名簿の写しを提供しているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 法律で言われました自衛隊法の中でも、書いてあることは、必要な報告または資料の提出を求めることができるということで、行政ができるだけで、自治体に応じる義務があるというふうには書いてありません。

自衛隊法施行令に根拠は求められないし、今、個人情報保護の観点を考えてという総務省からあると言われましたが、そのことよりも、個人情報よりも、事務的な煩雑があるから、抽出というのは、その対象の18歳、22歳の方の名前、住所、それから、年齢とか、そういう個人情報を一覧にして出しているというふうに言われたと思うのは、とてもおかしいと思います。

何よりも、個人情報の保護の観点からおかしいですし、役場職員の方の事務が煩雑にならないようにするために、名簿作成をして出すというのは、本当にこれは問題だというふうなお答えだったと思います。

自分の個人情報が知らないところで開示をされて、そして、突然、自衛団員募集のダイレクトメールが届くんです。どう思われるでしょうか。若い人や保護者の方からの、こんなふうに個人情報を勝手に教えないでほしいという声を私はたくさん聞いております。

日米合同軍事演習、自衛隊装備品の展示のこと、それから、今お尋ねしました自衛隊員の募集のために、個人情報を提供しているということについて、三つ、このことは全部に根っこは同じだと思っています。

災害派遣だけではなく、専守防衛の域を超えて、海外での戦争に巻き込まれるかもしれないという危険性があることへの不安からの自衛隊員の成り手不足解消のために行われていることだと、私は思っています。

私の教え子やいとこ、知り合いの方の大事な子供さんが自衛隊員で今働いておられます。命を救いたい、命を守りたいという使命感を持って働いていると思います。熊本地震を初め、災害の現場で本当に献身的に働いてくださっている隊員の皆さんには、何度も申し上げますが、感謝の

気持ちでいっぱいです。

でも、募集に当たって、このようなやり方をされるということについては、法的にも逸脱しているという指摘も新聞でもありました。各自治体での良識ある判断が求められることであり、山都町としても、閲覧を含め、名簿提出はやめていただきたく、強く要望いたします。

このことについて、町長の見解もお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今ありましたように、山都町では、そのような形の中で提供をしているという思いであります。これは余談ですが、きのう、テレビで召集令状の配布を夜中にする。その後は、青年団がするというような暗い時代、過去した中で、戦争に突き進んだ日本軍が、その後、終戦後74年を超えた中で、自衛隊については、募集のやり方等々はいろいろある。しかしながら、隊員の皆さんは、自分の意思の中で自衛隊を目指して、試験を受けながら、やっていたという思いであります。

先ほど、総務課長からありましたように、今、西田議員が言われる、法律違反、法令違反等、いろんな部分と同時に、また、事務局としてはのっとったという思いの中で、今はしとるという思いであります。非常に密な部分かなという思いではありますが、今の法律、自衛隊法とか、いろんな部分の中で取り組んだという思いでありますので、最終的には判断をされるのは本人さんだということでございます。

個人情報保護法がどこまで国の行政の中で守られるか、生かされるか。これは判断が非常に難しい。私で判断できるもんじゃないなという思いであります。

今後につきましても、いろんな議論はあろうかなという思いではありますが、これについては、最終的に、私が逃げるわけではございませんが、まずはこれを今現実でやっているのは、先ほど課長が申したように、法律に基づいたというようなことで、私も理解をしながらやっているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 最初に、新聞報道でのいろんな自治体の対応を申し上げました。出す義務があるわけではないので、各自治体の判断でされているので、いろんな対応があるということなんですよ。だから、今お答えいただいた分で、私が疑問に思うところ、個人情報の保護よりも、職員の事務煩雑を優先されていることはいかかなものかということと、やはり個人情報をきちんと守っていただき。募集とか自衛隊の働きとか、そういうことを別にして、個人情報の保護ということ1点でお尋ねしているんです。

なので、判断がつきにくいとおっしゃいましたが、判断できるのは町長です。これは判断していいものですので、よく熟慮いただいて、個人情報保護の観点から、今のやり方は私は間違っていると思いますので、ぜひ庁内での検討と、町長の御決断をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。保育料の無償化についてです。10月からの保育料無償化が目前となりました。何度も何度もお尋ねしてきている中身ですが、国の方針が定まらない中でしたので、お答えもしにくかったところがあったかと思いますが、もう定まっているはずですので、

国の方針と、それを受けた山都町の方針の確認をしたいと思います。

3歳から5歳までの保育料は無料となりますが、給食費は4,500円徴収をする。0歳から2歳までの保育料はこれまでどおり支払っていただくが、非課税世帯は無料となるということではないのでしょうか。

給食費については、いろいろ何かいろんな場合があるというふう聞いておりますが、混乱はないのでしょうか。

以上、2点について、福祉課長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、高橋季良君。

**○福祉課長（高橋季良君）** お答えいたします。まず、今回の対象となる3歳から5歳児につきまして、説明いたします。

10月からの保育料につきましては、無償化ということで、保護者の負担はなくなります。現時点での数値を1年分として換算して、試算した結果を利用者負担、簡単に言いますと、保育料に限定して説明したいと思います。

まず、私立保育園分についてですが、国の定める保育料の基準額で算定した金額が2,380万円となり、その約4割、690万円を保育料として保護者が負担し、町が残りの1,690万円を負担しているということになります。

10月からの無償化に伴いまして、利用者負担額である2,380万円のうち、国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1の590万円が町の負担と見込まれます。

続きまして、公立保育園分についてですが、国の基準額で算定した金額が2,140万円となり、その4割の560万円を保育料として保護者の方が負担し、町が残りの1,570万円を負担しているということになります。

10月からの無償化に伴い、利用者負担額である2,140万円につきましては、全額町の負担となります。

また、副食費についてですけれども、これは国が示していますとおり、保護者の方の負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の園児については、免除されるということになっております。本町といたしましては、国が示しております基準に従って、1カ月当たり4,500円を負担していただきたいと考えております。副食費につきましては、負担いただきますけれども、保育料が無償になるということで、保護者の方の負担は軽減されることになると思います。

次に、0歳から2歳児についてですけれども、非課税世帯につきましては、無償化となります。それ以外の方につきましては、これまでどおり保育料を払っていただくこととなります。また、副食費につきましては、保育料の中に含まれておりますので、別に負担することはありません。保育料につきましては、これまでどおり、国基準額の約4割とし、8段階の所得階層を持って決定します。あわせて、第2子は半額、第3子以降は無料ということで、従来の保険料の決定方法と何ら変更はないということになります。

参考までにですけれども、試算につきましては、国の基準で算定した金額が3,110万円となり、

その約4割の1,100万円を保育料として保護者の方に負担いただき、町が残りの2,010万円を負担することとなります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ずっと保育料の全年齢の無償化を提案してまいりましたが、9月11日の熊日報道で、五木村と産山村が全年齢の無償化を決めたとの報道がありました。先を越されてしまいましたねという思いではありますが、別にそれが悪いということではありません。自治体の規模も、子供の数も違いますので、一概には言えないと思います。

ただ、一概には言えないと思いますが、山都町でもできないものかということは何度も財源の提案もしてまいりました。今説明いただきましたように、もともと山都町の保育料は、国の基準の4割に抑えられていましたので、それだけでも保護者さんの負担は軽くなっていました。私の子育て中はそうではありませんでしたので、保育料というのは、とても大きかったです。

ただ、今でも厳しい経済状況にある家庭にとっては、やはりゼロから2歳は無料になりませんので、とても経済的には厳しいという方がおられるという現実はあると思います。

私の子育て中からしますと、だんだんと負担軽減に取り組んでいただいて、今の4割負担ということになっているということですよ。例えば、本来の国の基準額で保育料が5万円だったとします。そうしたら、山都町の保護者負担はその4割、2万円の保育料を払っていただいている。残りの3万は町が負担してきたという、そういう仕組みだというふうに理解をさせていただいています。

今回、3歳から5歳までの保育料を無料にするという国の政策ですので、当然、その分は国が負担すると思います。昨年の12月議会の答弁からちょっと考えてみたんですけど、先ほど言われたのとちょっと額が違うので、申し訳ないんですけども、先ほど言われたのはやっぱり子供たちの数が減ったりとかして、少し減額されていると思うんですが、考え方としてお聞きいただきたいと思います。

3歳から5歳までの保育料2,200万が保護者負担で、町負担が3,700万あったので、その分を合計した5,900万を国の政策ですから、そこを無償化すると言っているの、国が手当てをするはずと思うんですね。国が手当てをするはずと申し上げますのは、来年度からは消費税分を地方交付税に上乗せして入ってくるというふうに説明は受けました。

だから、ひもつきではない、絶対これに使わなくちゃいけないという色がついたお金ではなくて、一般会計の中に全部組み込まれてくるというお金だそうです。それが5,900万なのか、幾らなのかというのは、また算定が直されると思いますが、大体それぐらいだろうと私は思っているんですね。そして、山都町独自の施策として、0歳から2歳までの保育料も無料にするためには、12月議会では1,300万円必要だと言われました。全年齢の給食費も無料にするにも、1,300万円必要だと。合計2,600万円必要だと答弁をされました。

この0歳から2歳までも無償化をするに当たっては、国からの手当てが先ほどぐらいの金額であるとすれば、町負担分の先ほどの計算で行くと、3,000万円ちょっとですね。3,000万円ちょっ

とが増収となるはずだと思うんです。その分で、3,000万増収となる分で、全年齢の保育料、給食費2,600万あればいいと言われましたので、実現できるはずだと思っております。

ただ、12月の議会答弁では、1,800万が増収予定と言われたんですよね。年度も変わりましたし、先ほどの計算もちょっとずつ変わっておりますので、現段階で、国からの手当として、地方交付税に上乗せしてくる金額の予定が1,800万ではないと、12月の答弁とは変わっているということがあれば、福祉課長にお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、高橋季良君。

**○福祉課長（高橋季良君）** お答えいたします。先ほどの試算の金額でまいりますと、まず私立保育園分につきましては、保険料の補助額から町の負担分を差し引きまして、1,100万円程度町の負担が減になるということになります。公立分につきましては、補助分の1,570万円から町の負担を引きます。2,140万円を引きますので、570万円程度が町の負担が増になるということになります。あわせまして、530万円程度の軽減になるということになりますけれども、これにつきましては、あくまでも元年度分のみでございますので、来年度以降についてというのはまだ決まっておりませんので、定かではないということになります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 計算の仕方が非常に難しく、私の計算とは随分違いますが、軽減された分は確かにあると。来年度からも、そういうふうには軽減ができるということは確かだろうと思いますので、全部免除にならなくても、半額、これが0歳から2歳までを全部無償にできなくても、半額にするとかですね。今4割負担をいただいている部分を2割にするとか、いろんな軽減の方策を模索していただきたいと思います。

保育園の給食費については、宇城市が無料に、熊本市は第3子は無料にすると報道されています。財政的に厳しい状況だということも重々わかっておりますが、今申し上げましたように、できるところから少しずつでもやっていくと。目に見えた施策をしていくということが大事だと思います。財政的なことでのこれならできるところがありまして、総務課長にお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 西田議員からありました具体的な施策というのは、今の段階でお答えするのは非常に難しゅうございます。地方交付税につきましても、年々減額されているような状況がございます。あと、今年度の中での精査をしながら、来年度の有効な事業の決定を決めていくということになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 安倍政権の目玉の政策として、保育料の無償化というのを、上げてはほしくないんですけども、消費税が上がった分でちゃんと手当ををすと言っているの、それはきちんとしていただきたいというふうに思います。

次に行きます。学校給食についてです。山都町の学校給食のすばらしさについては、今年の9

月議会におきまして、教育長のほうからの答弁をいただきました。地産地消の食材を使い、自校方式で調理をされ、安全でおいしい給食を提供いただいております、充実した食育も行われていますことに、改めて感謝申し上げたいと思います。

今回は食材について、2点お伺いをします。

一つ目は、地産地消の食材が使われていますが、その中でも有機野菜、有機米の使用はどれくらいでしょうか。

二つ目は、ことしの4月に、農民連食品分析センターというところで、輸入小麦のパンからグリホサートという発がん性物質が検出されたというネットの情報がありました。山都町の給食には、現在パンの使用はないと聞いていますが、麺類については、輸入小麦を使用していますか。食品の安全という点で、大変心配をしております。学校教育課長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。有機農産物の使用割合ということで、これは約なんですけど、およそ1割程度です。これは全金額ベースで、材料費全体に占める割合というふうにお考えいただいて結構です。

もう一つの御質問のグリホサートについてお答えします。本町の給食の主食は基本的に米で、主食に小麦粉を使用するパンやパスタを提供するのは、月に2回程度でございます。ほかの揚げ物等には、日常的に小麦粉を使用しております。この小麦粉を含め、学校給食の食材には農薬等の残留物質の基準値をクリアしているものを使用していますが、御指摘の情報にも留意しながら、より安全な食材の選択に努めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ぜひそのようにお願いしたいと思いますし、有機農産物については、金額的に1割ということでしたが、もっともっと有機農産物の町、山都町として、これがふえていくことを願っております。そのことが有機農家の売り上げ増加にもなるというふうに思いますので、ぜひそのことは今後の課題としていただきたいと思います。

残留農薬の件については、もともと国の基準が大きく緩和されています。特にグリホサートについては、今までの6倍に上げてあります。今までの基準だと、輸入禁止になるはずのところを基準を上げてしているという現状もありますので、そういうところにも留意していただきながら、厳格な対応をしていただきたいと思います。

次に、そのような安心安全な食材を使って調理されている調理室の環境整備について、お尋ねをします。

8月中に、各学校の給食室に伺い、建築年数も長く、不具合もある中で、給食の先生方は大変努力をされ、とても清潔な環境を保っておられました。各学校の要望事項はさまざまでありまして、各学校によってさまざまあります。そのことは委員会にもお伝えをさせていただいております。

その中で急務なのは、温水の対応だというふうに聞きました。食中毒予防のために、とにかく手をきちんときれいに洗わなくてはいけない。そのときに、特に山都町は寒い冬場に、冷たい水で、それで一生懸命洗ってらっしゃるんですね。食中毒を起こさないために、温水であれば、き

ちんと速やかに水の量も少なく、適切にできるんだというお話を伺いました。

ぜひ、この給食室で手洗いをするところの水を温水にするということを、来年度はぜひ予算化していただきたいと思うんですが、学校教育課長、その点をお伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** 現在、給食室で温水対応ができていない学校は、6校ございます。給食室の現場をさらに丁寧に確認の上、ほかの整備も総合的に勘案しながら、可能なものについては年次計画を立てて、より必要性の高いものから順次整備を進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ぜひそのようにお願いします。現場に行っていただくということが1番だと思います。

そして、今言われましたように、年次計画を立てて、先生方にも提示していただきますと、いつしてもらえるんだろう、いつしてもらえるんだろうと、ずっと要求しているのにといい思いに、少しでも安心した、来年はしてもらえるとかなですね。本当は全部、来年していただきたいんですけども、それが予算的に無理ということであれば、いついつにはできるんだという希望を持ちながら、お仕事をさせていただきたいと思いますし、食中毒予防のために、本当に急務だということなので、最優先でしていただきたいと思います。

有機農産物を使った自校方式の給食を、先ほど1割と言われたのを、できれば5割とか6割とかに高めていただき、そして、自校方式の給食をこれからも、お金はかかりますが、これは本当に大事なことなので、お金をかけていただきながら、自校方式を存続していただき、それから、先ほど、パンは月に2回ぐらいだと、パンなり、パスタなり、小麦を使ったものはおっしゃいましたが、それ以外に、米粉を使ったパンをわざわざ自校方式だからできるんです。焼いて提供してくださったりとか、子供たちはちゃんと食べてるだろうとか、そういう厳しい子供に目を配っていただく。そういう給食の先生方がおられる山都町の学校給食は、本当に素晴らしいものと自慢してください。ぜひお願いしたいと思います。

その上に、無償であるということになれば、子育て支援、貧困対策としても、とても有効だと思います。山江村、水上村は、子育て支援、移住対策としても、給食費を無償にしています。全国的にも、実施自治体は3年間で2.5倍、一部補助を含めれば、全国で508自治体あるそうです。無償が難しいと、予算的にですね。難しいということであれば、半額補助でもいいと思うんです。保護者さんにとって、給食費というのはとても大きな負担です。特に何人も、多子世帯でいらっしゃる、多子世帯ということは、山都町にとって喜ばしいことですよね。子供さんがたくさんいらっしゃるって、育ててくださっている保護者さんにとっての子育て支援にもなります。半額補助でもいいです。全額を無償にするには、4,300万が必要と言われましたので、半額といえば、2,150万です。4分の1でもいいです。これをふるさと納税寄附金から補助をするということは、可能な金額だと思います。

保育料、学校給食費とともに、可能なところから実行していただく。それを判断いただくのは

町長です。何遍もお尋ねをして、何遍もお答えいただいて、財政事情もわかっております。わかっておりますが、今申し上げましたように、私なりに試算をして、これならできるんじゃないですかということも申し上げさせていただいておりますので、再度御検討いただきたい。今、何かお答えがあるなら、聞かせていただきたいし、難しいかと思いますが、前向きにではなくて、ぜひやるという方向での庁内での議論もしていただきたい。私も何遍も言っているから、自分なりにしっかり私の頭で考えられるしこ考えて、提案をしているつもりです。そして、譲歩もしているつもりです。なので、真剣に考えてくださっていると思うんですけども、難しい難しいだけではなくて、できることの模索をしていただいて、お答えいただけると大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 答えにならんかもしれませんが、答えます。先ほど、保育料の無償化がありました。これにつきましては、ここ1週間ほど、担当課、係長、いろんな話をした中で、きょう、あのような形でございますが、最終的には二つの村が無償化を打ち出されましたが、まずは負担増にならない方々をどうするかと。先ほど、国が決めたことと言われましたが、非常に我々、今の行政にとっては、決められたことが大変困惑しております。困窮者、困窮者生活の方々と西田議員は言われますが、今回の改正についても、そのような方になかなか配慮がしていないという思いであります。

先ほど言われましたが、たくさんの保育料を払っておられる方々には大変な恩恵がある今回の無料化でございますが、停職中の方には厳しい今回の給食費と言いますか、おかず代の有料化と。今までも払っていただいていた分はあったわけでございますが、そのような分を含めた中で、きのうまで、最終的にきょうは提案もできませんでした。来年の4月から、まだ条例も変えん中でやれという国の指示であります。本当に、我々現場段階は苦勞しておりますが、先ほど、荒木総務課長も言いましたが、来年度の条例改正に向けた中で、給食費、保育料、もう1回考えなんいかんなどという思いであります。

今後、半年間について、また、その後の先ほど交付税の話がありましたが、それについても、まだ決定ではないという話でございますので、そういうのも含めながら、また、小中学校の給食費についても試算をされておりますが、我々がしとる試算はまた違う部分もあります。

しかしながら、経済的理由ばかりで、子育て支援策ができるかなということはないかなという思いでありますので、先ほど、保育園の無料化の条例化等々の中で、一体となった中で考えていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 来年度の条例改正、特に今年度は10月から半年間と来年度はまた別の形で、国からの手当もあるというふう聞いていますので、本当に難しい中でのことをやって、頑張らせていただいていると私も思っています。ただ、言われたように、厳しい経済状況の家庭の方が負担増になるという事実があるのであれば、そこは何とか、そんなにたくさんの家庭ではない。その辺もまだわからないというふうに言われましたけど、この間はですね。そういう厳しい



家庭が負担増になっていくようなことだけにはならないようにしていただきたいと思ひますし、子育て支援の立場だけではなく、そういう貧困対策としての給食費や保育料の補助ということについて、条例改正に向けて検討していただくということを言っていましたので、ぜひ、来年の条例改正を楽しみにしておきたいと思ひます。ありがとうございました。

以上で終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** それでは、始めます。

地元の中島には皿木ヶ丘というものがあまして、8月に戦没者の慰霊碑、これが地震で壊れました。その再建の慰霊祭がありました。地震で特にああいうのは、大きく高くつくってあるもので、見事に壊滅しておりました。遺族会の管理だったんですが、遺族会も高齢化で減少し、手に負えないということで、地元の三つの自治振興区の協力による寄附金と、町からの地震被害対策の補助金により、再建ができました。戦争で命を落とした先人たちへの敬意と感謝の気持ちを非常に感じました。また、再建できた安堵感といいますか、報道では熊本県でかなりの数のこのような慰霊碑が破壊されておりますが、3割ほどが再建できていないということでもあります。また、戦争は決してしてはいけないということを確信した時間でもありました。

中島地区は、終戦当時、約1,500戸ほどだったろうと思ひます。そのうち、日露戦争から数えてですが、約170名の戦没者の方がおられます。皿木ヶ丘は、町営の公園のような場所でございます。しかし、草切り、維持管理等は、地元になんて任せてあります。これはきのうありました町道と同じような感じでございますが、今後、何らかの予算措置をしないと、この維持管理ができないものだと思われております。

また、私たちが中学生のころ、下が中島中学校でした。そこに行って、よく遊んでおりましたが、ここが戦没者の慰霊碑だということはほとんど自覚しておりません。教育でも、そういうのがなかったように思われます。今、中島小学校がその下にあるわけですが、戦争に対する教育といいますか、そういう面で、こういう施設が利用されることを期待しております。

さて、戦後74年になりました。現在の世界情勢は単純なものではありません。ロシアとの平和条約は締結されず、北方四島はロシアに支配されております。竹島は韓国の領土だと言い張られております。尖閣諸島は中国の領土だと侵犯をされ続けています。北朝鮮は自国民の生活が困窮しているのに、ミサイルの実験を続けています。アメリカは大統領の自国第一主義で、同盟国

への負担増を要求しております。

現在、大矢野原演習場で、米陸軍と自衛隊の共同演習が行われております。米兵が来ると、戦後10年ほど進駐軍がおりまして、そのときの記憶から、地元では不安感というのが非常に増しております。

しかしながら、先ほど申しましたような世界情勢を鑑み、演習には絶対反対だという住民はごく少数だと推測しております。私も近所で仕事をしておりますが、射撃場でパンパンという濁いた射撃の音を耳にし、彼らがここで訓練をし、日本を守ってくれているから、こうやって自分たちは仕事ができるのだなという安心感さえ感じております。

先日の八朔祭では、大川町の片隅で自衛隊の実車の展示が行われておりました。祭りという晴れの日であるがゆえに、防衛、災害救助という裏方に精進されている自衛隊の方々に、感謝の念が感じられました。このような広報活動は、もっと大がかりにされるべきだと思っております。

そこで、町長へ、日米共同演習の必要性について、どのように考えておられますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今現在、日米共同訓練が大矢野原演習場で行われておるわけですが、これは日米両国安保条約に基づく、国防に関する大事な演習だろうという思いであります。住民の方にも、今、中村議員からは反対は少数かなという話でございましたが、賛否両論あるのも事実だという思いであります。

そういう中で、私、町長、また、公人としての見解は控えたいという思いではありますが、先般の住民説明会等々でも、自衛隊の方々にも強く申し入れておりますのは、先ほど報告もありましたが、住民の皆さんが安心安全が確保できるような共同訓練ができるように、そういう思いの中で、今回の演習にも望んでいるところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** それでは、課長のほうから、演習場の沿革について御説明をいただきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。演習場の沿革について御説明いたします。

まず、演習場の面積ですけれども、演習場の面積は約16キロ平方メートルで、使用状況は年間300日以上、年間延べ100万人以上の隊員の方が訓練をされております。

大矢野原演習場の歴史は、旧肥後藩時代に、地元住民の放牧採草、狩猟と細川藩の軍馬養成地として利用されていたものと伝えられております。明治の改革によって、大部分が国有地となり、明治16年に周辺の民有地が買い上げられまして、大矢野原旧陸軍演習場として発足されております。

戦後は駐留米軍が使用し、昭和32年の返還に伴い、現在は陸上自衛隊北熊本駐屯地が管理する演習場として使用されているところです。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 今、近所の80代の方が話をこの前、自分からされました。中学生時代、学校に行くときは当たり前の道を通って行きよったが、帰りにはわざわざ米軍の進駐している中

を通ってきたって。非常に親切な方もおられて、特に親切な人には、あだ名までつけて呼んでいたそうです。いろいろジープに乗せてもらったりとか、交流があったそうです。それが戦後だったんですね。ところが、今、小学生をタクシーで送り迎えなんっていう、何か時代が逆転したような感じもしております。もっとアメリカ軍、アメリカ兵のことを知るというか、交流等をやって、理解を深めるということも大切じゃなかろうかと私は思っている次第でございます。

次に、大矢野原を控えて、防衛省関係の歳入歳出の状況を説明ください。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えする前に、済みません、先ほどの大矢野原演習場の沿革について、一部訂正をさせていただきます。

使用状況につきまして、年間延べ100万人以上の隊員が訓練をしていると申しましたけれども、10万人以上の訓練ということで、済みません、訂正させていただきます。

それでは、防衛省関係の歳入歳出状況について御説明いたします。

まず、歳入状況としましては、基地交付金、この基地交付金は固定資産税の代替的なものとして交付されるもので、一般財源となっております。基地交付金が806万1,000円、それから、特定防衛施設周辺整備調整交付金、これにつきましては、大矢野原演習場の設置や運用による影響を軽減し、周辺地域の生活改善や福祉の向上に資することを目的として交付されるもので、交通施設、通信施設、あとは、スポーツレクリエーション施設、環境、教育、文化、消防などの公共施設を目的としている補助金です。この補助金が6,841万4,000円です。

それから、防衛施設周辺民生安定施設整備事業としまして、この性格としましては、周辺地域の住民の生活、または、事業活動が阻害されると認められる場合に、障害の緩和、生活環境施設、または、事業経営の安定に寄与する施設の整備ということで、現在、山都町では道路2本の改良工事を行っております。この事業費が1億8,726万3,000円で、合計が2億6,373万8,000円交付されていることとなります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 演習場の周辺の行政区5区の住民により、大矢野原周辺対策期成会というのが組織されております。住民の意向を集約して、現在では今言われました民生安定事業等として、道路等が整備されております。調整交付金はいわゆる迷惑料ということで、各町内の各事業に使われております。また、今後、防災無線のデジタル化ということで、6億ほどの交付金が予定されているようでございます。

自衛隊の必要性は、日米同盟の必要性とともに、自明のことでございます。そして、演習場が町にあるということで、山都町は大きなメリットを得ていると思っております。

しかしながら、演習場の周辺では、騒音、振動等、かなりの影響が受けられていることはたしかでございます。騒音測定の数値では、評価できない数値というものもあるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。今後、集落、あるいは、個人の家、集会場、学校などに対して、

個別の騒音対策というようなことは検討されておられるでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 周辺の騒音対策についてでございます。周辺の騒音につきましては、平成29年度に、4カ所3回の騒音測定を行っているところであります。この際には、防音対策事業の対象となる基準を超える数値は確認されておりません。

しかしながら、先ほど、議員もおっしゃったように、演習場周辺ではさまざまな銃火器を用いた訓練や、ヘリコプターの飛行訓練等などの影響で、その爆音、振動など、周辺住民の生活環境に影響を及ぼしていることは明白だと思っております。

同じような問題も有する自治体もあらわれまして、防衛施設周辺全国協議会を通しまして、指定基準を緩和し、補助対象区域の拡大を行うこと、また、火砲射撃及び銃火器使用に伴う騒音、衝撃波の影響調査と、これに係る対策の確立を今要望しているところで、これを引き続き要望してまいりたいと思っております。

独自の対策ということでございますけれども、先ほど言われたように、期成会を通しまして、いろんな要望を協議しながら、今後、協議ということで、まだ、具体的にこの場でお答えすることができませんけれども、被害等については確認を進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** よろしくお願ひします。自衛隊を刀に例えて、防衛関係の場でよく言われるのが、抜いてはならぬが、とがねばならんということです。決して戦争はしてはいけません。しかし、自国は守らなければなりません。戦争をしていない状況、平和ですね。これを維持していかなければならないのです。

私たち議員も、防衛省との密接な関係を保ちつつ、周辺住民の安心と安全を確保し、町の発展につなげていくことが大事であろうと考えております。町長もよろしくお願ひいたします。

続きまして、2番の土木関係予算について。住民からの要望件数の残数と今後の推移ということで、課長、説明をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** 道路関係予算についてということで、維持系と改良系に分けてお答えさせていただきます。

まず、維持工事系ですけれども、質問にあります住民からの要望箇所の残数と今後の推移ということで、合併しました平成17年度から平成30年度までの14年間で、681件の維持工事の要望が上がっております。このうち施工済み箇所が369件、未施工箇所が312件残しております。

また、近年多発しております豪雨等の影響での修繕、それから、簡易的な工事等の要望が平均で年間約50件程度上がってきておりますが、年度中で対応できているのは、この3分の1程度にとどまっている状況です。維持工事については、このような現状と限られた予算の中で、緊急性の高いものから優先させて対応している状況です。

それから、道路法改正により、義務化されたトンネル橋梁の点検補修や舗装の改築等の長寿命化対策に要する費用が年々増加していることについては、これまで説明をさせていただいている

ところでもあります。

次に、改良系ですけれども、これは地域からの要望ということではなくて、現在、第2次総合計画の実施事業計画の中で、道路改良事業として48路線の計画を立ち上げております。

改良事業は、大きな予算と長い期間を要することから、国庫補助事業を活用できることのできる路線、29の路線で事業に着手しており、4路線が完了、25路線が継続中です。19の路線が未着手となっております。

補助事業の近年の傾向として、予算配分が改良系から道路施設の長寿命化対策、維持管理と大きくシフトしてきています。橋梁、トンネルの点検補修については、国の方針でもあることから、要望額に対して、ほぼ満額で決定を受けておりますが、改良系事業は要望額に対して7割程度の交付率で推移しており、全体事業計画の中で、進捗率は延長ベースで5割程度にとどまっている現状でございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 前定例会の興沼議員、そして、きのうの後藤、眞原議員と同じ意見がありますが、住民が求めている町道の補修、改良の要望が、年ごとにふえているというのは、これは異常ではないかと思えます。

災害復旧に全力で取り組まれているわけではございますが、そもそも土木建設業者が激減したのは、仕事が減って、事業として成り立たなくなったからではないでしょうか。今後、災害に備えて、災害は確実に来るというふうに言われております。ためには、長期の計画による災害の防止のための土木工事、道路の改修等を推進し、業者を育て、もしも災害があったとき、業者が対応できるようにするということが、非常に重要なことではないかと思っております。災害に対する二重の保険だろうと思えます。

災害を受けにくい工事、そして、あったときも迅速に対応できるという。このような、国も消費税の対策として、国土強靱化、これに2兆円の7割ですか。充てるというふうなことを聞いておりますが、町の財政の健全化指数は非常に立派です。これを年ごとに悪くしていってでも、この状況を変えていかなければならないのではないかと思っております。

また、国に対しても、建設国債の発行等を促すというような働きをしてもらいたいと思えますが、町長のお考えはいかがでしょう。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 公共投資、特に町道でございますが、改良であり、先ほど、建設課長から申したとおりでの今の現状であります。

しかしながら、先ほどありますように、地震前、また、地震後の豪雨災害等々の災害の状況等、また、災害復旧の状況はもう皆さん御存じのとおりであります。やっぱり建設業者の方々が合併後、14年、15年したところでございますが、もうほとんど廃業されたり、合併をされたというような形の中で、業者の方々が少なくなった中での今回の大災害で、なかなか、まだ入札の完了もままならないような状況は、やはり健全に建設業者を育てていくのも、我々行政の責任だという

思いでおります。

今、なかなか改良維持工事等々進まない部分につきましては、今、建設業につきましては、先ほど言いますように、工事量が非常に多いというふうなことで、入札もままならない状況下にあります。すべき仕事は路線の改良、維持工事、いろんなものをぜひしていかなくては……。きのう、屋根工事の話もありましたが、小さいうちに、早く取り組まんと、後で大きな金がかかるんじゃないかなという思いでおりますが、今の現状では、なかなか地域の方々の要望に応えきれないのが実情であります。ここ1年、2年、ぜひ待っていただきながら、また、総合計画を見直し、また、皆さん方の要望等々も聞き入れながら、進めていきたいという思いでおります。

まずは、今残っております農災の工事等々を早く終わった中で、まちづくりの基本だという思いでおりますので、建設業者がいつ、いかなるときでも、出勤していただくような体制のある経営体になっていただきたいなという思いでおりますので、そういう部分でも、建設ばかりでなく、建築業も一緒でございますが、地場産業を育成するのも大変大事なことだという思いでおりますので、進めてまいりたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 災害の仕事は、災害復旧の仕事は今たくさんありますが、その後がはっきりしとらんもんだから、事業者は今、人手不足ではありますが、規模拡大なんていうことを踏み切れんわけですよ。

だから、そういう展望を早く明示し、そして、例えば、体育館等とかをつくるということで、急激に大きな事業を出すんじゃなくて、手前、道等を早目に出して行って、なだらかな仕事というのを、今は出していかなければならないんじゃないかと、素人ながら思っております。

地元の住民の方と話すとき、よく出てくる言葉が、自分が生きとるうちにはでけんだらうという。これは笑話のようですが、本当によく出てきます。非常に悲しいことです。今ここに住んでいる我々、住民が十分なサービスを受けられず、死んでいくというか、結局、将来の人たちにもこの財産を残せないというか、死後も残せないということは、あんまり健全化、健全化ばかり言いよっても、そもいかなだらうと思えます。みんな辛抱しよるもんだから、全てのところにおいて、もういっばいたまってきたよですね。これが爆発したときは、もうどうしようもなからうと思っておりますので。町長は大変な立場ではございますが、よろしくお願いします。

続きまして、第三セクターのことについてでございます。

課長に質問いたします。ここに書いてありますように、第三セクターから指定管理制度へと移行しましたが、これによって状況は改善したのか。そして、また、今の制度の見直し、改善策等はどのように考えられておられるか。説明をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。指定管理者制度が入る前の従来の公の施設の管理につきましては、地方公共団体の出資法人が公共的団体に限定して委託することができましたが、これを広く民間にも開放するため、平成15年9月に地方自治法が改正されまして、向こう3年以内に管理委託している公の施設を直営化するか、指定管理者制度への移行が

求められたところでございます。

本町は平成18年より指定管理者制度へ移行したところでございますけれども、第三セクターの指定管理者としては、有限会社虹の通潤館と有限会社そよ風遊学協会、それと、一般財団法人清和文楽の里協会がありまして、指定管理者制度発足以来、現在まで管理運営を行っているところです。

制度の趣旨としましては、民間事業者が有するノウハウを活用して、住民サービスの質の向上を図っていくことで設置し、施設の設置目的を効果的に達成することです。あわせて、指定管理料を支出している場合については、施設の利用の促進を図ることによって、管理料が低く抑えられることが可能です。

指定管理者制度に移行して、状況は改善したかということのお尋ねでございますけれども、指定管理者制度と業務委託の相違点と申しますか、いうところを少し申しますと、指定管理者制度では利用料金収受制を採用していますので、施設の利用料金は指定管理者のほうでの収入となりますけれども、業務委託の場合は、利用料金の収受ができませんので、町の収入となります。委託料の範囲内で、業務を行うということになります。

それと、二つ目が、条例で定める範囲内であれば、自由に料金の設定ができると、可能であるというところですか。民間の視点で、柔軟に運営が可能となります。業務委託では、料金の設定や利用者を選定する自由がないというところですか。

それと、三つ目については、指定管理者とは、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるというもので、地方公共団体にかかわって、行政処分に該当する使用許可を行うことができます。独自のイベントや催し物の開催により、利益を上げることが可能となります。

以上、指定管理者制度になったことで、使用に関する事務手続ですとか、事務手続の簡素化ですとか、自由度が高まったところではございますけれども、現在の制度でいいのかどうかというのは、課題を整理して、進むべき方向決定していきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 課題を整理すると言われましたけれども、ここちょっと言っていますが、第三セクターは民間の活力を取り入れるということ、民間企業は取締役会で議論し、多数決で方針を決めるんですね。町は第三セクターを指導していく。第三セクターの取締役には、町長等が入っている。これだけ考えても、整合性がとれないというか、矛盾を感じられませんか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。施設については、町の公の施設でございます。取締役としても、町の関係者が入っているというところでございますので、その運営、経営については、その取締役会、役員会等で意見を言いながら、改善を進めていくということになると思います。

今後も、経営が思わしくない部分もございますので、積極的にかかわっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 町が積極的にかかわれば、かかわるほど、民間の活力が薄れるというふうに、私は思っております。きのう、第三セクターの行政、議会も一緒になって、頑張ろうというふうに言われましたが、経営責任というのは誰がとるか。これは非常に一緒になって頑張ろうという、みんなで責任をとって、みんなで責任をとらないのと同じようなことだろうと思います。

普通、民間は、果実というか、利潤があるから、リスクをとって、事業行うわけですよね。そのようなことが、今の第三セクターの中ではなかなか実現ができません。それは、町長が取締役なんて行っとなつとに、課長が行って指導ばできますか。でけんでしょう。これは非常に矛盾がある仕組みだろうというふうに思います。

だから、そういうことがあったもんだから、指定管理制度というのを設けて、民間にも行ってもらおうということで、できたのだろうというふうに私は思っております。

ところがですが、その制度のもとで、利益が出れば、今度は指定管理料を下げる。利益が出なければ、指定管理料を上げるという、これもまた民間企業、基準から離れてしまいます。経営者が従業員にすぎなくなってしまうわけですよね。今の状況はこれです。これで、この民間というところに第三セクターが入ったら、もう二つの矛盾点があるように感じます。

どうすればいいかというふうに思いますが、施設を残すのであれば、第三セクターを完全に民営化すべきだと思います。そして、指定管理者からの要望には、町は極力応える。そうしないと、やっぱり運営ということはどうもいかんはずです。例えば、そよ風パークに、今度、バス、トイレをつけられますが、これをもし10年前やとつたら、今、赤字はなかつじやなかでしょうか。やっぱりせなんとです。今になってやる。

ちょっと話は変わりますが、山都テラス、あれは全部町がやりましたが、ああいうことこそ、不動産業者に任せてしまえば、売れ残りなんかなかつじやなかでしょうか。

それと、もう一つ、先ほど、眞原議員がペットボトルの飲料水を買ってこられました。通潤橋前の物産館で買ってきたら、冷えとらんだったそうです。あそこは照明が暗いというのが、非常にたくさん出ております。しかし、その改善はされておられません。

そんな中で、清和支所と蘇陽支所の照明とか、空調の更新がされますが、何か順番が逆のような気がいたします。やっぱり行政はサービス業には向いとらんとです。もう感覚が全然違いますから。

どうしたがいいかというのを真剣に考えていかなければならないと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、第三セクター、また、指定管理者制度等々についてございました。私が今、虹の通潤館は社長、そして、そよ風パークについては、今、取締役で、ことしから入りました。従前、町長がいろんな役をされておりましたが、なったとき、やはりトップが町長が取



締役であったり、社長じゃいかなという思いの中で、虹の通潤館等々の取締役、また、清和、資源もそうですが、交代をしたところでございますが、その後、副町長にお願いをしたというように、余り変わらんかなという思いでおりますが、補助金を出す、事業費を出すトップが、トップを兼ねちゃいかなという思いがあります。

今ありますように、第三セクター、また、そして、指定管理者制度にしたのは、町ではどうにもこれはいかなという形の中で、指定管理者制度等ができたという思いでおります。私も、虹の通潤館の取締役をしておりましたが、なかなか民営化の良さが出なかったのも事実であります。

しかしながら、指定管理者制度の中で、収益は全て町のほうに毎年寄附しました。ここ数年、赤字が続いて、今、累積赤字も1千数百万ありますが、その間、いろんな分については、2億円以上の寄附金はしたかなという思いでおります。

先ほどありますように、そよ風パークにつきましても、今、指定管理者、管理料を払った中で、どうにか、今、経営がなつとる。去年については、少し赤字だったというようにございしますが、これがいつまでも続けるかというのは非常に難しい。やはり民営化でできる分は民営化、これは指定管理者施設ばかりではありません。いろんな部分も検討していく時期になるかなと。いつも言っておりますが、役場の人は商売はしきりません。コスト管理が全然ゼロでありますので、そういう思いの中で、この指定管理者の事業所、また、第三セクターであります山都町が出資をしとる団体についても、考えていかなくていけない。これは私一人の考えではできないと思っておりますので、議会の皆さんにも、また、町民の皆さんにも、また、我々、執行部としても、いろんな提案をしながら、予算等を協議をしまいたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 今度、浜町のインターの出口に物産館をという計画が上がっておりますが、また、これは非常に難しい問題だろうと思っております。近所には、コンビニの横に野菜販売所がありました。また、入佐の畑の入り口には、有機野菜の販売所というのでできておりますが、有機野菜、必要とする人はおりますが、それをペイというか、採算がとれるような商売として成り立つかというのが非常に問題だろうと思っております。

私の意見ですが、今の失敗しないのはコンビニです。高速道路にもあります。日本中ありますが、やはりコンビニのような体系というか、そういう会社に任せて、その隅っこで売るといって、それぐらいしても、町が極力、手を出さんように、手を出さんようにというといかんですけど、するべきだろうというふうに私は思っております。トイレはやっぱりサービスとして必要ですが、それはつくってもらいたいですね。

続いて、最後ですが、オリンピック対応ということで、山下氏がJOCの会長ということで、日本で開催のオリンピックをすることになりました。矢仁田議員がこの前、議員の間で、のぼり旗を立てるとかと言われましたが、何じゃこりやというふうに私は実は思ったんですよ。ここにのぼり旗を立てて、祝賀会して、何になるかというふうに。山下さんが、ちらっと耳から聞いたんですが、日本でオリンピックをすることの意義というか、それは次世代を担う青少年に、このオリンピックを体験させるというか、見せること。それが1番大事だろうというふうに思っ

ております。

すぐ思ったのが、私が思ったのは、山都町から青少年をオリンピックを見せに、100人か200人連れていっちゃあどうだろうかと。それがあと二、三十年後、きっと花開くんだろうというふうに思います。

しかし、もう一つは、体育館の建設等もあって、また、それに名前をつけるとか、そういうのは非常にいいことだろうと思います。

それから、今、いだてんがあって、金栗さんの出身地という玉名では、大きな施設を投資して、4億ちょっとされたそうですが、しかし、視聴率と一緒に、お客さんが来んもんだから、非常に赤字が出ているというふうな話がありました。

山下さんの、まだ今生きておられます。何を発信せなんかというと、山都町で育って、その育つ中身ですかね。こういうことがあったから、彼はこういうふうな立派な人になったんだろうとか、そういうことを発信することが大事だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

町長の考えはいかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 山下会長のことにつきまして、いろんな祝賀会の話、いろんな話も私たちもしながら、特に教育長とも相談をしながらしておりますが、なかなかもう祝賀会等々については、今非常に難しいというようなことであります。今、中村議員からありました。小中学生を、青少年、高校生まで含めるかわかりませんが、オリンピックに観戦をという大変ユニークなアイデアだという思いであります。

質問の要旨を聞きながら、随分、今、検討をしております。検討するなというようなことでございますが、検討しております。まず、我々がオリンピックの入場券を買うことさえしらない人たちがどうするか。これについては、また、組織委員会とか、いろんなことをすればいいんじゃないかなと思います。案としては、マラソンと自転車競技を見すつとよかじやなかかという、いろんな案もあるわけでございますが、やはり若い青少年の方々に、生のアスリートの姿を見せるのは、大変重要なことだし、有意義なことだという思いであります。

山都の少年野球の方々は、毎年、甲子園の観戦もツアーを組んで行っていただいておりますという話も聞いておりますので、今、提案のあった分については、もう少し検討し、実現ができるものであれば、どのような形でできるかわかりません。教育長の提案は、大きなパブリックビューイングをしてはどうかとか、いろんな話もあっておりますが、やはり生で見るのとは違うなという思いであります。

また、別の話になりますが、ラグビーが熊本で開催されます。また、ハンドボールも熊本で開催されます。そういう部分についても、今、まだ券はあるというようなことでございますので、そういうのも含め、本当にやはり生の競技を見るというようなことは、若いときは非常に大事なことだろうという思いでありますので、もう少し私たちもどのような形で実現ができるかは、今、事務局と教育委員会と相談をしながら、進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） ありがとうございます。全て予算が絡んで、非常に難しい問題ではありますが、借金してでも、せなんことはせなんと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、3番、中村五彦君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

---

休憩 午前11時52分

再開 午後1時0分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第2 議案第41号 山都町へき地保育所条例の廃止について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第41号「山都町へき地保育所条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 議案第41号の説明を申し上げます。

議案第41号、山都町へき地保育所条例の廃止について。

山都町へき地保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出。山都町長。

提案理由。

山都町小峰へき地保育所の供用を廃止することに伴い、山都町へき地保育所条例を廃止する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

小峰保育所につきましては、7月末日現在で、来年度の入所時の数が5名を下回る見込みにより、保健福祉総合計画、児童福祉部会の答申に基づく改正基準を満たすことが困難であるため、供用を廃止するものです。

2枚目をごらんください。

山都町へき地保育所条例を廃止する条例。

山都町へき地保育所条例は廃止する。

附則。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** このへき地保育所というのは特別な保育園ということで、昔から在るといいますか、田舎のほうにある保育園でございますけども、子供がいなくなって、なくなるというのはやむを得ない事情だろうと思います。

その辺については異議はないんですけども、そこにこの小峰保育園の保育士さんたちの処遇というのはどうなるんでしょうか。その辺を聞かないと、ちょっと賛成しかねますんで。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、矢仁田議員からありました長い歴史のある保育所が今回、地域の方々、保護者の方、また、厚生常任委員の方とも協議があったと報告を受けた中での今回の条例の提出でございますが、もう本当に寂しい限りであります。私は御所保育園とへき地保育所の閉所式も行きましたが、大変寂しい思いでございますが、今の情勢では仕方がないかなという思いであります。その中で、長い間、へき地保育所の職員として勤めていただいた方々、今、社会福祉協議会の職員として勤めて、身分は社会福祉協議会の職員で、へき地保育所に派遣をされておるといような形であります。

しかしながら、先般、社会福祉協議会の事務局長と次長が来た中で、いろんな協議をしたいというふうなことでございましたので、3人で話しながら、また、3人の先生方とも話をしてほしいと。きょうここで可決をしていただきますと、へき地保育所自体がなくなるわけでございますので、その後の利用等々については、その3名の方の意向も聞きながら、また、社会福祉協議会としての立場もありますので、また、公立保育園等々にも、私たちも今、派遣の先生方もお願いをしながらしております。どういう形になるかわかりませんが、身分は確保という言葉が適当かはわかりませんが、どうにかして社会福祉協議会に残っていただきながら、今後いろんな協議会でも仕事を持っておりますので、そういう形の中で残っていただくような形で、進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 今、矢仁田議員の質問に関連してですけれども、この条例廃止について、伺ってから、私立の保育園の園長先生たちに、こういう形で、もしも、こういう形でやめられることになれば、採用のほうを検討されますかと言いましたところ、幾つかが産休で休まれる方がおられるから、ぜひというお話もありますし、専門が保育士でございますので、そういうふうに呼びかけていただければ、ぜひうちという保育所もあると思っておりますので、その辺のほうもお願いを申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「山都町へき地保育所条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第42号 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第42号「消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第42号、消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備について。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。令和元年9月5日提出。山都町長です。

提案理由です。

令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料等を改定するため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願い申し上げます。

次のページは、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の案文でございます。

条例案の中身に入ります前に、まず、概要について説明を申し上げます。

新旧対照表の次に添付してあります資料1をお願いしたいというふうに思います。

10月1日から実施されます消費税率の引き上げに伴い、水道料金や電気料金、その他の増税分を適正に転嫁できるように、手数料や公の施設の使用料、水道料金、また、指定管理料の増額を図るため、関係条例の改正を行うというものでございます。

事業者が事業として対価を得て行う資産の貸し付けや、役務の提供が対象となるものでございます。この事業者に市町村が該当するものということで、資料1のほうに説明をしております。

資料1の2ページ目になります。消費税率の適正な転嫁についての根拠等を記載しております。3ページでございます。

3ページは、会場使用料や水道料金の適用税率の例示をしたものでございます。

次に、資料2につきましては、改定内容の一覧で、全29件でございます。総務課、各支所、それから、生涯学習課、福祉課、健康ほけん課、環境水道課、山の都創造課所管の関係でございます。

それでは、条例案に戻っていただきまして、内容を説明したいというふうに思います。

本則につきましては、第1条から第29条において、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。中身につきましては、資料2で説明しました改定一覧と同様のものでございます。

次に、附則です。

施行期日は令和元年10月1日となります。

それから、経過措置につきましては、資料1の3ページで例示した内容と同じものでございます。

それから、新旧対照表におきまして、手数料、使用料等の改定額を示しているというところでございます。

以上で、説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 第29条なんですけど、清和村村有林野使用料徴収条例というのがありますが、山都町に合併して14年になりますが、この清和村村有林っていうのは、この名称はこのままでよいのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 御指摘の条例につきましては、暫定条例で残っておりますので、そのまま使うものでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第43号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第4、議案第43号「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、説明いたします。

議案第43号、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出。山都町長です。

提案理由です。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、条例で定める必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の案文でございます。中身に入ります前に、今回の概要を説明いたしますので、新旧対照表の次の添付資料をお願いしたいというふうに思います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設されます会計年度任用職員制度に関しまして、条例の新設及び一部改正等を行うものです。新設1件、一部改正16件、廃止2件でございます。

制度創設の背景としましては、各地方公共団体において取り扱いがまちまちでした臨時、非常勤、嘱託職員も含まれますが、その職員の方々の任用勤務条件について、統一的な扱いを定めるといことで、今回の制度創設になったものでございます。

2ページをお願い申し上げます。

2ページは、改正される法律の概要等を記載しているところでございます。

資料3ページをお願いします。

3ページは、改正後におきます山都町における職の区分を表示しております。AからDの四つの区分ということになりまして、これまで山都町が任用してきました臨時、嘱託職員の皆さんにおかれましては、C区分の会計年度職員に該当することを示しております。

また、D区分にある職種につきましては、委託契等を結ぶ必要が生じるというものでございます。その下に、職移行のイメージということでございます。

資料4ページをお願いします。

現行制度と会計年度任用職員制度の勤務条件等の変更を示したということで、休日、夜間勤務の発生、あるいは、期末手当の支給などが今回制度化されるというものでございます。

資料の5ページから6ページは、今回行われます条例の新設、廃止、一部改正の一覧でございます。

それでは、条例案に戻っていただきたいと思います。中身を説明したいと思います。

第1章総則から第5章罰則まで、章ごとに規定をしているものでございます。

第1条から第34条までが、本則となるものでございます。

次に、附則第1条で、施行期日を令和2年4月1日としております。

第2条から第18条におきましては、廃止する条例や特例、また、一部改正条例を示しているところでございます。

別表等につきましては、給与表、あるいは、職務表示をしているというところでございます。その後に新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 嘱託や非常勤で任用されてらっしゃった方たちが、会計年度任用職員になるというときに、任用が変わって、現在の給料から下がってしまうということはないのでしょうかというのが一つです。それと、来年度から、新たにフルタイムかパートのどちらかで募集をし直されて、採用がし直されるのかということが一つです。

なぜ、こんなことを聞くかという、特に保育士さんとか、学校の補助教諭で行かれている、今、嘱託職員でいらっしゃる方は6時間勤務だと思うんですね。それは、パートという形になるのか。それとも、パートではなくて、フルタイムでもお願いしますというような採用になっていくのか。よくわからないので、お尋ねをしたいと思います。

それと、3ページのA、B、C、Dと分けてあるところで、「等」その中にどんな方がまだ入られるのか。よくわかりませんので、補足説明があったら、お願いしたいと思います。

それと、廃止される条例の山都町町道管理人設置条例とか、勤務条件に関する条例とかいうのはわかるんですけど、町道管理設置条例の説明を少しいただければと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** まず1点目の給与、報酬とその他勤務条件ということになりますが、詳細につきましては、規則によって今後規定していくということですが、現在の水準から下がるという分については、想定はしておりません。

それから、募集の部分ですが、各所管課より必要な職員さんの要求というか、そういったことがあると思いますので、それに対応して、フルタイムか、あるいは、パートタイムなのかということで、決まっているのかなというふうに思います。

それから、それぞれの、最後の「等」ということですかね。可能な限り挙げているというところがございますので、事細かな、新たな職が出てくればということですが、今、山都町においては、この分を出しているというところで、御理解いただきたいというふうに思います。

今回の会計年度任用職員に職が移行しますので、先ほどありました町道の管理人の条例を廃止ということになります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** フルタイムになるか、パートとなるかというのは、所管からの要求に応じてってということなので、例えば、働いている方が、いや、今度からフルタイムで働きたいとかですね。そういう要望っていうのは聞いてもらえるのだろうかというのが追加で一つと、私もよくわからなかったので、よく見てみて、この資料の5ページのところに、関係条例の廃止及



び一部改正一覧表のところ、2番が町道管理人さんの設置条例ですが、概要として、一般職及び特別職のいずれにも属さないから廃止すると。そしたら、属さないんで、どこに属するんですかっていうことをお尋ねしたいですね。このA、B、C、Dのどっかに属してくるんでしょう。

それと、そういう意味で言ったら、17番の山都町美しいまちづくり条例の一部改正のところ、本条例に規定する美しいまちづくり推進員は特別職でなくなるため、その規定を削る。じゃあ、特別職じゃなくなって、どこに入るんですかっていうことです。会計年度職員になるのか、その他の委託契約とか、派遣とかになるのかをお尋ねしたいです。とにかく職が変わって、今までの給料から下がるということは想定していないというふうに言われたので、その辺は安心しているんですけど、どこの区分に入るのかをお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** パートか、あるいは、フルタイムかというのにつきましては、所管課の事情による決定だというふうに考えております。

それから、道路管理人の方、それから、17番にあります美しいまちづくり推進委員の方というのは、このDの区分になるというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 失礼します。

今、西田議員からもございましたが、私も確認をさせていただきたい点は、フルかパートかって、以前、今、嘱託さんたちに対する、非常勤の方々に対する説明会の後に、私のところには、フルは選べないんすよと、パートだけでしたよ、山都町はっていうふうなことをおっしゃってて、今後どうしようかなというふうなお悩みのことも聞いておりましたので、この条例を見れば、フルかパートを選べるような感じはしておりますが、その辺を所管のほうで、フルかパートを決めていくんだというふうなことも、今おっしゃいましたので、ちょっと気になります。

と言いますのは、今、西田議員のほうから、教員のほうの話もありましたし、私も恐縮ですが、いつも図書館のことを考えるんですね。嘱託職員ばかりで回している現場で、とてもじゃないけど、今、時間が足りていないんです。そこをカバーし合いながら、本当、いわゆるサービス的にお仕事をしてらっしゃる部分があるので、そういった人たちがフルになりたくてもなれないというような状況はないほうがいいと思うし、正職員でなくとも、今回の任用制度で、もっと時間をたくさん働けるような配慮をしていただきたいというふうなことを思いました。

また、このことを今、嘱託で働いてらっしゃる、非常勤で働いてらっしゃる方々が、それぞれにパートであり、これは本当におおその予想しか立てられないでしょうけれども、その際に、予算額をどのぐらい推定されているのか。また、この間、県議会でもこの手の質問があっていたんですけども、こういうふうに、先ほどの消費税増税のこともそうですが、国が決めてきたことを地方にしわ寄せが来るという事態がすごく多いですね、最近。

そういったことは、今回のように、雇用に係るその経費の増大といえますか、財源の増大という部分は、やはり地方のほうから国のほうに予算の要求みたいのもしていく動きがあっているの

か。また、これからそういったことができるのか。そこら辺のこともおわかりならば、教えていただきたいというふうに思いますし、また、このパートさん、これは新たにそういうふうに募集をされるということですが、年次なんです、2年とか3年とかいう決まりがございましたか。

そういったことで、今働いてらっしゃる方が持っていらっしゃる、例えば、その有給であるとか、各諸手当、今でもあつてだと思いますが、そういったものが継続されていくのか。それは一旦打ち切りで、新たな採用、そして、1年越し、あるいは、2年、3年ごしに、そういったのがゼロベースに戻っていくというような、そういうシステムなのか。済みません、教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** まず、財政的な部分ということでございますが、具体的に申しますと、人件費になるかなというふうに思います。

令和元年度、現在と、それから、令和2年度の試算の比較で申しますと、総額で今の人数とか、現在の数で行きますと、約2,000万円ほどの増加と。それから、その翌年になりますと4,000万円、その次の年、令和4年になりますと5,200万円というふうになりますが、これは期末手当の支給率が3割、それから75%、それから100%というふうに、段階的に手当の支給率が変わりますので、ふえていくかなというふうに思います。

それから、先ほどありました、繰り返しになりますが、給与水準、それから、報酬とその他、勤務条件等の詳細は、今後、規則で定めていくということになりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 基本的には会計年度職員ですので、会計年度というところでございますが、1年の間でも、年度内でも短く勤務されたいとか、いろいろ方法がございますので、ここで全てをちょっと把握できておりませんので、もしもお尋ねになれば、そのあたりで応えていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 保育士さんとか、学校の先生の場合、今、6時間勤務、学校は特に6時間勤務で、地方自治体、県職員ではないので、担任はできないという決まりになっているんですけど、学校の実情に応じて、される部分もあるかもしれませんが、保育士さんの場合も、正職員、町職員ではない派遣の先生だったり、嘱託の先生が担任をせざるを得ないようなところがあるというふうに聞いています。

だから、時間によって、フルタイム、パートと、どちらかを所管が要求してきたときに、フルタイムの任用職員であれば、担任をするということに、ここで聞くことじゃないかもしれませんが、そういうふうな形にもなるのかな。時間によって、担任をするとかしないとか、できるとかできないということもあるかなと思うんですが、その辺も規則で決めていかれるってことですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 今の御質問の内容をこちらで決めていくというふうには、ないかなというふうに思っています。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ちょっと要望のようなことになりましたが、いつもこういうふうには、給与の改定があったりなんかすると、こういう等級数の表がたくさんついてくるんですけども、これは職員側にとっては非常にわかりやすいことかもしれないが、私見慣れない者にとっては、とてもわかりにくいんですね。なので、例えば、今回も、別に具体的にどの人を指すってというようなことではなく、やはり、今、例えば、各課で事務を補ってらっしゃる方がいるというふうな人を標準として、こういう人がパートタイム任用になったときには、こういうふうになるんですよとかいうふうな具体的な表示ができないものかというふうに思っているんですけども、いかがでございましょう。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 別表等にはございますが、給料表も条例の一部でございますので、これは必要であるというところで御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 山都町の町道管理人の問題ですけども、今いらっしゃる方が今度は毎年の会計年度の任用になるということですよ。ということであれば、前はたしか二人に矢部の場合は二人いらっしゃったのが、今一人になって、U字溝のさらえとか、いろんなことをされとるんですね。穴がほげとる町道の補修されたり、1人ででけん場合は、建設課の職員と一緒にやられたりしよっとですけども、雪のときに、融雪剤をまいたりとかされとっですけども、そういう方が毎年毎年違う人が採用されるとかいうのになってきたときには、非常に迷惑が出てきませんかという気がするんですけども、その辺はうまいぐあい何か方法があるんでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。道路管理業務については、この条例の中で任用していた方で、3年の任期で更新していきました。今回の条例改正の中で、令和2年度からは、この道路管理業務を外部に業務委託という形に今からやっていきます。今の任用されている方がそこに申し込まれるかどうかは別、これからの話になりますけども、2年度からはそういう形で、新たに外部に業務委託という形で、進めていくことにしています。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第5 議案第44号 山都町森林環境整備基金条例の制定について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第44号「山都町森林環境整備基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、御説明いたします。議案第44号、山都町森林環境整備基金条例の制定について。

山都町森林環境整備基金条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月5日提出。山都町長。

提案理由です。

森林の整備及びその促進に関する施策を行うための基金を設置するため、条例を制定する必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

2枚目をごらんください。

第2条、積み立てとしまして、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする。

第6条、処分。町長は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源、または、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部、または一部を処分することができる。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 私も2期目ですので、覚えとってください。この森林環境整備基金条例のことですが、財源については、森林環境譲与税を充てるんじゃないかなというふうに思っておりますが、ことしが2,000万円強あるというような話を聞いておりますし、将来的には、これは全国の各家庭から1,000円ずつのお金を積み立てた中から、山都町の場合が何年後かには7,000万円ほどになるというような話も聞いておりますが、そういった数字の、これはあくまでも見込額だと思いますが、その数字の額と、それから、例えば、第1条の森林の整備及び促進に関する施

策と、そういった中に、例えば、木材の需要拡大というようなことで、そういった木材を使って、町の建物等をつくる場合に、そういったのを使っていいのかどうかとか、そういった面があるかと思いますが、その2点をちょっと今のわかっている範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。まず、森林環境譲与税の金額でございますけれども、山都町の要件で行きますと、約2,600万円から2,700万円。ただ、まだこれは正確に確定しておりませんので、まだ若干移動はするのかなと思います。

それと、平成36年から始まります環境税につきましては、山都町で課税対象の方から一人当たり1,000円ということでございますので、大体600万円から700万円の税が徴収されるようになっております。ただ、その年からは、さっき言われましたとおり、約7,000万円が譲与税として交付されますけれども、現在、森林環境の整備ということで使うことになっておりますけれども、きょうの熊日新聞にもありましたとおり、熊本市におきましては、遊歩道の整備であったり、また、森林所有者の意向調査等もするとなっております。ただ、そういったときに、単年度で使い切れない場合は、こういう基金をつくった中でためていって、次年度以降のいろんな事業にあとは充当するということが可能でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「山都町森林環境整備基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後1時39分

再開 午後1時49分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第6 議案第45号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第45号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第3号）」

について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、議案第45号、令和元年度山都町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、21ページをお願いします。

2款1項1目総務費の一般管理費です。

19節は町長研修の負担金でございます。

2目文書費の使用料は、文書を保管しております旧浜町保育園の敷地への崩土がありましたので、土砂の撤去を行うものでございます。

5目財産管理費は、廃校施設6カ所の消防設備修繕費141万5,000円と、菊池市泗水にあります旧菅原工場跡地につきまして、売却を行うための不動産鑑定を行うということで、計上しております。

11目企画費は県補助金を活用して、公共交通、デマンド方式運行の実証実験のための人件費等を計上しているというところでございます。

その他、13節の委託につきましては、再編関連訓練移転等交付金を活用しまして、矢部インターチェンジ周辺の道の駅整備計画に関する調査、基本計画策定、支援の経費として644万6,000円。中島地区の町道4路線の整備工事、測量設計委託料639万8,000円を計上しているというところでございます。

19節負担金40万円は、九州中央道期成会としての今後の要望活動強化のため、山都町が負担するものというものでございます。

23目熊本地震復興基金事業は、みなし仮設住宅から公営住宅への移転経費に対する10万円の定額助成、お二人の方が該当するようでございます。

23ページになります。

3款2項児童福祉費は、商工会前、事務所前にあります公園の遊具の修繕費35万円、それから、潤徳小学校内にあります放課後児童クラブの施設整備費、それから、小峰へき地保育所閉園実行委員会の助成金50万円を計上しているところでございます。

24ページをお願いします。

4款1項の保健衛生費です。

6目の環境衛生費は、小規模水道施設3組合のポンプ棟の整備費に関しまして、2分の1の助成をするというものでございます。

7目火葬場管理費は、天昇苑の監視カメラの修繕費と備品購入費をお願いするものでございます。

25ページ、5款1項農業費でございます。

3目農政費につきましては、中山間農業モデル地区、入佐、高月地区の機械導入等経費の県補助金796万円、2分の1でございます。

町単独補助での農業後継者収納交付金の増額でございます。300万円を行うもので、対象者は全部で14名、総額700万円となるものでございます。

地域営農組織への助成金は、農業組合法人夢楽豊、矢部地区長田でございますが、この交付金ということでございます。

地域特産物産地づくり支援対策事業費は、JAかみましき茶部会が事業主体となった茶園の被覆資材の導入の2分の1、県補助金108万円でございます。

くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金は、農事組合法人たおの、夢楽豊で導入されるコンバイン経費の2分の1、県補助金825万6,000円でございます。

23節の償還金は、震災関連事業実績報告の中で、対象外施設の分の計上と振り込み手数料にかかる補助金分、それから、JA矢部、種子センターにつきましては、現在整備中でございますが、平成8年に事業を実施した分の建物の模様替えに伴う補助金の返還ということでございます。

26ページをお願いします。

24目特定防衛施設整備調整交付金につきましては、15節工事費の増額880万円でございます。

2項林業費は、鳥獣加工施設の空調設備と庇・外壁の設置、それから、備品購入費を計上しております。

27ページ、6款商工費関係でございます。

3目観光費では、ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界大会期間中に、モニターツアーを10名の2回ほどの経費89万8,000円を計上しているというところでございます。

4目観光施設費は、指定管理施設9カ所の委託料につきまして、消費税等の引き上げに伴い、追加をするものでございます。

5目山の都づくり事業では、山都テラスに設置するごみ収集箱の購入費ということでございます。

28ページをお願いします。

19節補助金は、町外からの移住者向けの住宅整備助成金300万円ということでございます。上限は100万円という部分を予定しております。

7款土木費は、維持工事計8路線の工事費等を計上しております。

29ページの高速道路関係では、進入防止柵等の設置工事費というものでございます。

8款消防費は、負担金の確定による組合負担金の減額というものでございます。

9款の教育費でございますが、小学校と中学校の校務用パソコンの購入経費549万5,000円と、中尾集会所施設修繕費36万1,000円と、体育施設費では、浜町体育館の防水工事1,250万円を計上しているものでございます。このパソコン購入につきましては、ウインドウズのOSの変更によるものですが、現在のパソコンでは容量的に足りないということで、購入をするというものでございます。

31ページからの10款災害復旧関係でございますが、梅雨末期の豪雨によりまして被災しました農地農業施設70件、林道2件、公共土木施設39件分の人件費、あるいは、測量設計費、工事費等をあわせまして、全体で2億239万円を計上しております。今回の補正予算の3分の2を占めて

いるというものでございます。

13款予備費は調整でございます。

34ページ以降は、給与明細費というものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、16ページに戻っていただきたいと思います。

11款地方交付税の追加1億2,200万5,000円を計上しております。

13款農業災害復旧費受益者負担金525万円です。

15款国支出金、16款県支出金につきましては、歳出予算のところで説明しておりますので、省略をしたいと思います。

19款繰入金です。事業費精算による介護保険特別会計からの繰り戻しや、それぞれの基金ごとに調整を行うものでございます。

20款の繰越金は決算によるものです。

22款の町債です。今回の補正に係る財源として、地方債の変更を行っているというものでございます。

続きまして、4ページに戻っていただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。9施設の指定管理料につきまして、消費税及び地方消費税の引き上げに伴いまして、それぞれの指定管理期間中の消費税分を追加するものでございます。

続いて、予算書、表紙の次のページをお願いします。

令和元年度山都町一般会計補正予算。

令和元年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億1,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和元年9月5日提出。山都町長です。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 22ページ、ちょっとお願いします。22ページの委託料、矢部インター周辺道の駅整備基本計画策定業務委託料、644万6,000円ですね。これにつきましては、先ほど、



3番の中村議員のほうからも話がありましたけれども、これを計画するに当たり、町のほうとして、ただ単にここにつくりたいから、お願いしますという話じゃなくて、これを経営するに当たっては、どういう内容で経営するのか、委託するのか。むしろ、それとも、JAか何かにやるのか。それとも、先ほど言いましたように、道の駅としてのあり方は、どのような形でやるのかということ、町が基本的な計画をはっきり持つべきだろうと思っておりますし、つくったことによって、あと、また、管理委託料を払わにゃんことがあっちゃあ、採算ベースなかなか、物産館だけでは、今の山都町では合うと私は考えておりません。

当然ながら、物産の販売すると言え、11月から1月、2月、3月、4月、5月は、ほとんど農産物の生産はありませんし、かといって、特別な観光地で売るような品物があるわけでもないし、虹の通潤館等の関わり合いもありますし、また、それをつくって、管理委託料を払うというようなことになってくれば、非常に町の財政の負担にもなるような気がしますし、この経営のあり方について、その前に十分、町として検討しながら、どういう管理委託をするのか、何を売するのか、地域住民とどのようなかかわりをするのかということ、十分検討した上で、ぜひこれを管理委託をする前には、私たち議員のほうにも、方向性なり、何なりを、どのような形でやるのかということ、議論させていただければというふうに考えておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 22ページの備品購入費なんですが、停留所標柱購入費は、上のほうのデマンド実証実験にかかわる標柱なのか、それとも、現在ある標柱が古くなっての立てかえなのか。詳細をお尋ねします。

それから、23ページ、賦課徴収費の過誤納払戻金、この内容について御説明をお願いします。

それから、27ページ、委託料、インバウンドモニターツアー事業委託料ということですが、詳細な説明をお願いします。このモニターツアーを行った、これをどのように反映させていくのか。その説明をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。集落サポートプロジェクト事業としまして、今度、コミュニティバスのデマンドの実証実験をするということで、バス停の設置を予定しております。バス停設置につきましては、現在、例えば、集落から300メートル以内とか、そういうちょっと遠い部分もありますので、乗られる方が高齢者ですので、今、一応、登録制にさせていただいて、お近くに乗り降りしやすい場所があったら、そこをバス停として追加していきたいと考えているところです。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田上るみ子君。

**○税務住民課長（田上るみ子君）** お答えいたします。ここでは、過誤納払戻金ということになっておりますけれども、過年度分、ここでは平成30年度以前に納められた町税、住民税、固定資産税、法人町民税にかかる賦課更正によります還付が生じた場合に支出をしております。

今回、法人住民税につきまして、還付金が発生しまして、その金額が予算残額以上に上回るこ  
とが発生しました。来年、決算までの約7カ月分の還付額についても、不足が生じることになり  
ますので、過去2年間の還付支払い状況を参考に、算出した額を今回計上させていただいており  
ます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** インバウンドモニターツアーにつきましては、先ほど説明  
がありましたとおり、10月から12月まではラグビーの世界カップ、それと、女子ハンドボ  
ールの世界選手権の外国人の方を対象に、モニターツアーを2回ほど予定をしております。10月か  
ら12月にかけて、まだ期日の方は決まっておられませんけれども、計画をしているところです。せ  
っかくの世界大会が熊本で開催されるということで、ツアーを実施して、外国人のモニターから  
ツアーのコースを、山都町内のコースを設定して、御意見を伺うと、意見交換も含めて行う予定  
にしております。

それと、通潤山荘ですとか、そよ風パークも、特に通潤山荘のほうでは、積極的にそういう山  
都町に来てからのいろんなツアーを組みたいという提案もいただいておりますので、そういった  
ものに生かしていただくことにしております。

町内のタクシー等を利用して、そういうルート設定をして、観光客の誘致を行うということ  
で考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 私も、22ページの、もう一度、済みませんが、再編関連訓練移転等  
交付金事業という、上から2番目に書いてある639万8,000円の御説明をもう一回お願いします。

それと、公共交通デマンド実証実験、これの中身をいつごろ、どのようにされるのかが、もう  
お決まりでしょうか。そこら辺をお伺いします。

そして、もう1点は、29ページの、この間、ちょっと議案説明会のときにもあったんですが、  
山都町中島西のインター、立ち入り防止柵、これの具体的な箇所と、どういう柵であるかとい  
うことをもう一度御説明お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。まず、再編関連訓練移転等交付金事業、道路測量  
設計委託料639万8,000円ですけれども、これは期成会のことです。大矢野原演習場周辺対策期成  
会のほうといろいろ調整をした中で、期成会側のほうから、田小野地区、それから、北中島地区  
のほうから、改良に近い道路維持工事の要望が12カ所上がっております。この中で、それぞれ  
に地区から4地区分の測量設計ということで、本年度実施します。

来年度から、この4箇所分について、工事に入るという計画で進めていきます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 立ち入り禁止は、高速道路の。

**○建設課長（佐藤三己君）** 済みません、失礼しました。中島西インターチェンジの立入防止柵の設置工事ですけれども、実は、開通後に本線を歩行者の目撃情報があったということで、これは国交省のほうとも打ち合わせをしました。侵入防止のフェンスを国交省側がする範囲と、町がする範囲を決めて、両方でやってきます。

それと、もう1点は、オフランプ側の周辺地域の方から、夜のライトがまぶしいということで、何か対策をとということで……。対策を講じてもらいたいという要望がありましたので、これを受け、遮光フェンス、今もあるんですけど、それぞれ足りないということで、今の遮光フェンスをあと9メートル伸ばすという工事になります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** デマンドの実証実験について御説明いたします。

実証実験に当たりましては、1便当たりの利用者が1.0人未満の路線の沿線エリアを基本としまして、近隣で1便当たりの利用者が1人から2人未満の路線を含めた地域、具体的には蘇陽地区の3地区を予定しております。利用される方は、基本、利用登録をお願いしたいと考えているところです。

現在、利用者がなくても、定時定路線を運行しているところなんですけども、その定時定路線、例えば、少ないところを二つ組み合わせた場合は運行距離が長くなりまして、乗車時間も長くなるというようなところがございますので、予約があったバス停のみを運行しまして、移動時間の短縮、あわせて安全場所があれば、乗降場所を新設するというので、一つは利用者の負担軽減にもつながるし、2路線を1路線にすることによって、バスの効率化も図れると考えているところです。実施に当たりましては、10月1日からを予定しております。

この事業につきましては、見守り支援などを複合的に組み合わせた事業として、今回は実施いたしますので、登録していただいた方には、事前に、本来は予約制になりますけど、事前に御利用の予定はないかとか、お体の体調は変わりないかという見守りも兼ねた支援とを組み合わせた事業として、実施する予定でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 最初に、7ページの猿ヶ城キャンプ村への指定管理料のところと、5ページの道の駅通潤橋と比べたときに、閉村状態にある猿ヶ城キャンプ村よりも、稼働中の道の駅通潤橋のほうが低いというのは、どうしてかなと思います。その説明をいただきたいのと、18ページのふるさと応援基金のところ、2,000万の減額補正になっています。ふるさと納税のほうがちょっと不調なのかなと心配をしておりますけれども、そうすると、5,000万の予定で事業をこたしするようになってたと思うんですけど、それにも影響してくるのかというのが二つ目のお尋ねです。

それと、28ページの定住支援の環境整備事業の中身をもう少し詳しく教えてください。それと、29ページの校務用のパソコンを今回、小学校も中学校も全部購入されるということですが、前回、

前々回だったかお尋ねしたときに、OSも古いから、心配しているということも申し上げましたが、一遍に変えていただけるということはいいいことだと思いますが、リースのほうが安いんじゃないかという話も聞いておりましたので、購入とリースで比べられたのか、その結果なのか、お尋ねをします。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。5ページの道の駅通潤橋の債務負担行為の金額と、7ページの猿ヶ城キャンプ村の金額の差があるということですが、もともとの指定管理料の金額が違いますので、今回8%から10%に上がった分の債務負担行為を去年、債務負担行為設定させていただきましたけれども、それは8%の計算での債務負担行為であって、10%に引き直したときの差の分を今回計上させていただいたというところですよ。

それと、28ページの山都町定住支援住環境整備事業補助金についてでございますけれども、少し説明をさせていただきますと、年度途中ではございましたけれども、今回、要綱を整備しまして、定住支援住環境整備事業補助金という予算を計上させていただきました。本町に移住を希望する者の住宅希求に対応して、定住化の促進と地域活性化を図るために、町内において住宅の取得等を行う移住者に対して、補助金を交付するというものでございます。対象については、Uターン、Jターン、Iターンが対象となります。転入から5年以内で、住民登録後10年以内の者ということで、ここ5年間さかのぼって、10年以内までの移住者の方が新しく家を新築されるとか、中古の住宅を買われる。そういった場合に、補助金を交付するという要綱になります。

補助対象額については、住宅の取得部分に係る費用でございますけれども、住宅取得に係る2分の1以内ということで、100万円を限度としております。それと、取得する住宅については、当然、名義が移住をされた方の名義であるということが条件となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

済みません、あわせて、18ページの繰入金のふるさと応援基金繰入金のところでございますけれども、今年度、そよ風パークでトイレとお風呂の改修で9,000万の予算をいただいておりますけれども、そこにふるさと応援基金の2,000万を当初予算で充ててありました。財源の組み替えということで、震災復興基金の繰入金と起債を充てるということになりましたので、ふるさと応援基金の繰入金は使わずに、起債と熊本地震復興基金のほうを充当させていただいたということで、2,000万円はまたもとに戻されたということでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** 教育費の備品購入費についてお答えします。リースを検討しましたが、今回のパソコンは10年をめどに、約10年をめどに入れかえていきたいと思っております。購入と比較したとき、購入のほうが安かったので、この金額でお願いしているものです。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 21ページの財産管理費についてお尋ねです。

不動産鑑定業務委託料と、先ほど、菅原工場の跡地という話が出ましたが、ここは個人の方が借りられて、滞納されとったと、家賃を。そこら辺がいろいろ話し合いの末、訴訟か、そこまで行っとるか知りませんが、この家賃あたりは全部回収できとるのか。できなくて、このまま切られて、こういう鑑定士にお願いされたのか。その辺りのことをちょっと教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 借り主の方からの返還というのは、さまざまな状況でも無理な状況ということでございましたので、建物内にありました不動産等も全部撤去をしながら、今、建物だけあるような状況でございますので、せっかくの財産でございますので、不動産鑑定をしながら、今後、財産処分をしていきたいというふうに思います。

現在でも、十数万円ほど菊池市のほうに固定資産税を払っておりますので、なるべく早く処分したいなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** よければ、滞納がどのぐらいあったんですかね。わかりましたら、教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 申しわけありません。額まではちょっと、済みません。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 3点お願いします。

まず1点目は、22ページの一番上の矢部インター周辺道の駅整備基本計画策定業務委託料、この委託料はどちらに委託をなさるのか。もしわかっていたら、教えてください。

それと、もう一つは、27ページですね。観光費の中のインバウンドモニターツアー事業委託料、こちらも委託先、もし決まっていたら、教えてもらえれば、教えてください。

それと最後です。29ページの教育備品購入費です。リースと比較なされたという御答弁だったんですが、10年をめぐりに比較なされたということですが、これは10年間使えるという想定で、リースと購入を比較なされたということでしょうか。

昨今OSが10年間使えるとはちょっと思えないんですね。そのあたりを教えてください。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 委託につきましては、今後、業者を選定の上、入札の上、実施いたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 27ページのインバウンドモニターツアーの業務委託については、くまもとDMCのほうと協議を今しております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** パソコンについてです。今回については、10年間で見積もりというか、おおむねですね。不具合が生じたときには、また、OSのほうを検討するというところで、見積もりをとっております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑は。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 学校教育課長の御答弁に関してです。御答弁の内容はよくわかるんですけども、本当に10年間使えるのかなというところですね。これを具体的に、どこまで検証なさっているのかなというところだったんですよ。不具合があれば、また直されるということなんですけれども、いまだ10年間パソコンもたないですよ。これも実際そうです。家で使ってもそうです。

そのあたりをきちんと検証なさってればいいなというところで、御質問したところでした。済みません。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** 過去使用しているパソコンが大体10年で、今まで入れかえてきております。確かに、OSの入れかえが早まっておりますが、今のところ10年で見積もりのほうはとっているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 先ほどの指定管理料の件ですけれども、計算上そうなるということわかります。わかりますが、そして、みんな同じようにしないといけないんだろうなとも思いますけれども、実際に稼働してなくても、いろんな管理をされているということもわかります。

最終的に、精算するということが昨日の質問で言われましたけれども、決まったようにしないといけないのかなというのはわかりますけれども、何となく腑に落ちないなという思いであります。

計算上はこうしないといけないということなんですね。

**○議長（工藤文範君）** そうです。ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** もう一言、済みません、嶋田課長にはつけ加えさせていただきます。

やはり私も眞原議員のおっしゃるとおり、10年間は本当にほぼ無理な見積もりじゃないかというふうに思っています。もっと現実に見合った世の中のことと思って、そして、昨日もICT化のこととかも申し上げましたけれども、やはり田舎に住むなら、住むなりのやっぱり最新のいうか、設備、やっぱり田舎における、だめだもんねというふうなことではなく、やはりもっと世界レベルというか、ここにいても、世界と渡り合って行けるよというふうな環境の中で、子供も育てたいし、先生たちも応援したいし、そして、たびたび申し上げますような司書とか、

ここから離れているところで働いてらっしゃるところはお古のお古のお古が回ってきておりますよね。いまだに、本当にこれ、いまだきのパソコンなのというぐらい古い物を大事大事に使ってらっしゃるという現実もありますので、今後は教育委員会だけでなく、全体的に、そういう機器の更新というものには努めていただきたいというふうに思いますので、一言お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。確かに先生方にかかなり古いパソコンで、辛抱していただいているのが実情でございます。

今後は、そうした面も踏まえて、できるだけ仕事改革とも言われております。スムーズに短時間で仕事をしていただけるような、こういうパソコン関係も含めて考えていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第46号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第46号「令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 議案第46号、令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

まず、歳入のほうから説明したいと思います。

5ページをお開きください。

4款支払基金交付金です。介護給付費交付金として、68万7,000円を補正しております。これは平成30年度支払基金の精算による追加分でございます。

続きまして、歳出を説明します。

6ページを開きください。

2款1項介護サービス等諸費です。

5目居宅介護福祉用具購入費につきまして、19節の負担金について、62万1,000円を補正しております。

6目居宅介護住宅改修費につきまして、19節の負担金について、228万5,000円を補正しております。

2款2項介護予防サービス等諸費です。

7目地域密着型介護予防サービス給付費につきまして、19節の負担金について、146万7,000円を補正しております。

以上3項目につきましては、当初見込んでおりました事業の利用者数により、申請者が増加していることによりまして、当初予算に対しましての不足額を計上いたしました。

続きまして、6款1項償還金及び還付加算金です。

1目第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金につきまして、23節の償還金としまして、288万8,000円を補正しております。これは過年度介護保険料償還金で、転出や死亡等による被保険者の資格喪失に伴う保険料の還付を行うもので、対象件数につきましては、294件となります。

2目償還金につきましては、23節償還金として、2,363万8,000円を補正しております。これは平成30年度事業精算による国県支出金の償還金です。

6款2項繰出金です。

1目一般会計繰出金につきまして、28節の繰出金として、2,129万7,000円を補正しております。これは平成30年度の精算による一般会計の繰り出しとなり、一般会計補正予算の歳入へ同額を計上しております。

次に、表紙に戻っていただきまして、2ページをごらんください。

令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成31年度山都町介護保険特別会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町介護保険特別会計予算とする。

令和元年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,044万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和元年9月5日提出。山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第47号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第47号「令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 失礼します。議案第47号、令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明します。

まず、歳出から説明します。

4ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費です。補正前の額に補正額383万円の増でございます。財源内訳につきましては、一般財源383万円です。

節の説明です。11節需用費130万円の増です。水道施設の漏水修繕等に係る経費を計上しているところがございます。15節工事請負費253万円の増です。蘇陽地区八木加圧所、給水ユニットの不具合による取りかえ工事費を計上しているところです。

2目簡易水道整備事業費です。補正前の額に補正額1,105万3,000円の増でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金450万円、一般財源655万3,000円でございます。

節ごとの説明です。9節2万6,000円の増、11節と13節につきましては、15節で組み替えをしておりますので、減額としております。14節、8万6,000円の増、1カ月分のパソコンリース料を計上しております。15節です。1,288万8,000円の増です。内訳につきましては、下名連石の川島配水池の増築築造に伴う既設配水地からの円滑システム等の移設工事費や、施設内の防草対策、コンクリートの打設等による必要な工事費を増額補正するものでございます。

また、民生安定事業による水の田尾下鶴線道路改良工事の変更に伴い、同時施工をしております下鶴水道組合、水道管更新工事の増額補正を行うものでございます。

次に、歳入を説明します。

3ページをごらんいただきたいと思います。

3款1項1目簡易水道国庫支出金になります。補正前の額に補正額450万円の増でございます。

1節簡易水道国庫支出金450万円、下鶴水道更新工事に伴う調整交付金でございます。

5款1項1目繰越金です。補正前の額に補正額1,038万3,000円の増でございます。

1節繰越金1,038万3,000円でございます。繰越金につきましては、平成30年度の決算を終えて補正するものでございます。

それでは、表紙の次のページをごらんいただきたいと思います。

令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成31年度山都町簡易水道特別会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町簡易水道特別会計予算とする。

令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,488万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,590万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年9月5日提出。山都町長でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時37分

再開 午後2時47分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第9 議案第51号 山都町辺地総合整備計画の策定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第51号「山都町辺地総合整備計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 議案第51号について御説明いたします。

議案第51号、山都町辺地総合整備計画の策定について。

山都町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することとする。

令和元年9月5日提出。山都町長。

提案理由です。

本計画を定めるには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

この議案につきましては、今般、玉目地区の計画策定を行いましたので、その計画について御審議と議決を願うものです。

本計画については、議決をいただいた後、総務省、総務大臣に提出し、事業が辺地債の対象となるものでございます。

なお、追加資料としまして、辺地度点数算定表をお配りしていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

開いていただいて、1ページ目をお願いいたします。

玉目辺地の総合整備計画書です。

辺地の概要、地域の中心の位置、辺地度点数、整備を必要とする事情、整備計画期間を示しております。

辺地度点数は150点です。これは積み上げが100点以上になることが条件となります。

公共的施設の整備計画としまして、当地区、町道長谷花立線の改良工事を令和元年度より令和6年までの6年間で整理する計画となっております。また、これには社会資本整備総合交付金を特定財源として充ててあります。

次ページには、町道長谷花立線の位置を示しております。赤い線が整備計画区間で、延長は約800メートルです。

追加でお配りしました別紙1をお願いいたします。

これは辺地度点数算定表でございまして、辺地度点数の算出根拠となります。

裏面をごらんください。

施設別、年次別計画表です。

以上、辺地総合整備計画につきまして、御承認方よろしくをお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「山都町辺地総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決さ

れました。

---

#### **日程第10 議案第52号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案52号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、説明いたします。

議案第52号、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、上益城広域連合の処理する事務を変更し、上益城広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和元年9月5日提出。山都町長。

上益城広域連合規約の一部を変更する規約。

上益城広域連合規約の一部を次のように変更する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号に次の1号を加える。

第5号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。

第5条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

第7号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。

別表に、次のように加える。

用地取得に要する経費、均等割100%。一般廃棄物処理施設建設に要する経費（用地取得に要する経費を除く）関係町の人口、施設の利用度等を基準として、関係町が協議して定める。

附則。この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由です。

広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページにつきましては、案文でございます。

3ページをお願いします。

理由書でございます。

現在郡内5町と三つの組合で組織いたします熊本県中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が、令和2年4月1日から上益城広域連合へ事務移管するため、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更する必要があるものでございます。

4枚目は新旧対照表で、左側が変更後ということでございますので、御確認いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合により9月17日は休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、9月17日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後2時55分

9 月 27 日（金曜日）

令和元年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和元年9月5日午前10時0分招集
2. 令和元年9月27日午前10時0分開議
3. 令和元年9月27日午前10時52分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第23日)(第4号)

- 日程第1 認定第1号 平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第4 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
- 日程第5 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠   | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦  |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠  | 6番 藤川 多美  |
| 7番 甲斐 重昭  | 8番 飯開 政俊  | 9番 吉川 美加  |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 |           |

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |         |        |         |       |
|---------|--------|---------|-------|
| 町 長     | 梅田 穰   | 副町長     | 能登 哲也 |
| 教育長     | 井手 文雄  | 総務課長    | 荒木 敏久 |
| 清和支所長   | 渡辺 八千代 | 蘇陽支所長   | 飯星 和浩 |
| 会計管理者   | 緒方 功   | 企画政策課長  | 藤原 千春 |
| 税務住民課長  | 田上 るみ子 | 健康ほけん課長 | 河野 君代 |
| 福祉課長    | 高橋 季良  | 環境水道課長  | 増田 公憲 |
| 農林振興課長  | 山本 敏朗  | 建設課長    | 佐藤 三己 |
| 山の都創造課長 | 藤原 章吉  | 地籍調査課長  | 上田 浩  |
| 学校教育課長  | 嶋田 浩幸  | 生涯学習課長  | 工藤 宏二 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（工藤文範君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。町長から、発言の申し出があつております。発言を許します。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** おはようございます。発言の機会を賜り、まことにありがとうございます。

今定例会におきまして、議案第44号、山都町森林環境整備基金条例の制定について、御提案を申し上げたところでございます。当該議案は9月13日に上程され、審議を経て、全会一致で可決をいただいたところですが、後日、職員から、地方自治法上、手続に瑕疵があるのではないかとの指摘がありました。

これを受けまして、調査しましたところ、地方自治法に新たに予算を伴うこととなる条例案は、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとの規定があり、今回の提案が不適切であるということが判明しました。

ここに、議会並びに議員の皆様、そして、町民の皆さんに対して、深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。今後、新たな必要な予算措置が整いましたときに、改めて提案をさせていただきたいと存じます。

また、職員一人一人が基礎的な法務の知識と専門的な行政能力を体得することはもちろん、情報の共有に努めてまいりますので、御指導賜りますよう、お願いを申し上げまして、お詫びの挨拶とさせていただきます。まことに申しわけありませんでした。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。お手元のほうに、地方自治法第222条が記載されました資料が配付をしてあるというふうに思いますので、説明をいたしたいというふうに思います。

同条第1項中に、提案する議案が予算を伴うものであるときは、必要な予算措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでは提案してはならないということでありまして、今定例会におきまして、これにつきまして、改めて予算措置を行うということは致さないといたしましたので、無効ということになります。

町長からもありましたとおり、国からの交付金の額が未だ未確定でありますので、交付金の額が確定したしかるべき時期に、予算案とあわせて、改めて提案させていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



---

**日程第 1 認定第 1 号 平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第 1、認定第 1 号「平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** おはようございます。平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出の審査の報告を行います。

山都町議会議長、工藤文範様。総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第 1 号、平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、総務常任委員会関係。

（1）総務課。

選挙区について、合併前の53投票区を引き継ぎ執行してきたが、諸般の事情により、平成30年度は18区への再編が決定され、有権者への周知が図られていた。

職員の提案制度は採用 1 件であったが、今後とも職員の声を聞きながら、あわせて各種研修会には積極的に参加し、この町のリーダーとして、明るい職場づくり、まちづくりに貢献してもらいたい。

町有財産については、稼動状況を見極めながら、売却、解体等を含め、財政事情等総合的に判断し、処分を決めていくことが望ましい。

防犯や災害については、安心・安全な町として、町民一人一人が安心して生活できる環境づくりに、他団体とも連携を深め、推進してほしい。

（2）教育委員会。

児童生徒一人一人を大切にすることを基本に、自ら学び考え、「生きる力」を育む教育の推進をするため、教諭補助の配置、各学校に応じた公設「山都塾」での講座、ALT配置、不登校の児童生徒のための山都教室など、独自の努力が見られる。

夏休み期間中に、公設学習塾として「地域未来塾」が開催され、児童生徒の学力の向上につながられた。今後も、児童生徒の学習意欲向上のため、さらに参加者を募り、継続して開催していただきたい。

学校教育施設整備については、雨漏り補修、エアコン設置、ICT環境の充実等、問題山積であるが、年次計画を立て、実現してほしい。特に、ICT環境についてはタブレットが導入されたが、まだ、有効に使うことができない現状であり、早急に改善されたい。

同和教育について、昨年も、各種研修会の参加者に広がりが見られるように、研修内容の見直しをお願いしたが、さらに参加しやすい工夫をしてほしい。

(3) 企画政策課。

九州中央自動車道の開通は、山都町への人の流入を増加させた。今後の矢部・蘇陽間の計画段階評価の早期完了に向け、要望活動を継続すべきである。

大矢野原演習場関連対策について、周辺住民の生活環境を守るための適切な対応と、防衛省との協議をさらに深めてほしい。

公共交通のあり方については、コミュニティバスとスクールバスの併用、統合並びに民間タクシー事業者との連携を模索し、実証するなど、問題解決の実現を図りたい。

地域情報化、行政内情報化を進め、効率化を図るとともに、歳出削減に努めてもらいたい。

(4) 税務住民課。

熊本地震による被災者の減免措置が終わり、徴収率が前年を下回ったが、滞納繰越分が減っていることを評価したい。上下益城郡4町及び県央広域本部税務部収税第一課と職員の派遣協定を結び、公売会などの取り組みは、今後とも積極的に進めてほしい。税は公平性が求められることから、今後もさらなる業務執行に努力されたい。

(5) 支所。

支所の職員が削減され、業務の負担がふえる中、清和支所では、地元出身の職員が少ないため、情報交換や意見交換の場として、地区独自の区長会議、新年賀詞交換会の開催など、努力されている。蘇陽支所においては、火伏地蔵祭、もみじ祭りを初め、多くのイベントに職員が中心となって行っており、職員の業務以外の負担もふえている。については、本庁支所の業務の見直し、すみ分けは喫緊の課題であり、早急の改善を望む。

また、清和小水力発電所においては、令和7年に、現在の固定価格買取制度の終了と大規模点検を迎え、多額の費用が必要となることから、今後、売却、閉鎖も視野に入れた検討をされたい。

**○議長（工藤文範君）** 次に、厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** 皆さん、おはようございます。

厚生常任委員会関係の報告をいたしたいと思います。

まず、福祉課です。

病後児保育は、昨年より利用登録者がふえたが、利用者は5名であり、健康に過ごした児童が多かったことが要因であると推察される。しかし、広い山都町において、十分に施設の機能が生かされていないようにうかがえる。働く親にとって、利便性の高い施設とするため、病後児保育利用対象者への対応について、医療機関との連携も視野に入れて、検討していただきたい。

健康な高齢者を支援するために、エゴマ栽培等に取り組み、製品は販売することができ、今後につながる取り組みであった。一方で、家庭で高齢者を介護する者に対する支援は、薄い現状である。今後、家族の在宅介護を行う者に対し、負担軽減につながる支援の拡充を検討してほしい。

昭和51年に建設された人権センター及び児童館は、老朽化への対応が目下の課題である。今後の町における人権問題解決に向けた事業実施に必要な施設と位置づけるならば、大規模改修等も

視野に入れなければならない。限られた地域の住民だけでなく、広く住民に利用しやすい施設になるために、どのような啓発事業をしていくのかを検討する必要がある。

子ども食堂は、児童館子育てクラブが主体的に取り組まれている。今後も定期的な開催を心がけ、子どもの居場所としての役割を担ってほしい。

(2) 健康ほけん課。

昨年度の大きな変化は、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に移行し、市町村と一緒に運営することとなったことである。このことは、自治体間で格差がある保険税の均一化を目指すものである。町においては、住民の健康寿命延伸について、病気を早期発見し、重症化しないためにも、住民健診受診率の向上にますます努力してほしい。

環境水道課。

山の都エコライフ支援事業の財源は、予算に限りのある山の都ファンドが基礎となっているので、予算の根拠が消滅すれば、事業も廃止されるのかとの懸念がある。今後の本町におけるエコライフ支援について、長く取り組める体制を模索していただきたい。

現在、上益城5町による広域ごみ処理場等の計画が進行中であるが、実際の稼働まで10年以上先になる見込みである。その間、小峰クリーンセンター、千滝クリーンハウスの施設設備等の維持管理に要する経費も必要である。今後の動向を注視しながら、計画的な予算立てを心がけてほしい。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 次に、経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** おはようございます。経済建設常任委員会関係の報告をいたします。

(1) 地籍調査課。

現在執行している第6次国土調査事業は、順調に実施されている。全ての事業完了まで20年以上かかることが予想される中、来年度からの第7次計画の推進に当たっては、的確な事業実施に万全を期してもらいたい。

(2) 農業委員会。

改正農業委員会法の施行により1年半が経過したが、良好に運営されている。今後、担い手不足により、遊休農地及び耕作放棄地の増加が見込まれるため、なお一層、農地の集積、集約化が図られるよう期待したい。

(3) 農林振興課。

平成28年災、平成29年災により被災した農地の復旧工事については、入札不調、不落により、3分の1が未契約であるので、確実な執行をお願いしたい。

有害鳥獣捕獲数は年々増加しているが、農林産物の被害は減少していない。今後のさらなる捕獲数増加を期待したい。また、処理加工施設においても、ジビエのさらなる品質向上と販路拡大に期待したい。

(4) 山の都創造課。

商工振興、観光振興、山の都づくり等、幅広い業務を執行されていることに敬意を表する。

山都町東京事務所が開設して、2年目になる。山都町の認知度を高めるため、さらなる活躍を期待したい。

若者定住促進住宅分譲地山都テラスは、残り3区画となり、順調に販売されている。今後、分譲区画が完売し、若者の定住につながることを期待する。

ふるさと納税事業については、昨年11月からの国による制度改正により、急激に寄附金額が減少している。貴重な町の財源であるので、魅力ある返礼品を提供するなど、寄附金額の増加につながる取り組みに期待したい。

(5) 建設課。

平成28年から平成30年までの発生災害により被災した公共土木施設の復旧工事について、契約に至っていないものがあるので、速やかに執行されたい。

また、当該工事の完工率が、事業費ベースで5割程度にとどまっていることが、通常事業の進度に大きく影響を及ぼしている。

国及び県との協議、並びに請負業者への工程管理に係る指導等を徹底され、早期完了に向けた取り組みをお願いする。

(6) 環境水道課。

環境水道課における簡易水道事業は、令和元年度で終了し、上水道と経営統合される。水道施設資産評価台帳整備等の確実な処理に、万全を期してもらいたい。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 4、結び。

本町は財源が年々縮減され、人口減少、少子高齢化が進み、厳しさが増す現状ではあるが、町内の経済状況は、農業、建設業がリードする形で、比較的良好な状態にある。高齢者も生産活動に加わっていただけるような取り組みも実を結びつつある。

若者の移住者もふえつつあり、住宅の整備も含め、定住促進のための政策が急務である。

役場の業務においては、事務事業の見直し、効率化は道半ばであるが、職員提案制度は現場の声の引き上げとともに、職員の意識改革につながるので、今後とも推進してほしい。

また、町外から来町したベンチャー企業への対応を大事にし、本町に根づくような協力体制の構築が必要である。

平成30年12月16日、九州中央自動車道が山都中島西インターチェンジまで開通し、交通量がふえ、いろいろなイベントに町外からの来訪者が確実に増えており、今後は、数年後に迫った矢部インターチェンジまでの開通に向けた取り組みを初め、地震、豪雨からの早期復旧など、町民からの期待が大きいプロジェクトに向かわなければならないので、執行部、議会が車の両輪の如く、町の政策を進め、町民の意識が高揚するような町づくりに邁進していただきたい。

以上、委員会の審査の報告をいたしました。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とすべきとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

---

## 日程第2 認定第2号 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第2、認定第2号「平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** 平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての審査報告を行います。

山都町議会議長、工藤文範様。

経済建設常任委員長藤原秀幸。

委員会審査報告書。

認定第2号、平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

平成30年度山都町水道事業決算においては、上水道事業の決算の認定にあわせ、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分について議会の議決が求められている。

審査の結果、5,154万1,436円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ、検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

令和2年度から簡易水道事業と上水道事業が統合され、新たな地方公営企業会計制度が始まる。円滑な移行ができるよう準備に万全を期されたい。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするべしとするものです。本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

---

### **日程第3 認定第3号 平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、認定第3号「平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** それでは、平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について報告いたします。

厚生常任委員長、後藤壽廣。

山都町議会議長、工藤文範様。

委員会審査報告書。

認定第3号、平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

（意見）。

平成30年度山都町病院事業決算においては、病院事業の決算の認定にあわせ、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分について議会の議決が求められている。

審査の結果、当該利益157万706円を利益剰余金に組み入れることとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ、検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

昨年度より検討していた病院給食の外部委託については、入札結果、1社のみのお札で、予定価格の上限を上回ってしまい、契約に至らなかった。今後、後進育成のためにも、早急な人材確保の対応を願う。また、現代社会では、在宅での看護や看取りを望む傾向があり、本町も訪問看

護の需要が伸びている。訪問回数は前年より107回の増加で、総計は2,862回となった。しかし、訪問看護スタッフは現在3名であり、今後は適正な人員配置が必要である。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 委員長報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、可決及び認定とすべきとするものです。本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、町長から発言の申し出がっております。

これを許します。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お許しをいただきましたので、一言、お礼を申し上げます。

ただいま平成30年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計、それぞれの決算につきまして、認定の御決定をいただきました。まことにありがとうございました。

各委員会におかれましては、慎重かつ熱心な御審議と現地調査による確認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。また、審査課程におきまして、御指導、御指摘が出ました事項につきましては、十分留意をしながら、今後も適切な予算執行を図り、なお一層、効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。

今後とも、御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

---

#### 日程第4 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について

**○議長（工藤文範君）** 日程第4、「請願及び陳情等付託報告について」を議題とします。

請願第3号、熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書について報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** 請願の審査報告を行います。

山都町議会議長、工藤文範様。

経済建設常任委員長、藤原秀幸。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、番号。請願第3号。

2、付託年月日。令和元年9月5日。

3、件名。熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書。

4、請願者。阿蘇市一の宮町宮地387番地5。農政連阿蘇総支部総支部長、原山寅雄。

5、審査の結果。採択。

6、委員会の意見。主要農作物種子法が、昨年3月末をもって廃止された。国は、民間企業の種子事業参入を促し、多様化したニーズに応じた種子の開発、供給体制を構築すると説明している。

しかし、外資系を含む民間企業が参入すれば、種子価格の高騰が危惧されるほか、食の安全・安心が守れない恐れがある。

また、本町は、県下でも有数の種モミ生産地であり、国や都道府県に種子の開発や生産、供給を義務付ける法的な裏付けがなくなれば、種子の安定供給に支障が出るのではないかと懸念される。

よって、種子法にかわる県独自の条例を制定されることを要望し、本請願を採択する。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

**○議会事務局長（坂本靖也君）** 朗読いたします。

主要農作物種子法廃止にかわる熊本県独自の条例制定を求める意見書（案）。

主要農作物種子法は1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。

米・麦・大豆の品種開発と安定供給のために、国や都道府県の公的役割が明確化され、同法のもとで、米・麦・大豆の主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付けで、国会において主要農作物種子法（以下「種子法」という）が廃止されました。種子法の廃止によって、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や、地域条件などに適合した地域特産品の生産・普及などが衰退してしまうのではないかと不安が広がっています。

さらに、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には外資系企業の独占や、改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。このことは、わが国の食の安心・安全、食糧主権が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。

こうした懸念を背景に、既に、宮崎県など11道県で独自の種子条例が制定され、多くの都道府県でそれに続く動きが始まっています。



本県でも、「熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領」が種子法廃止とあわせて施行されていますが、「要領」は法的拘束力を持たず、運用上の内部規則に過ぎません。

したがって、財政措置などを含む法的拘束力を持つ「条例」の制定が必要です。

よって、山都町議会としては、熊本県知事に対して、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法にかわる熊本県独自の条例を制定されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年、熊本県上益城郡山都町議会。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号「熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書」は、採択することに決定しました。

陳情第11号、昭和58年度着工町道瀬戸福良線改良工事の早期全線完了について報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** 山都町議会議長、工藤文範様。

経済建設常任委員長、藤原秀幸。

陳情審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第11号。

2、付託年月日。令和元年9月5日。

3、件名。昭和58年度着工町道瀬戸福良線改良工事の早期全線完了について。

4、陳情者。山都町金内366番地5、増田義臣ほか。

5、審査の結果。趣旨採択。

6、委員会の意見。本陳情の町道瀬戸福良線は、昭和58年度に改良工事に着手され、長年にわたり工事を継続しているものの、未だ工事完了していない状況にある。本路線は、島木地区においては幹線道路であり、昨年開通した九州中央自動車道へのアクセス道路としても重要な役割を

果たす道路であり、早期完了を望まれる陳情の趣旨は、理解できる。

道路改良事業は、第2次総合計画の実施事業計画に沿って進められている中で、事業実施に当たっては、各地域の期待は大きく、公平性、透明性を確保しながら、事業を推進していかねばならない。

また、改良事業を推進するに当たり、路線ごとの事業進捗や工事区間の状況等により、交付金事業総額に対する路線間の調整も考慮する必要がある。

一方で、近年の傾向として、老朽化が進む道路施設の長寿命化対策に要する維持管理費用も年々増加している現状があり、このことが改良系事業の進捗に大きく影響を及ぼしている。

このようなさまざまな要因と社会環境の変化の中で、良好な道路環境を維持していくためには、将来の住民にとって、真に必要となる道路網の計画的な整備が必要である。

本陳情の趣旨については理解できるものの、全ての路線においても早期完了が望まれていることから、事業推進に当たっては、執行部の判断によるものとする。

よって、本陳情については、趣旨採択とする。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号「昭和58年度着工町道瀬戸福良線改良工事の早期全線完了について」は、趣旨採択とすることに決定しました。

陳情第12号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 常任委員会に付託いただきました陳情の審査の報告をいたします。

山都町議会議長、工藤文範様。

総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第12号。

2、付託年月日。令和元年9月5日。

3、件名。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について。

4、陳情者。山都町下馬尾280番地1、竹下玲。

5、審査の結果。採択。

6、委員会の意見。現在、学校現場では、新学習指導要領への移行、外国語教育のための対応など、長時間労働を余儀なくされ、教職員の働き方改革が急務となっている。また、義務教育費の国庫負担率が引き下げられ、厳しい財政状況が続き、自治体間の教育格差が生じている。

全国の子どもたちが一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源の拡充及び教職員の定数改善を推進したく、本陳情を採択する。

**○議長（工藤文範君）** 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

**○議会事務局長（坂本靖也君）** 朗読いたします。

教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障に関する意見書（案）。

社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきており、新学習指導要領の円滑な実施、児童生徒のゆたかな学びを実現するため、「学校における働き方改革」が進められています。

地方自治体がこの改革を推進しながら、より質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引き下げや加配の充実など、教職員の定数改善が必要です。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、「教育の機会均等」と「教育水準の維持向上」が図られる必要がありますが、厳しい財政状況の中、十分な施策ができていない実態もあります。地方公共団体にとって、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっているため、国の責任において、財源が確実に保障される必要があります。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の事項についての措置を講じられますよう、強く要望します。

記。

- 1、学級編制の標準の引き下げや加配の充実など、教職員の定数改善を計画的に推進すること。
- 2、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所定の財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年、熊本県上益城郡山都町議会。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第12号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について」は、採択することに決定しました。

---

#### 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第5、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで、令和元年第3回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午前10時52分

令和元年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第10号	平成30年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月5日	報告 済
議案第48号	工事請負契約の締結について（柚木砥用線道路改良工事）	9月5日	原案可決
議案第49号	工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線白石橋上部工 工事）	9月5日	原案可決
議案第50号	工事請負契約の締結について（山都町営プール他解体工事）	9月5日	原案可決
議案第41号	山都町へき地保育所条例の廃止について	9月13日	原案可決
議案第42号	消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備につい て	9月13日	原案可決
議案第43号	山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の		

	制定について	9月13日	原案可決
議案第44号	山都町森林環境整備基金条例の制定について	9月13日	原案無効
議案第45号	令和元年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	9月13日	原案可決
議案第46号	令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月13日	原案可決
議案第47号	令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	9月13日	原案可決
議案第51号	山都町辺地総合整備計画の策定について	9月13日	原案可決
議案第52号	上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について	9月13日	原案可決
認定第1号	平成30年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月27日	原案認定
認定第2号	平成30年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月27日	原案可決 原案認定
認定第3号	平成30年度山都町病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月27日	原案可決 原案認定
委員会報告	請願及び陳情等付託報告について	9月27日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	9月27日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---